

参議院外務委員会會議録第一号(その一)

平成五年三月二十六日(金曜日)
午後二時十分開会

委員氏名
委員長 野沢 太三君
理事 椎名 素夫君
理事 山岡 賢次君
理事 北村 哲男君
理事 磯村 修君
理事 石渡 清元君
理事 成瀬 守重君
理事 野村 五男君
理事 宮澤 弘君
理事 矢野 哲朗君
理事 久保田真苗君
理事 田 英夫君
理事 堂本 暁子君
理事 松前 達郎君
理事 荒木 清寛君
理事 黒柳 明君
理事 猪木 寛至君
理事 立木 洋君
理事 武田邦太郎君

委員の異動
一月二十二日
辞任 石渡 清元君
補欠選任 北 修二君

出席者は左のとおり。
委員長 野沢 太三君
理事 椎名 素夫君
理事 山岡 賢次君

委員

政府委員	外務大臣	外務大臣官房長	外務大臣官房審議官	外務大臣官房会計課長	外務省アジア局長	外務省北米局長	外務省欧亜局長	外務省経済協力局長	外務省条約局長	外務省国際連合局長				
北村 哲男君	成瀬 守重君	野村 五男君	宮澤 弘君	矢野 哲朗君	久保田真苗君	田 英夫君	堂本 暁子君	松前 達郎君	荒木 清寛君	黒柳 明君	猪木 寛至君	立木 洋君	武田邦太郎君	渡辺美智雄君

事務局側
局長 外務省情報調査 鈴木 勝也君
常任委員会専門 辻 啓明君

説明員
外務大臣官房審議官 内藤 昌平君

本日の会議に付した案件
○国政調査に関する件
○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○平成五年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)
○平成五年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)
○平成五年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について
(外務省所管)

○委員長(野沢太三君) ただいまから外務委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る一月二十二日、石渡清元君が委員を辞任され、その補欠として北修二君が選任されました。

○委員長(野沢太三君) 次に、国政調査に関する件についてお諮りいたします。
本委員会は、今期国会におきましても、国際情勢等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(野沢太三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(野沢太三君) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
政府から趣旨説明を聴取いたします。渡辺外務大臣。
○國務大臣(渡辺美智雄君) ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。
改正の第一は、在外公館の設置及び廃止についてであります。

今回新たに設置しようとするのは、在グルジア、在クロアチア、在スロバキア、在スロベニア及び在チェコの各日本国大使館並びに在ウラジオストク日本国総領事館であります。各大使館の設置は、旧ソ連、ユーゴスラビア及びチェコスロバキアを構成していた各国の独立に伴うものであり、在チェコ日本国大使館以外は近隣国の大使館が兼ねて管轄するものであります。また、在ウラジオストク総領事館につきましては、ロシア極東部最大の都市であり我が国を含む諸外国とロシア極東部の交流の拠点となるウラジオストクの重要性を踏まえ設置するものであります。

在外公館の廃止につきましては、チェコスロバキア連邦の解体に伴う在チェコスロバキア大使館の廃止のほか、ロシアの在ナホトカ総領事館を廃止することとしております。

改正の第二は、以上の新設の在外公館に勤務する職員に在勤基本手当の基準額を定めるとともに、最近における為替相場及び物価水準の変動を踏まえ、既設の在外公館に勤務する職員の在勤基本手当の基準額を全面的に改正するものであります。
以上の改正内容のうち、在勤基本手当の改定は

在外職員の生活に直接関係することであり、四月一日から実施する必要があります。このため年度内の法律改正が必要であります。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(野沢太三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(野沢太三君) 次に、去る三月二十三日、予算委員会から、三月二十六日の午後半日間、平成五年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、外務省所管について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

まず、渡辺外務大臣から説明を求めます。渡辺外務大臣。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 平成五年度外務省所管一般会計予算案の概要について御説明申し上げます。

外務省予算の総額は、六千六百四十一億五千万円で、これを平成四年度予算と比較いたしますと、四百二十五億七千六百万円の増加であり六・九%の伸びとなっております。

国際社会は、古い秩序が急激に瓦解しましたが、これにかわる新たな秩序の構築が間に合わず、世界は歴史の転換期に特有な不透明で流動的な時代を迎えております。さきの湾岸危機や、旧ユーゴスラビア、ソマリアに見られるように、これまで抑えられていた宗教、民族、領土問題等に根差す対立や紛争、抗争が、今後とも引き続き表面化してくる危険があります。ロシア等の旧ソ連諸国における民主化と市場経済化への改革、世界の景気回復、多くの開発途上国の貧困、人口増大等の問題は、依然として深刻であります。

国際社会がこのような歴史の転換期の諸問題を著実に克服し、平和と自由と繁栄を世界のより多くの人々が享受できるよう、我が国としてもその国力にふさわしい指導力を発揮していく必要があ

ります。本年七月には主要国首脳会議が東京で開催されますが、我が国は議長国として、このような認識に立つてその成功のために最大限の努力を行うとともに、新たな国際秩序をつくるために一層主体的に取り組まなければならない。かかる観点から、我が国外交に課された使命は極めて重要であり、従前以上に強力な体制のもとで積極的な外交を展開していく必要があります。このため平成五年度においては、外交実施体制の強化と国際貢献の充実強化の二点を最重要事項として予算の強化拡充を図る所存であります。

まず、外交実施体制の強化に関する予算について申し上げます。定員の増強につきましては、平成五年度においては四百四十名の増員を得て、外務省定員を合計四千六百三十九人とする所存であります。また、機構面では、総合外交政策局及び国際情報局を設置するほか、在チェコ大使館並びに在ワラジオストク総領事館及び在ハバロフスク総領事館を開設すること等を予定しております。

さらに、在外公館の機能強化のために、在外公館施設等の強化及び海外邦人安全対策・危機管理体制の強化のための経費二百六十七億円を計上しております。

以上が重点事項を中心とした外務省関係予算の概要であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

加えて、外交政策策定の基盤となる情勢判断を的確に行うために不可欠な情報機能の強化に要する経費として四十三億円を計上しております。

次に、国際貢献の充実強化に関する予算について申し上げます。国際貢献の充実強化の四つの柱は、政府開発援助の拡充、平和のための協力、国際文化交流の強化、そして地球規模の問題の解決であります。

まず、平成五年度政府開発援助(ODA)につきましては、一般会計予算において政府全体で対前年度比六・五%の増額を図っております。このうち外務省予算においては、無償資金協力予算を対前年度比六・七%増の二千四百三十一億円計上しておりますが、その内訳は、経済開発等援助費が

二千十四億円、食糧増産等援助費が四百十七億円であり、さらに、人的協力の拡充のため技術協力予算の拡充に努め、なかなしく国際協力事業団事業費は対前年度比七・〇%増の一千五百四十二億円を計上しているほか、援助実施体制の強化に努めております。

次に、平和のための協力であります。新しい世界平和の秩序の構築のための国際協力を進めることが必要との認識に立ち、国連の平和維持活動を始めとする平和及び人道分野での国際機関などによる活動の支援並びにロシア、東欧諸国等の改革を支援するため、対前年度比九億四千万円の増を計上しております。

次いで国際文化交流の強化であります。欧州諸国を初めとする各国との知的文化的交流を図り、異なる文化間の相互交流を促進するため百二十五億円を計上し、国際交流基金事業の拡充強化及び文化協力の推進を図ることとしております。さらに、地球環境問題あるいは麻薬問題といった国境を越えて国際社会に影響を及ぼす地球規模の問題に取り組むため、国際機関を通じて積極的貢献を行うべく八十四億円を計上しております。

御質問したいと思えます。

昨日のポーランド・キエト・ベトナム首相と宮澤首相との会談でベトナムのいわゆるドイモイ政策に対する協力を一層推進していくことが合意されているという報道がなされております。もちろん外務大臣もお会いになっていると思いますが、外務大臣はキエト首相の来日をどのように評価しておられるのか。特に外相は以前からベトナムあるいはカンボジアとの関係を強めてこられたとの立場から、その評価もあわせて御所見を伺いたいと存じます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) アジアの中で日本とベトナムとは国交があることはあるのですが、今から三年ぐらい前までは、大使館が置いてあっても余り現地の大使とベトナムの外務大臣は会話もしたことがないというような状態にあったし、アメリカとの関係があつて日本がベトナムに投資や融資や援助をすることにについてはブレーキが簡単に言えなかったということも事実です。しかしながら、これは日本がベトナムに被害を与えたことはあつてもベトナムから被害を受けたことはございませんし、アメリカとベトナムが戦争したことがあつて日本はそのお手伝いを前線基地の一部としてしたと思われておるわけですから、これも事実。

しかしながら、ベトナムとアメリカとが完全に国交正常化になるまでは日本とベトナムも十数年さっぱりで、援助はストップしちゃったわ、高官の往来はないわというようなことを今までのとおり継続するのはいかなものかということ、私などはベトナムに行ったりアメリカに行ったりしてやつと日本、ベトナム関係が動き出してきて、アメリカも選挙も終わったことだし、そうPOW、MIA問題を感情的にだけ取り上げておつても、これは世界じゅうもうベトナムに対しては好意的にやろうという空気になっていくわけですから、日本とアメリカだけがぐあい悪いということはどうもこつちがぐあい悪い、実際のところ。そこで、そういう関係の中でやつと円借も一応

やつと、もうくたびれちゃって、両方くたびれたせいももちろんあるが、S T A R T II の交渉も調印される、それから大量破壊兵器をどんだんなくそうとういうようなことになってきているのですから、我々はそれは憲法の精神からいっても日本の生きる道からいってもバックアップしていかなくやならぬ。当たり前のことですね。どんな政権だったってそういういい方向を我々はバックアップする。たまたまそれがエリツイン政権であったというところでありますから、逆戻りすることは我々は好まない。

したがって、今の文字どおり彼らが言っている、もう人権も尊重する、民主主義社会をつくって独裁的なことはやめて、拡張主義をやめて、スターリンの行き過ぎは是正して、そして法と正義に基づいた外交を展開するのだというのであれば、顔面どおりならそれは我々はバックアップしますよということが基本姿勢。

確かに日ロ間には北方四島問題もございしますが、その問題はその問題として我々は元来の主張を通さないわけにいかぬわけですから、それはそれ、これはこれ、やはり拡大均衡という原則に基づきながら、自由陣営の西側諸国と協調しつつ今後も適切なロシア外交をやってまいりたい、そう思っております。

○北村哲男君 基本姿勢は今のとおり伺いしますが、ロシアは核大国であります。そのロシアの混乱はぜひ回避しなくちゃならないということは全世界の希望であります。エリツイン大統領の改革路線を支持することをもう時期を逸することなく具体的に打ち出すべき時期だと思います。

その柱となる対ロ支援のG7の閣僚会議はどのような予定になっているのでしょうか。また、いわゆる対ロ支援の緊急サミット開催の動きはどのようなになっているのでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは去年もサミットのときに終わってからエリツイン大統領に来てもらって、それでいろいろ話を聞いてバックアップしようという話になったのですから、ことしも

非常に苦しい立場に置かれているというのでエリツインさんをサミットに呼んでくれという一部の国から強い要請のあることも事実。我々は、日本はサミットの議長国ですから、東京で今度やるわけですから、だから一国だけの自分の意思でどうだこうだというわけには、議長ですから大勢の赴くところをまとめていかなきゃならない。したがって、そういう方向で検討がされている。まだ確定はしていない。

ところが、それでは遅過ぎるから早く繰り上げて対ロ支援の緊急サミットをやったらどうかという意見が一部の国から出ているし、いやそんなこと急に言われたって、じゃ集まって何をやるのか、ただ頑張れと言っただけなのか、それとも耳をそろえてちゃんと出すものは出すのか、そんな準備できるのかねというのをめぐりまして意見がまだ決まっていなくて、この点も事実ですよ、これは。その前の準備が一つ必要なのじゃないか。

それについては、それならばその外相・蔵相会議というものをサミット前に開くことはどうだという話にだんだんなってきた、ところがそれには余り賛成しない国もありまして、やつとやうべあたり話がついたようだけれども、それについて内閣としてはどういふことを言うか。外務省の意見はもちろんなわかっていいますが、議長は総理大臣だから、私は議長じゃないから、総理大臣が何か言うのじゃないですか、きょうの午後あたりに。

○北村哲男君 首相と外相の意見が違ふこともあれですが、それは……

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは総理大臣がじかに言うかどうかかわからぬよ。番頭を使って、番頭じゃなかった、官房長官を使ってそれは言わせられるかもしれないけれどもね。

○北村哲男君 ロシアの政局の混乱というのは、もうどの論評もその背景は極端な経済不振というふうには言われております。債務の繰り延べなどの緊急避難的な対応ももちろん必要でありましようが、我が国の支援はロシアが主体的に早く市場経済移行に努める基礎づくりに重点を置くというふう

うにすべきであらうと思います。

その意味で、老朽化したロシアの生産設備あるいは能率性を欠く流通機構などに対する知的援助とかあるいは技術協力を一層進めるべきであると思ひますけれども、その点については大臣はどのようなお考えでしょうか。

○政府委員(野村一成君) いわゆる技術支援あるいは老朽化しております生産設備の更新といった点についてたゞま先生が御指摘の問題点、そのとおりだと思います。

まず技術支援につきましては、これは平成三年にゴルバチョフ前大統領が参りましたときに技術的支援に関する協定を結びまして、それに基づきまして専門家、研修生等を受け入れたらあるいは我々としても専門家を派遣するということで積極的にやっております。したがって、これはロシアの方からかなり高く評価されておるわけでございまして、引き続き力を入れてまいりたい分野でございまして。

それからその次の生産設備の老朽化に対する対応でございまして、特に石油、ガスという分野、これはやはりロシアの産業の中でも外貨を稼ぐことが最も有望な分野でございまして、そういったところで近年生産の低下が目立っております、それが設備の老朽化であるということ、これははっきりいたしております。

したがって、そういった点につきましても支援を重点的に行うことが必要であらうということとでございまして、私ども貿易保険の引受枠といたしまして、天然ガスそれから石油それぞれ約七億ドルの貿易保険の引受枠を設定したりしております、それに基づきまして当事者間の話し合いが行われておりますが、ガスの分野につきましても契約が終わりましては大体実施の段階に至りつつあるという状況でございまして、石油についてはまだ当事者間で話し合いが引き続いて行われているという状況でございまして。

ただ、先生御指摘のとおり、老朽化設備に対する支援というのはまさに今のロシア経済の状況からいたしまして必要な支援分野であるというふう

に認識いたしております。

○北村哲男君 野村さんの今の話につけ加えてですけれども、来日中のロシア科学アカデミー経済研究所のニセビッチ研究員が、先般、最も大事な支援は情報の提供だということをお話をしておられました。この点については当然と思ひますけれども、もちろん外務省としては情報の提供ということも中心的な支援の中身としてお考えになっているのでしょうか。もう時間がなから一言で結構です。

○政府委員(野村一成君) 具体的に情報といいますが、いろいろな分野があるかと思ひますけれども、私どもは技術支援の中には流通それから産業政策とかあるいは経済計画の問題あらゆる分野におきまして、つまり市場経済に移行するときのノウハウと申しますか、そういうものをきちん

と、情報という形になるかどうかわかりませんが、情報と申していただくというのが非常に重要な分野であるというふうには認識しておるわけでございまして。

○北村哲男君 その点につきましては終わりました、一、二、今度の予算のことについてお聞きしますが、一つは外交実施体制の問題ですけれども、定員の問題です。

我が国が世界の期待にこたえて国力に応じた外交を展開するためには外務省の陣容を強化する必要があります。要があるというところはもう長く言われていることなのですが、政府の予算案によりますと、定員は百十四名の純増を得ておりますけれども、九三年度末の定員は四千六百三十九人、依然として欧米諸国はもとよりアジア諸国と比較しても外務省職員の見劣りがあるというふうには聞いております。

国際関係は人間関係がベースであって、外務省定員の飛躍的な増員が必要と言われております。私もそう思ひます。当面、九一年十二月の外交強化懇談会報告の提言で速やかに一千名程度の定員増をすべきだということをお聞きしております。

かなきやならぬ。したがって、余り過剰反応をする必要もない、冷静にそれは受け答えをしていく必要がある、そう思っております。

○荒木清寛君 いわゆる公共工事をめぐる談合体質につきましては、日米構造協議でも問題になっているぐらいでございまして、私も大変に関心を持っているわけでございます。

大変おしつけな質問で申しわけないのですけれども、きょうの朝刊を見ますと、ある新聞によると某大手ゼネコンの政治家への献金リストというようなものが載っております。SA、Aランク、Bランク等に分かれていて、五百万円渡すのだというようにリストだという話で、そのAランクの中に大臣も載っているわけでありまして、大変心外に思っているのじゃないかというふうには私は推察をするわけでございますが、何かコメントがあればぜひお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 特別にコメントはありませんが、その建設会社から政治献金は受けておりませんという事は申しませんよ、私は。それは何百社という献金を受けているのがありますからね。大所帯を持っておるわけですから、企業から献金をもらっていませんなんて、うそをついたって仕方がない話で。しかしながら、適切に法律に従って処理されているということ、これも間違いないことだと。

そして、AランクかBランクかそんなことはこちらの知っている話じゃございませんし、あの新聞がどこからそういう、きょうもちょっと話が出たのですが、何を根拠に言っているのか、そんなものもわからないのです、実際は。だから、風聞にむきになってこちらが反論する必要もありませんからその程度のコメントしかできないということです。

○荒木清寛君 最後に、対口支援の問題についてお聞きします。
私は、北方領土問題の解決を対口支援の条件と

するべきではない、対口支援を拡大したからといって決して領土要求を取り下げたわけではありませぬし、むしろ領土要求を粘り強く続けながら機を見て積極的に対口支援を打ち出していく、これが外交のテクニクではないかというふうに考えますが、一言大臣の御見解を求めます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ソ連時代と変わってロシアになったわけですよ。したがって、ソ連時代はともかく条約をつくれれば破るし共同宣言は勝手に自分で取り消しちゃうしというふうなことをやってこられて、我々としてもやはりそれならば北方四島即時返還、それがされるまではもう政経不可分、あなたの方に対する援助は一切できないという姿勢で来たこと、これも事実ですよ。

しかし、ソ連の内閣といえますか政権がかわっちゃって、それでも共産主義はやめちゃった。それからもう大統領も選挙で決めるのだというふうには、先ほど長々と申したから繰り返しません。が、いずれにしても、我々と近い価値観によって国家運営をやっているというのですから、それはそれなりに我々も、また軍部の弾圧によって大軍事競争が世界じゅう展開されたら困るわけですから、そうならないようにしたいということは同じ気持ちなのです。

したがって、それはそれなりの支援を我々国際社会の一員としてはやりますということを言っておくわけですよ。やりますと言ったって受け入れ体制がでないと、せっかく七億ドルのガスパイプラインの貿易保険を与えますよと言ってもそれが署名できないということで今度三億ドルに減らすとか何とか、これは今度はできるそうだが、みんな日本の責任ばかりじゃないわけですか。無償でやるのは品物を買っていったらうまくいかなかったら、それはうまくいって

いますわね。
だから、今後もよく話し合いをしながらできるだけのことはやっていきたいと、そう思っているのです。
○荒木清寛君 ありがとうございます。

○猪木寛至君 私は質問はありますが、この間の政府の派遣員とちよど時期を同じにしましてモザンビークを見てまいりましたので、この次また時間があるときに私の報告と、また質問をさせていただきますかと思っております。

ありがとうございます。終わります。

○立木洋君 クリントン大統領が、先日、財政再建計画について発表されて、その中で軍備について一定の削減をするという内容が発表されたことは大臣御承知のとおりだろうと思うのです。

それで、その問題と関連して今、日本に対して日本にいる米軍の駐留費をもう少し持ってもらえないかあるいは日本の防衛力についてさらに拡充してほしいというふうなことが問題になっておりますけれども、この点について外務大臣としてまた副総理としてどういうふうにお考えになり、どういうふうに対処していきたいというふうにお考えになっているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 具体的なことは北米局長から答弁してもらいますが、この間のアスピン国防長官との会談等においては、具体的に日本がもっと負担金を持つてくれとかどうしてくれというふうな話はなかったのですよ。我々は要は日米安保についての日本の考え方を述べ向かうの考え方を聞くと、基本的な話ですからそういう点では意見の一致を見た。

それからもう一つは、やはり安保というものを今後円滑に運営していくためには地域住民とのトラブルがしょっちゅう起きるようでもこれは困るわけですから、そういう点については起きないようにするべく、もう世界の冷戦構造にも変わりも来ているわけですから、そういう点も十分配慮して今後相談しながらやりましよう、と一口で言えばそういう話だったのです。

○立木洋君 それで、大臣、先日、宇都宮市のホテルでの会合で大臣が述べられているのは、日本の仮想敵国は少なくなった、イージス艦やAWACS、これはつくっても使い道がないとあなた

はつきりおっしゃっているわけですね。AWACSといえど一機五百七十億なのです。使い道のないイージス艦といふものもさらに今度一隻追加して、一千百二十億円もするものですね。
この使い道のないということは必要がないということですね。それをなぜ副総理が今度の予算にAWACSを二機、来年度もさらに二機、イージス艦は今まで三隻発注しているのにさらに一隻発注したのか。その発注された理由は一切何でしょうか、必要がないものを。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは言葉不足で、と言っている人もあるという、と言っている人もあるが落っこちちゃった。だから、言っている人もあるというのが正確な表現ですから、ここで確認しておきます。国会で言ったことが本物だから。

○立木洋君 それは、と言った人もいるというのはないのですよ、あなたのには。今はそれをうまく唇を合わせているような格好に見えますけれども、やっぱり言うべきことはきちっと言うというのが大臣の信条だというふうに今まで承ってきたのです。必要がないものを発注するというのは、予算を編成される責任にある副総理としてはいかなるものか。

それで、これは問題は一つだけじゃないのです。先日、これは日本評論家協会であなたまた発言されているのですが、日本に駐留している米軍の経費についての思いやりの部分がある、この思いやりというのは本当を言えばこれは当たり前のことなのだ、こういうふうにあなたはおっしゃっているのです。あれは、思いやり予算というのはいくらなんでも金丸さんが言った言葉なのですよ。本当は米軍側が出さなければならぬけれども、それは向こうから頼まれて仕方がないから思いやりだ。ところが、思いやりではなくてそれは本当のなんだ、思いやり予算じゃなくて本当の予算になっちゃったのです。渡辺副総理によって。
そうすると、必要でもないものを予算に計上し、思いやりというふうにまで言われていたもの

を結局今度本当のものだ、当たり前前のものだといふふうなことになる、これはアメリカの軍需産業におもねたりあるいはアメリカの政府の言いなりになるような予算を組んで、日本の国民の意思に反するような予算を組むといふふうなことになる、予算編成についてこれは大変な問題になる。

だから、副総理としてどういふお考えで予算を組むのかということにまで問題はなってくるので、こゝらあたりの考え方については、やっぱり日本の国民に対する予算なのでから大臣としてはきちっとした姿勢をとらなければならぬといふことをどうしても申さざるを得ないので、宇都宮の件といふ日本評論家協会における発言といふ、大臣はできるだけ口が滑らないようにこれから注意しますといふことを何回もおっしゃっている、これは口が滑ったと言われるのか、それとも本音を述べたのか、こゝらあたりのことは一言はつきりさせておいていただきたい。そうしないといふのも大臣のこれまでの発言についてはどうなのかという、外務委員会でも時々本音を出す大臣として見てきた点からも、このことだけははつきりお聞きしておきたいと思うので、明確にしたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 本音を言つてしまわれることもあるし、なかなか難しいのです。これは立場立場それから場所柄、いろいろございますから。

私は、思いやり予算というのは別に言葉遣いは間違っているというようには思いません。日米地位協定によつてどういふものを出すかといふことを決めていくわけですから、しかし、思いやりだと思ひやりだといふ何れも思ひやるような私は考えでもないのです。やはり取り決めた以上は当然出すべき予算だと、私は当たり前だと思つてい

るのです、実際は。

に安保条約ができた当時というのは、御承知のとおり、日本には自衛隊はなかったわけだから、一番最初にできたときは、あれは昭和二十六年にできたのでしよう。自衛隊は二十九年にできたので、兵隊さんなんかいないのだから、日本には、自衛隊さん。一方的にアメリカが面倒を見るといふことにならざるを得ないので、安保条約を結ぶとなれば、だから対等な安保条約ができるわけがない。

しかしながら、日本に国力がで、自衛隊もでき何もできといふことになってくれば、当時無一文だったときの日本とアメリカとの関係といふものはある程度変わってきた。これは仕方がない。私はある意味では当然じゃないかという気持ちがあったものだからそんなことを言つただけなのです。

○立木洋君 一言だけ。

大臣、つくつても使い道がないといふことになれば不必要だといふことになって、これは浪費なのです。それでまた、当初からのそういういきさつがあつて、当然アメリカが払うべきお金を日本が払っている。そういうものは正當に返さなければならぬ。そういう点からいへば、だんだんアメリカに結局追いついていく道をやっぱり渡辺ミッチー大臣も追うのかといふふうに言わざるを得ないので、そこあたりは自主性を守るといふならばそれらしい姿勢を大臣にとつていただかなければならぬといふことははつきり申し上げておきたいのです。

終わります。

○磯村修君 外務大臣にお伺いしたいのですけれども、国連のガリ事務総長が「平和への課題」といふことを提案して以来、いろいろなPKOをめぐる新たな論議が起きているわけですね。

日本の場合もPKO参加をめぐる憲法の解釈問題とかあるいは改憲論議、こゝういふことが大変近ごろ言われるようになってきている。日本の憲法といふのは、やはり我々の国民生活の中に本来に根差して大衆国民の大多数から支持されてい

る。こゝういふ意味合いからも憲法の平和理念といふものをこれからの国際協力に生かしていく、これが大変重要なことだろうと思つて、PKO協力法の審議の過程の中でもいろいろな論議が行われたわけですが、こゝういふ論議をこれからは大切にしてPKOといふものを考えていく必要があるんじゃないかと思つて、そこで、外務大臣にお伺いしたいことが一つござい

ます。PKO協力法には見直し規定といふものがあるわけなので、最近のいわゆるガリ提案以来いろいろな論議がなされている世論あるいは国際世論といふものを踏まえながらいわゆるPKO F本業務の凍結解除といふことにつきまして、今その必要性に迫られている状況にあるのかどうか、外務大臣はどのようにこの辺をお考えになっているか、お伺いしておきたいと思つて

○国務大臣(渡辺美智雄君) 現地の状況ですから、専門家、国連局長に説明をさせます。

○政府委員(高谷治彦君) 先生御承知のとおり、昨年六月に成立いたしました国際平和協力法に基づき、我が国はアンゴラ及びカンボジアに要員を派遣しております。アンゴラにおきましては任務は一応終了いたしましたけれども、カンボジアにおきましては現在七百名の協力隊員が平和と復興のため汗を流しております。この活動につきまして、国連を初め多くの関係者がこれを高く評価するとともに、我が国の国内におきましても国民の理解と支持を得ているといふぐあひに考えております。

法律の見直しにつきましては、国際協力法はこ

○磯村修君 きょうの報道にもモザンビークに自

衛隊を派遣する等の報道がなされておりますけれども、この点、派遣といふことは政府としてお考えになったわけでございますか、外務大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは閣議でけ

○磯村修君 そうすると、まだモザンビークに派遣するといふことを内定しているとか、そういう段階ではないのですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 準備がないと引き受けたのでそれに対して、あそこには外務省の出先もないし、総理がこの間予算委員会であつたように、向こうの政府と交渉する人もいないし、便宜供与の問題もいろいろあるし、ぐあひ悪いねと。どうするかといふ問題もあるし、現地の事情もわからない。だから、わざわざ調査団まで出して調査をして帰つてきて、客観的な報告をそれぞれの専門家から内閣は受けた。それをよく検討した結果、これは我々の五原則にもかかなうし断る理由もない。

あとは語学の問題だとかいろいろ人の問題とか、今度は配車係が主たるものらしいのです。指揮官じゃないがそれに近い、あなた向こうよ、こなたこつちよと各部隊をいろいろ指図をするわけです、車を仕向けて。だから、そういうふうな指揮系統の中に入つていくといふことも大事なことで、それからむしろ日本と直接利害関係のない地域だから、利害のあるところだけ出すけれども利害関係のないところはやらな

○武田邦太郎君 ロシアとの対応は、今の大統領と議会との対立関係もありま

は北方領土の問題があつて経済援助との絡み合いというのには非常に難しい要因も含んでおりますけれども、これまでの日本の対外態度はややもすると外国の行動を見て後追ひのきつていくという印象を持たれる場合が少なからずあったように思います。

フランスのミッテラン氏などは、実質上は大して援助もできないのに先に動き回つてその指導力を誇示したり相手の好感を得たりというようなことが目立つてこれも余りいい印象を与えませんが、これも、これから先、困難な国際情勢の中で、経済力を持つておる日本が先を読んで、ほかの国の動いていくのを見て後から動くようなそういうことのないようにお願いしたいと思ひますが、格別御意見ありませんか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 質問の趣旨を正確に私は受け取つたかどうか疑問なのですが、外国のことばかり横目で見ながらバランスとつてやるというだけじゃなくて、やはり日本自身としても自主性を持つてよく情勢を分析した上で決めるべきこと、こういう御趣旨だろつと思ひます。大切なことなので拳々服膺していきなつと思ひます。

○武田邦太郎君 それから限りある経済援助のスケールの中でございますけれども、経済援助が軌道に乗るとして、例えば日本の場合には環日本海経済圏というものは国民が非常に乗り気になつておりますし、またシベリアの資源というものはほとんど無尽蔵といわれておりますので、日本の援助が効果的になるために、向こうさんにとつてもこちらにとつても、例えばこちらが援助する場合にバイカル以東を主としてやりたいというふうな注文はつけられるものでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それはどうか、相手の国のあることですからそういう注文つける話まではしたことはありませんが、しかし経済的な取引ということになってくれば、それはウラル以西ですか、遠いところよりもやはり近間の方が手取り早いということですよ。したがつて、極東の方に投資とか何か将来するとすればやはり近くの方にならざるを得ないということじゃないですか。

○田英夫君 まづ質問に入ります前に委員長にお願いをしておきたいと思ひますが、大臣に対する質疑と政府委員に対する質疑を分けて行つというやり方はきょう初めてであります。私も長い間外務委員をやつておりますけれども、全く初めての体験であります。きょう私が取り上げる問題も最終的には大臣の政治的な判断を伺わなかつとつかりとした討論ができないという感じがいたします。

したがつて、お体のことを考へての委員長や理事の皆さんの御配慮は十分理解できますけれども、こうした状態が長く続くことは大変好ましくないと思ひますので、ぜひ国会の委員長という立場、理事という立場からこのことを考へていただきたいということをお願いをしておきたいと思ひます。

○委員長(野沢太三君) しっかり承つておきたいと思ひます。まづカンボジアの問題について伺いたいと思ひます。

今、アジアの一国であるカンボジアの状態、さらにそこに自衛隊が派遣をされているという状態を考へるときに、カンボジアの問題というのは大変重要な我々の関心の的にならざるを得ない問題だと思ひますが、今のカンボジアの情勢を、大変大ざつぱな聞き方ですが、どういふふうに見ておられますか、アジア局長。

○政府委員(池田維君) 現在のカンボジアにおきましては局地的かつ限定的な停戦違反というものが発生しておりますし、軍事的な緊張状況というものがそういう状態で続いております。しかしながら、私もさういふ状態ではないというふうに認識しております。そういう意味で、平和協定の基本的な枠組みというものは維持されておるというふうに認識しているわけでございます。

いずれにしましても、UNTACとも緊密に連絡をとりながら、引き続き現地の情勢を注意深く見守つていきたいというところでございます。なお、制憲議会の選挙でございますけれども、これは五月二十三日から二十七日まで五日間行われるというふうに決まつておりまして、UNTACの主導のもとでそのための本格的な準備が進められております。それに関係いたしまして、タイとカンボジアの国境にありました難民がほとんどがもう既にカンボジアに帰つております。三十三万人が帰つたということでございます。それからカンボジア内部の有権者登録につきましても約九二、三％の四百七十七万人の有権者登録が行われたということでございます。そういう意味でも選挙準備に向かつて本格的に情勢が進みつつあるというふうに考へております。

しかしながら、先ほど申しましたように、局地的かつ限定的な軍事的な緊張状態あるいは政治的な緊張状態というのは続いておりますから、日本としてはカンボジア各派に對しましてこれまでと同様に自制を引き続き求めていくということが重要だということに考へておるわけでございます。それからボル・ポト派でございますが、現在までのところは選挙に参加しないという姿勢をとつております。しかしながら、一応門戸はあけてありまして、選挙までの間にボル・ポト派が希望するならばいつでも選挙の過程に入つてくることはできるというふうにできております。

○田英夫君 私の認識と大変違つたわけですが、去る十二日、先々週の金曜ですか、バンコクでいわゆるボル・ポト派、正確には民主カンボジアと自分たちは言つておりますが、民主カンボジアのキュー・サムファン議長と会談をいたしましたので、その彼の言葉と突き合わせながら伺つていきたいと思ひます。

今のアジア局長のお話ですと大変樂觀的でありまして、キュー・サムファン氏の考へを聞いたところによつてとそうではないという印象を持つております。

最初に伺いたいのは、なぜ民主カンボジアのクメール・ルージュの連中が今、選挙に参加することを拒否しているのか、その理由は一体何だと思ひますか。

○政府委員(池田維君) 私どもが理解しておりますところでは、これまでボル・ポト派が和平の過程に参加できないということの主張として二つの点を挙げてきたと思つております。その一つはベトナム兵の存在ということでございます。あるいはベトナムの移住者の存在ということも言つております。それからもう一つは、プノンペン政権に対する監督機構は必ずしも中立的ではないのではないかという点だつと思ひます。この二点につきましては、これまでもUNTACが中心になりまして関係各国とも十分に協議しながらできるだけの努力を進めてきたというのが実態だろつと思ひます。

特にベトナム兵の存在という主張につきましては、これまでUNTACとしましては、もしボル・ポト派の方でそういうベトナム兵が存在しているというのであればそれを指摘してほしいと、そこへいつても飛んでいくなりあるいはその地域のチェックポイントを通じて実態を調べたいということを言つております。

それからもう一つ、プノンペン政権に対する行政機構の中立性といったような問題につきましてもこれまでいろいろな国際的な努力が行われてまいりました。例えば日本とタイが中心になりまして去年の夏から秋にかけて何度かボル・ポト派の今のキュー・サムファン氏とも交渉いたしました。私自身も三回にわたつてキュー・サムファン代表とお会いして突つ込んだ話し合いをいたしました。そのときは特にこの第二の問題が中心になつたわけでございますが、この点についても国際社会としてできるだけのことはしようということになつていたわけでございます。しかしながら、この二つにつきましても依然として彼らとしては納得できないという立場だと思ひます。しかしながら、UNTACあるいは関係各

国としてできるだけのことをやった、そこで彼ら
が不満が残るということであれば果たしてどこに
不満があるのだろうか、むしろそれを言う方に
無理難題があるのではないかと、これが今の国
際社会の一般的な感じではないかというよう
に感じておるわけでございます。

○田英夫君 今の最後の点ですけれども、私も
キュー・サムファン氏に会ったときに、あなた方
はもともと自分たちの考えを国際社会に対して説明
をしたらいじやないかと。後で触れますけれど
も、時間があつたら触れたいと思つていて問題で
すが、北朝鮮のI A E A のかわりあるいはN P
T の脱退の問題、この一連の核の問題についても
私は同じ感じを持っています。その意味では
北朝鮮といゆるボル・ポト派とは何か似た点
があるように思えますね、非常に国際社会に対する
説明が下手だというか。

しかし、実際に私も何度かカンボジアへ行つて
おりますし、特に多くの方はブノンペンにおいで
になってこれがカンボジアだと思つて帰つてこら
れるようですね、私に言わせればブノンペン
というのはカンボジアの中の特異な非常に平穩
な場所であつて、あれはまさしく別天地という
感じがいたします。地方へ行きますと、これが本
当のカンボジアの生活だと思つておられます。

例えばキュー・サムファン氏はこういうことを
言っているのです。さつき選挙に参加しない主な
理由は二つとおつしやいました。そのとおりなの
ですが、もう一つ彼が強調しているのは、S N C
に対する取り扱いが本来バリ和平協定で決められ
たものとU N T A C がやっているのと違ふ。S
N C をもつと機能するものに権威あるものにしよ
うということ自分たちは言っているけれども、
それを一向にやろうとしないということを言つて
おります。

それからこの春二月ごろから一連の大攻勢をか
けたと、日本での報道によるとあたかもボル・ポ
ト派が大攻勢をかけたというふうに報道されてい
たのです。報道の方ももう大臣が帰られるととも

にほとんどいなくなりましたが、報道の方にぜひ
聞いていただきたいと思うぐらゐ、この点はかつ
てのベトナム戦争当時の日本の報道を私もその当
時は現場の報道におりましたからよく覚えており
ますが、ベトナム戦争当時の日本の報道はワシン
トン発とかサイゴン発とかそういうアメリカサイ
ドの報道でほとんど占められていた。

東大の新聞研究所が当時調べたところ、八
五％がアメリカサイドのニュースソース、北ベト
ナムあるいは中国、ソ連というサイドの報道は
五％ぐらゐしかなかったという、そういう数字さ
え出ていたわけですが、最近の報道は調べてみれ
ば恐らくそれ以上ではないかと思うぐらゐブノ
ンペンあるいは日本を含めたアメリカなどのサイ
ドのニュース。

さつき申し上げたとおり、大変プロパガンダが
下手ですから、ボル・ポト派の方の言い分とい
うものに根差す報道はほとんどないのであります
が、今度の大攻勢というのもカンボジアの今ま
の十三年間の戦いの軌跡を知っている人なら全く
逆に見るのが常識なのです。乾季はいゆるブノ
ンペン政権、ベトナム軍側、雨季になって攻撃を
しかけるのがボル・ポト派、これが常識なので
す。それをボル・ポト派の方が乾季の真ん中
ある二月に攻撃をかけるということで、報道を見
たときに私は疑問をもちました。

ところが、キュー・サムファン氏に言わせる
と、全く私の予想どおり、これは全く逆だ。攻
勢をかけてきたのはブノンペン政府軍である、あ
るいはそこにベトナム軍が加わっているというふ
うに言うのであります。私は、ジャーナリストの
立場に戻ると一方の側だけの言い分を聞くわけに
はいきませんから、この点は私はだからさうだ
とはいひませんけれども、少なくともキュー・サ
ムファン氏の言い分はさうであります。

彼はこういうことを言っています。ベトナム軍
及びブノンペン政府軍は最近もシエムレアプ、
ボーバル、ルーベン、コンボントム、パイリンな
どで戦車や重砲を使った大規模な軍事攻勢をかけ

てきた。こうした大規模な軍事攻勢のために武器
の輸送をする場合に、戦車とか大きな重砲は国道
五号線、六号線あるいは鉄道を使つて行つてい
る。となれば、幹線道路と鉄道を使つて行つてい
るU N T A C がこれを知らないはずがない。これ
は黙認をしているかと思ふ。しかし我々は
その攻勢に耐えてきたのだ。こういうふうになつ
ていくわけでありまして、話が全然逆になりま
す。

私は、繰り返しますが、どつちが正しいかとい
うことを言い得る立場にありませんから、この点
は一方の側を御紹介することになるわけでありま
す。

それから、こういう状況だからU N T A C がベ
トナム勢力を残留させたまま選挙をやるといふこ
とになれば我々はそうした選挙に参加するわけに
はいかない、こういうふうにも言つておりました
状況のとらえ方が逆でありますから、選挙に参加
しない理由を日本における報道だけで判断すれば
ボル・ポト派がどうして選挙に参加しないのかま
ことに不思議でありますけれども、キュー・サ
ムファン氏の言い分を加えて判断するとさうい
うこともあり得るかなというふうに考えられてく
る。

そういう意味で、五月に予定されている選挙で
すけれども、これは言うまでもなくこの選挙を目
指してバリ和平協定がつくられたと言つてもいい
くらいなことですから非常に重要な選挙ですけれ
ども、この選挙が行えるかと思ひますか。

○政府委員(池田維君) 私どもは、結論的には何
とかこの選挙をU N T A C の主導のもとに行つて
ほしいと考えておりますし、U N T A C は非常に
強い決意を持ってバリ協定に書かれた規定に従つ
てその義務を果たしたいということだと思ひま
す。

そして、これは先ほど田先生からも御質疑がご
さいましたが、ボル・ポト派を除けばカンボジア
の各派は選挙を行うということで基本的に合意は
しておりますし、それから関係諸国もさうござ

います。これは中国、ベトナム、タイ等の関係国
を含めてすべてさうでございます。したがいまし
て、私どもの見通しといたしましては、曲がりな
りにもこの選挙は行われるだろうというふうに考
えているわけでございます。

○田英夫君 池田アジア局長はカンボジア問題は
御専門です、バンコクにおいてになって特に旧
三派連合政権について非常に詳しく見ておられた
から、その方がアジア局長ということ、私も日
本の外務省は正しい判断をされると考えたいので
ありますけれども。

またキュー・サムファン氏の言い分を加えて話
をしたいと思ひますが、彼はこういうことを選挙
について言っています。選挙を形式的に強行する
かどうかはU N T A C の決断にかかっている。し
かし、自分が知る限りでは実際にはとても選挙を
実施することはできないと思うと。

日本の報道を根拠に考えると、自分たちで騒ぎ
を起こしておいて選挙ができないというのはおか
しいじやないか、こういうことになるのでありま
すが、根本のところは違ひますから、そこは自分
たちが騒ぎを起こしたとは考えていない。騒ぎを
起こしているのはブノンペン政権側だということ
ですから、こういう言い分が出てくるのもある意
味ではうなずけるのです。

今、三派のうちの他のいゆるソン・サン派や
ラナリット派は選挙に加わるといふお話がありま
したけれども、これもキュー・サムファン氏の言
い分によりますと、ソン・サン派やラナリット派
は果たして選挙に参加するだろうか私は見守つて
いる。ブノンペン政権側はブノンペン市内でさ
え白昼これらの政党の事務所を襲撃してテロを行
っている。手りゅう弾が事務所に投げ込まれるよ
うな状態の中で選挙が行えるだろうか。

これも報道人には悪いですが、日本の報
道によると、小さく辛うじてラナリット派の事務
所に手りゅう弾が投げ込まれたというふうな報道
があります、その言外には全体の調子からすれば
それはボル・ポト派がやっていることだとい

う、そういうふうな受け取られる報道です。あるいは国道六号線の橋が爆破された、こういう報道もありましたが、これはボル・ポト派がやったものと見られるという、はっきり各紙ともそういう後書きがついております。これもすべてキュー・サムファン氏に言わせると逆であります。

その辺のところは、ジャーナリストというのは一方に偏らずに真実を報道するということを私は繰り返して教えられるながら新聞記者をやってきましたので、いまだにそのことだけは守り抜いていきたいと思っておりますので、あえてきょうはそういうことを繰り返して申し上げているわけであり

ます。それで、キュー・サムファン氏によると、ベトナムあるいはブノンベン政権側は今後選挙が近づくと従ってこうした政治テロやさらに軍事攻勢を強めるだろう、こういうふうに見えておりますね。そうなるべくと非常に心配なのですが、そういう場合に果たしてシアヌークさんという存在がどういう役割を果たさるのかということがカンボジアでは特に大きな問題になってくるのでしようが、外務省はシアヌーク殿下の役割をどういうふう

に考えておられますか。
○政府委員(池田雄君) シアヌーク殿下につきましては、私もやはりカンボジアの和平プロセスの一つの中心的人物として求心力になり得る人であるというように考えているわけでございまして、もちろんこれまでのシアヌーク殿下の政治的な行動の軌跡を見ておきますと、あるときはブノンベン政権に近い立場をとられたりあるいは逆にボル・ポト派に近い立場をとったりということでも若干のふれはありました。しかも、最近も恐らくそういったふれは依然として続いていると思えますが、しかしながら四派の人たちが最大公約数としてやはり一目も二目も置いている人物というのはシアヌーク殿下をおいてないわけではございまして、そういった意味では依然として今後シアヌーク殿下がパリ和平協定に基づいて国民和解を進めていく上で中心的な役割を果たしていくのである

のではないかとこのように考えているわけではござい

ます。それから先ほどもございました大攻勢ということでございますが、ボル・ポト派の立場それからブノンベン政権の立場それぞれ違った言い方をしておりますし、私ももどちらかの派の言い分だけを聞いていただくと受けとめているわけではございません。むしろ基本的にはやはりカンボジアの中ではボル・ポト派とブノンベン政権の双方の側において対立関係がございまして、いずれの側がやるか、それは作用と反作用の関係というの

もございまして、私どもとしては、UNTAACが中立的な立場で政治的安定を図るあるいは治安の維持を図るということを引き続き強力に支持していきたいと思っておりますし、私どもが持つておりますチャネルを通じてブノンベン側にもあるいはボル・ポト派に對しても双方の自制を求めていきたいというように考えているわけではござい

ます。
○田英夫君 本日にシアヌーク殿下という存在がこれから五月まで非常に重要になるだろうと私も

思います。
キュー・サムファン氏もこの点に触れておりまして、今、北京にずっと行ったりの状態のシアヌークさんですが、これ自体一種の意思表示だろうと見ていいのじゃないでしょうか。三月の初めにはつきりとブノンベン政権並びにUNTAACに對して批判をし、同時にまたその直後には四派合同で内閣を組織して自分がその首班になるということを提言されて、翌日、北京に戻ってそれを取り消されるというふうなある意味ではシアヌークさんらしい言動をとられたことは御存じのとおりですけれども、この辺のところはやや斜め後ろぐらいからシアヌークさんを見てみると真意がわかってくるのじゃないか。

私は、シアヌークさんはUNTAACに對して非常な不信任感を持つています。そういう中で五月選挙を無視して、つまりその前に内閣を組織して自

分が首班になるというのですから、もう内閣ができてしまえばそれで政権はできるわけですから、五月の選挙は要らなくなってしまうわけで、五月の選挙の意味のないものにしてやろうというこれは提案なのである。しかし、それをすぐ翌日はまた取り消されました。悪く見れば、これは揺れ動いてシアヌーク的だということも言えるかもしれないが、同時にその辺が老練な政治家、政治家の本心を出しながらばつとまた消してみるというようなやり方であるかもしれない。しかし、シアヌークさんは恐らく最後の土壇場で何かするだろう。キュー・サムファン氏によると、このまま手をこまねいておられるとは思わないと、こう

言っております。
それから日本の世論からすれば一番問題の自衛隊とかかわりについてキュー・サムファン氏に聞いてみました。これから戦況が激化するだろう、ブノンベン政権側はそういう軍事攻撃を激化するだろうという話でしたから、そうすると自衛隊がそれに巻き込まれるということはないか、私たちはそれを心配するということを言いましたら、答えは、それはUNTAACと日本の出方いかんだ、このまま情勢がさらに悪化し混乱した情勢の中でそのまゝ自衛隊を含め外国軍隊がカンボジアに継続するならば、それは戦況に巻き込まれるということもないとは言えないと、こういう答え方をしております。

大変この辺は微妙な表現であります、いずれにいたしましても、カンボジアの情勢というのは非常に危険な微妙な状態にあると思えます。したがって、モザンビークに自衛隊を出すなどということが次の課題にされているよう外務省は大変それに熱心なようでありますが、私はカンボジアの自衛隊の方のことをまずお考えになった方がいいのではないかとこのだけ申し上げておきます。

カンボジアについては以上で終わりますが、同

北朝鮮が最近、核拡散防止条約、NPPTを脱退するという衝撃的な行動に出たわけでありまして、このことを政府はどういうふうに見ておられますか。

○政府委員(池田雄君) 今般、北朝鮮が核兵器不拡散条約、NPPTから脱退するということを決定したわけではございますが、これはやはり核不拡散という体制に対する大変大きな挑戦でありまして、それは同時に東アジアあるいは広く世界の平和と安定に重大な事態をもたらす可能性のある問題であるというように考えているわけではござ

います。
それで、我が国としてはいち早く本件についての懸念を外務大臣の談話の形で出し、この決定をできるだけ早く撤回してNPPTにとどまるようにという呼びかけを北朝鮮側にいたしました。それから今週二十一日でございまして、ニューヨークで日米韓の政府間の協議がございましてそこで議論を行いましたけれども、その結果も、現在のところはできるだけの外交努力を行うことによつて北朝鮮が今回とつた行動、それを撤回することを呼びかけていくことを決めたわけではござ

います。
○田英夫君 この問題はもとをただせば、北朝鮮はNPPT脱退に当たつての声明の中でチームスピリットの問題に触れておりますけれども、私はこれはむしろつたりと言つたら怒られるかもしれませんが、本日の理由ではないと。チームスピリットに對しては毎年非常に鋭敏な反応をしてきたわけですが、これを理由に脱退するということではないと思

います。
去年はチームスピリットをアメリカ、韓国はやめたわけですが、それをこし復活したという意味では大変北朝鮮を刺激したことは事実でしょうけれども、しかしそれだけの理由ではない。むしろIAEAのかかわり、核査察の問題、それをめぐるアメリカや日本の政府の動き、こういうようなところの一つの大きな原因があるのではないかと

えですか。

○政府委員(池田維君) 原因については必ずしも明確でない点がございませうけれども、北朝鮮側の主張によりまして、ただいま先生御指摘になられましたように、チームスピリットをことしやったということが不当な行動であるということ、それからIAEAの特別査察の要請というものの、これが北朝鮮の主権を侵害するものであるというよう主張で、この二点が中心かと思えます。それ以外にも挙げている点はございませう。しかし、いずれをとりましてもその北朝鮮側の主張の中には必ずしも納得できない点がございませう。

例えばこのIAEAの特別査察でございませうけれども、これは今までIAEAが六回にわたって北朝鮮に対する査察を行ってきたわけであらう。そして、その六回の過程で北朝鮮側がかなり協力的に自分たちの持っている情報とか資料とかをIAEAに提供してあります。そして、この提供された資料あるいは情報に基づきましてIAEAが分析を行ったところ、この分析の結果とそれから北朝鮮側が主張している中身との間には重大な不一致があるということがIAEAによって確認されたわけであらう。

したがって、IAEA側としては、その不一致がどこから出るのか、そのためにはやはり今問題になっている平壤の北にありますが、やはり今地域の二つのサイトをもう少し徹底して調べてみない限りどちらが正しいかわからないということになってきたわけであらう。そこでIAEAとして特別な査察を行うということになったわけであらう。それから、この特別査察に対してそれを不当であるという北朝鮮側の主張というのは我々にとっては十分理解できない。むしろ北朝鮮側が今までやってきたことの中に矛盾があるのではないかと感じるわけであらう。

したがって、いすれにしても、そういった点について北朝鮮側の主張が説得力を持つためには、やはり国際社会の要請、特にIAEAを通じて要請に対してもう少し前向きに対応する

必要があるというように考えているわけであらう。

○田英夫君 これもさつき申し上げたとおり、どうもボル・ポト派と北朝鮮が非常に似ているというのを申し上げましたけれども、外務省はもうろん入手しておられるでしょうが、北朝鮮側のIAEAに対する言い分という、これはちょうどキュー・サムファン氏がUNTAACに対して言っているのと非常に似ているような感じがするのですが、ところが日本の政府も国際社会一般もこの北朝鮮側の言い分というのは余り重要視されないという取り上げられない。また報道の悪口になりませんが、日本の報道には一行も出ていない。しかし、ここにありますけれども、北朝鮮側が二月と三月に相次いで、NPTを出たときとその前のIAEAの六回目の査察の後、北側が、何と申しますか、居直ったような形になったときに出した声明等読んでみますとその言い分はわかるわけであらう。

要するに今、局長がおっしゃったとおり、IAEA側の計算と北朝鮮側の計算、特にプルトニウムがどのくらいであるかという点に最後は尽きてくるのでしようけれども、これに違いがある。北朝鮮側は、自分たちの計算の方が正しいということを経済会議の席ではIAEA側は認めないというふうな言い方をしています。これは確かめてみないとわかりませんけれども、にもかかわらずIAEA側はその後の会議の席でそのことを一方的に無視してきた、こういうふうな言っている部分もこの声明の中にはありますから、よくわかりませんが、いすれにしても、この問題が障害になって日朝の国交正常化交渉というものが、現在も開かれておりませんけれども、容易に開けなくなるのじゃないだろうかということ懸念するのです。

今度、日本側の北朝鮮に対する交渉の代表団の団長はかわられましたね。今度の遠藤大使はかつてIAEAの日本の代表として議長もやられたと聞いておりますし、その専門家でもある。科学技

術の担当もしておられたし、また北東アジア課長もやはり朝鮮問題の専門家でもある。そういう意味ではうってつけの大使を選ばれたわけでしょうけれども、にもかかわらずこれは会議が開かれなければ全くその人選も意味がなくなるわけですが、やはり今の情勢では日朝国交正常化交渉というのは再開できないのでしょうか。

○政府委員(池田維君) ただいま田先生がおっしゃいましたボル・ポト派と北朝鮮の行動の中に非常に類似点があるのではないかと申すことにつきましては、私自身も個人的には大変類似性が多いとこれも常々考えておりました。それは双方がやはり非常に閉鎖的で孤立した集団であり、あるいは国家であるということによっていると思えます。

しかしながら、クメール・ルージュの場合と北朝鮮側の場合で非常に大きな差がありますのは、日本から見ますと、朝鮮半島において核を持った国、しかもそれが必ずしも日本に対して友好的でない国が出現するというのが日本のこれまでの安全保障に対する考え方と根本的な影響を及ぼすのではないだろうかという点でございませう。これはカンボジアにおいてクメール・ルージュは百万人ぐらゐの人を虐殺したとかいうことになっておりますけれども、それは基本的に日本にとつてその大きな問題ではないといえ、もちろん人道上の問題は別にして、日本に対する直接的な影響というところから言えはそういうことも言えなくもないと思ひますが、朝鮮半島におきまして今の核を持った国家の出現という問題と申すのは、これはもう比較にならない重大性を持っているというふうに私は考えておるわけであらう。

それからIAEAにつきましても、これについて確かに北朝鮮側の主張とIAEA側の主張に食い違いがあると思ひますが、むしろIAEA側の主張が説得力があるものでないといけません。しかも、それを裏証するためにやはりIAEA側の特別な査察というものを受けるような用意が

ないといけないというように考えております。

それから日朝交渉でございませうが、私も申しましては、従来、日朝交渉今まで八回やっておりますけれども、日朝交渉とこの核の問題を直接的にリンクさせたことはないわけであらう。ただ、日朝交渉自体が進展を見るためには、核疑惑について完全なる進展がない限り日朝交渉も進展しないだろうということは言つてきております。そういう意味におきましてはお互いに大変重要な関連は持っている。しかし、日朝交渉を開くための前提として核についてすべて問題が解消されることを絶対的な条件にできたわけではございませう。

○田英夫君 この辺から先は本当に外務大臣があられないとお聞きしにくい、政治的判断の問題です。それから長いこと北朝鮮、韓国の問題にかかわつてきて、特に北朝鮮との交渉というものの対するこつち側の姿勢としては、遠藤さんとも話し合つてみましたけれども、遠藤さんも同感だと言われたので安心したのですが、いわゆる太陽が北風かという、こちら側の姿勢の問題として絶対には太陽でなければ、太陽というやり方ではないならば、太陽というふうなものを感ずるものと。

制裁をするとか、アメリカはクリントン政権になつてもなおかつ北朝鮮に対する経済制裁をやるぞと、特に石油や天然ガスを入れることをめよつとか、そういうことをつい最近も言い出してありますが、こういうことには日本政府は絶対に同調しない方がいいと思うのです。ああいう性格ですから、まさにそういう北風を吹かせて力をつけて、太陽を当ててかたくなマントを脱がせるといふそういう姿勢こそ大事であつて、私は遠藤大使にも進言をしたのですが、できるだけ早く、NPTの脱退というふうなことがあつたからこそなるべく早く日朝国交正常化交渉を始めるべきだ。特に李恩恵の問題というふうな次元の低い問題を

入り口に置いて、それがあから中に入れないなどという態度は絶対にとるべきじゃない。

この席でも申し上げたから繰り返しませんけれども、李恩恵の問題というのは本当に私はまゆにつばをつけて聞かなければならないような程度の問題だと。私の娘だと言っているから、韓国の安全部は。その程度の何といいますがあれを流すような、そういう程度のもを大切なアジアの平和を進めようという日朝交渉の入り口に置くというようなそんな価値のある問題じゃないですよ。

そういうことを申し上げて、最後に韓国のごことを伺いたいですけれども、最近非常に気になりますのは、韓国における新聞とか週刊誌、そういうものに出てくる日本に対する論調といえますか書き方というのは非常に厳しくなっているというところは当然外務省もお気づきだろうと思えます。

それは最終的には日本の過去の植民地支配、特に従軍慰安婦の問題に象徴されるような人権を踏みにじったそういう問題を今改めて次々に取り上げて、最近では、これは最近といっても半年ぐらいい前のことですが、昔のいわゆる日韓基本条約が結ばれていく段階での金・大平メモというようなもの、これは秘密メモと言われているものですが、それを暴露した記事が出て世論がこれに硬化しているというように、あるいは日韓基本条約が結ばれたときのいわゆる賠償問題をめぐっての当時の韓国政府の、最終的には御存じのとおり無償三億ドル、有償二億ドルということで決着がついたわけですが、これは屈辱的な外交であるというように書き方を始めている。

こういうことの中で、今改めて従軍慰安婦問題というものが非常に重要な日韓間の外交テーマになつてきたときに、例えば韓国外務大の李良熙という国際法の専門家の教授ですけれども、この際ウィーン国際条約六十二条を適用して日韓基本条約を見直すということを韓国側から提起してはどうかという、これは一学者の提起ですけれども、そういう声が韓国の新聞に大きく出ているわけ

す。

つまりこのウィーン国際条約六十二条というのは、条約締結時は全く予想できなかった事実がその後判明した場合に条約を破棄し、再び条約、協定を結ぶことができる。韓国のその世論によれば、これを適用して屈辱的な条約を結び直してはどうかという。その一つのテーマが挺身隊いわゆる従軍慰安婦の問題、それから強制連行の問題、こういうものに対する最近の日本政府の態度と、こういうふうになつてきているわけですよ。

せっかくといいますが、韓国では金泳三新大統領が生まれ、当然のこととして近い将来に宮澤総理との間の日韓首脳会談というものが行われるということになるわけでしょうけれども、今の状態では私は日韓首脳会談はできないと思えますよ。

この辺から先も大臣に伺いたいところですが、残念ながらおられませんか後日改めてということになりますか、この障害を取り除くにはどういうことをまずおやりになろうと考えますか。

○政府委員(池田雄君) ただいま田先生が御指摘になられましたとおり、日本と韓国の間でいわゆる過去の負の遺産といえますか、過去の問題といふのが一つの障害としてこの関係の発展にマイナス要因になつてきたということは大変残念なことだと思えます。

ただ、先ほど御指摘がございました一九六五年の日韓間の基本条約については韓国政府も、これはもう日本と韓国の間で完全に法的決着を目指したものであるわけでございまして、法的な意味で私は特に韓国側が問題にしているということはないと思えます。

ただ、今の日韓の問題の中でやはりどうしても日本側で誠意を持って解決しなければいけない問題というものが従軍慰安婦の問題であるというように考えているわけでございます。

これは常々大臣あるいは官房長官がいろいろな機会にも発言されてこられましたけれども、いわ

ゆる従軍慰安婦として筆舌に尽くしがたい辛苦をなめられた方々に対してどういうような形で我々の気持ちをおわすることができるのかということ、各方面の意見を聞きながら誠意を持って検討していきたい。そして私も、韓国政府の要請も受けましてまずそのための実態を調査することである限りの努力を続けてきたわけでございまして、この真相解明の努力というのは、五十年前のことでございますからいろいろな段階でございまして、しかしいざいざそう遠くない段階で私もしましては第二回目の調査結果をまとめまして、そしてそれに基づいて日本としてどういう形で自分たちの誠意を示すことができるのかというのを考えていきたいというように思っているわけでございます。

そういうことによつて今の日韓間の過去の問題に起因する問題に何とか早く終止符を打つことによつて関係全体を未来志向的な方向に持つていきたいというように考えております。

○田英夫君 金泳三大統領もこの点については、日本から金銭的なもので解決してもらおうとは思われない、こういうことを言われたのですが、これについては私なんかはそれは非常に厳しい言い方だと逆に思いますよ。韓国の民衆の皆さんの気持ちを知っていただければその言葉というのは、実はそんな日本から金なんか受け取れるかというふうなトーンで受け取った方がいと思うのです。客易ならざる言葉だといふふうに受け取るべきであつて、賠償を改めて払わなくて済むのかというふうな受け取り方は逆さまだと思ふ。

この点については私ももともと伺ひましたことがありますが、大臣もおられませんが、このくらいでやめておきます。

○荒木清寛君 難民問題についてお尋ねをいたし

今日では世界に一千八百万人に達する難民がいると推測をされております。難民問題の解決そのものが世界の平和と安全の維持にとって極めて重

要であるといふように言えると思ひます。日本は難民協力に本格的に取り組むようになりましてからまだ十年余でありまされども、しかし国連難民高等弁務官に緒方貞子女士が就任をされております。そろそろ日本もこの難民の受け入れを真剣に検討する時期に来ているのではないかと、いふに考えるわけですが、そこで旧ユーゴ情勢についてお聞きをいたします。

昨年の八月六日、総理は緒方弁務官に対しまして難民支援に前向きな姿勢を示されました。また、これは新聞報道になりますけれども、昨年の八月十八日に外務省の高官が難民の受け入れあるいは日本での一時的保護を検討しているというふうな発言があつたといふふうに報じられておりますが、この点どういう形で旧ユーゴの難民支援に取り組んでいく方針でありましようか。

○政府委員(渡谷治彦君) 現在のところ、旧ユーゴ難民を受け入れることにつきまして具体的な検討を行っているというところはございません。

ただ、ユーゴの難民問題につきましては、UNHCRの方といろいろな意見交換を行ひまして、何かできることはないかといふことで協議等をやつていくところでございます。

○荒木清寛君 それは経済的な支援に限つての協議といふことでございまいしょうか。

○政府委員(渡谷治彦君) もちろん経済的な支援を行うといふことが主になりますけれども、難民問題につきましても、単に日本が受け入れることができるかどうかといふ問題のみならず、難民問題一般、特にユーゴの難民問題についてはUNHCRが言つてみれば責任を持つて国際機関でございまして、非常に豊富な知識とノウハウを持っておりますので、その吸収に私もは努めているところでございます。

○荒木清寛君 緒方弁務官は、UNHCRが日本政府あるいは民間団体との間でこの難民問題につきましまして密接で恒常的な協力関係を確立することを望むという発言もしていらつしやいますので、積極的に取り組んでいただきたいといふふうに思

います。

これに関連しまして、今、米軍が単独でボスニア・ヘルツェゴビナへ救援物資の投下作戦を展開しておりますけれども、ドイツ空軍も一部これに参加をする、そういった決定を政府がしております。また、フランスでもそういった検討をしているというふうに関及しております。

それで、日本の場合にも食料品、衣料品の緊急の援助という形でこの投下作戦に参与することはできないのでしょうか、あるいはそういう検討をしていらいっしょにやらないのでしょうか。

○政府委員(渡谷治彦君) 物資につきましては特に関係国からの日本への要請もございまして、また各親の見まして物資そのものについては供給の方は、つまり援助物資の方はかなりある、その援助物資の配分についてあるいは運搬についていろいろ問題があるというぐあいに私どもは理解しております。

○荒木清寛君 次に、対口支援問題についてお聞きをいたします。

現在、エリツイン政権が存亡の危機にあるというところが報道されておりますけれども、二十一日付の外務報道官の談話を読みますと、支持をするのはエリツイン大統領の改革路線であって、同氏個人を特に、特にといいますが、同氏個人を支持するのではない、そういったニュアンスを私は感じるわけでありまして、また先ほどの大臣のお話を聞いておいてもそういう印象を受けました。

しかしながら、現在、民主主義体制の確立また市場経済への円滑な移行ということを考えますと、彼以外にその指導ができるリーダーはいないというふうにも考えます。この点がゴルバチョフ元大統領が失脚したときの状況と決定的に異なるのではないかとこのように考えるわけでありまして、そこで私は、その改革路線を支持するというよりも一歩踏み込んでエリツイン大統領自身を支援するのだ、そういう表明をしてロシアの国民にメッセージを送るべきであるというふうにも考えますが、この点いかがでしょうか。

特に、論評によりまして、エリツイン氏が失脚した場合にルツコイ副大統領が浮上するというような可能性もある。しかし、彼は超ナショナリスト、民族主義的な傾向の人間であるというような報道もありまして、私はこの際エリツインを支持するのだという態度表明を外務省、政府としても明確にするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(津守滋君) ただいま先生御指摘のとおり、現在のロシアの状況を見ますと、改革派の先頭に立ってこれを指導しているのがエリツイン大統領である、こういうことだろうと思っております。御指摘の外務報道官の談話もそういう趣旨でこれを発表されたものでございます。

換言いたしますと、改革路線を進めているのはエリツイン大統領でございまして、改革路線を支持するということはとりもなわずエリツイン大統領を支持すると、こういうふうに関わり合いただきたいと思っております。

○荒木清寛君 先ほど大臣からお話がありましてたけれども、四月十四、十五の両日に対口支援を具体化するために東京におきましてG7の外相・蔵相会議を開く予定であるというふうに承りました。そこで、その際に日本としてはどのような支援策を提案したか表明していくのかということをお聞きしたいと思います。

特に、第一にこの資金援助の総額と、そのうち日本がどのぐらいを負担するのか。二点としましては、この援助の方法、つまり贈与にするのかあるいは融資にするのか、あるいは両者であればその割合。さらには直接の二国間援助でやっていくという形での表明をするのかあるいは国際機関経由での援助ということも提案をしていくのか。さらには援助資金の使用可能な対象案件についてどのように提案をしていくのか、お聞きをしたいと思っております。

○政府委員(津守滋君) 現在、G7、先進七カ国間でロシアに対してどのような支援をするか鋭意協議しつつ検討をいたしておる次第でござい

す。

その際に、先般香港で行われましたシエルバ会合の際の七カ国のシエルバとフォードロフ・ロシア副首相との間の会談、協議で出ましたロシア側の要望、あるいはロシアの改革状況にかんがみまして現在ロシア側が必要としている支援、こういったものを勘案いたしまして現在作業中でございます。

今、四時に官房長官が発表されたと思いますが、来月十四日、十五日に七カ国間の外相・蔵相合同会議が行われますが、この会議において、今、先生がおっしゃられましたように、具体的な支援の方策について何か発表できるかどうかということにつきまして、準備の時間が非常に限られておりますので、この中におきましては支援策の大枠あるいはどのようなものを盛り込むかといった要素、こういったものについて合意するよう現在作業を進めている次第でございまして。

○荒木清寛君 その外相・蔵相会議におきまして日本としてはどのぐらいの資金援助をするのか、そういうことは現段階で決まっておりますか、それか。

○政府委員(津守滋君) それにつきましては、現在、財政当局と関係当局との間で鋭意協議をし作業を進めているところでございまして、この時点で具体的にどのような内容の支援にどの程度の額を支援できるかということについて申し上げるのは時期尚早でございまして。

○荒木清寛君 昨年のエリツイン大統領の訪日に關してございませけれども、その訪日のための準備の打ち合わせの場におきましてロシア側から、北方領土に駐在するロシア軍が撤退する場合の費用を日本の方で負担して欲しいか、支援をして欲しいか、そういうことを要請があったというふうに関係されておりましたけれども、そういったことはございませでしょうか。

○政府委員(津守滋君) そういう事実は承知いたしておりました。

○荒木清寛君 北方領土から軍が全面撤退をする

ということとは領土返還にとつては大きな前進であると思っております。日本政府の方からそういった支援の打診をするお考えはありませんでしょうか。

○政府委員(津守滋君) 御指摘のように、北方領土に駐在いたしておりますロシア軍が引き揚げることは日中間の關係の改善に貢献するという観点から、これまでも累次ロシア側に対して引き揚げを要求してきたわけでございます。

その点につきましてロシア側から種々の機会にいろいろな情報もたらされております。多分先生も御案内のとおりだと思いますが、昨年の三月のコズイレフの訪日の際等いろいろな発言がございましたが、現在の程度ロシア軍が駐留しているかどうか詳細な情報は持ち合わせておりません。これにつきましては、まずロシア側が引き揚げるといふ意思表示をすることが先決問題であらうかと思っております。

○荒木清寛君 今、ロシア共和国におきましては、民主化が前進するか後退するかという瀬戸際にある緊急事態にあるというふうに思っています。そこで、人道的な緊急支援、具体的にはロシアの国民に十分に食糧を行き渡らせる、そういった意味での緊急支援も大事になってくるのではないかとこのように思っています。

ただ、ロシアの国の情勢としましては、せっかくにそういった支援物資を送りましても現場の国民の人に行き渡らないという状況があるというふうに関心しておりますけれども、この点、外務省としまして支援物資が確実に国民の方に行き渡るように何か対応をしていらいっしょに考えますでしょうか。

○政府委員(津守滋君) 今言われましたようなうわさが種々これまでも飛び交っていることは私も承知いたしております。かつそういう危険があるということも考えております。したがって、昨年初めに計上いたしました六十五億円の人道援助を実施する際に特に日本赤十字のノウハウ等専門知識の協力を得まして、実際に支援した

物資が社会的弱者、個人とかあるいは病院とか老人ホームに渡るように種々工夫をいたしまして、その後トレースいたしました結果、ほとんど確実に届くべきところに届いているという結果の報告を受けております。

なお、昨年の補正予算で計上いただきました一億ドルにつきましては、通常の物資の形態によります支援のほか、いわゆるマネタリーゼーションという形で支援物資の食料品を現地、具体的にはモスクワ、サンクトペテルブルクそれから極東の七カ所におきまして市場価格よりも安い価格で販売いたしまして、その収益を積み立てましてロシアの社会的弱者のために使う、こういう新たな方法で援助を行っております。

○荒木清寛君 先般明らかにしましたロシアあるいは旧ソ連の放射性廃棄物の海上投棄についてお聞きをしたいと思います。

ヤブロコフ大統領環境問題担当顧問が大統領に提出をいたしました調査報告書によりますと、一九五五年から同九二年にかけて旧ソ連及びロシアが日本海、オホーツク海、北太平洋、北極海の一部等に放射性廃棄物を海上投棄していた、こういった事実が判明しております。この調査報告書は外務省としては入手をしておりますでしょうか。

○政府委員(津守滋君) 御指摘の中間報告が行われたというロシアの報道を受けて、これは昨年十二月末でございますが、今年一月初めに直ちに我が方モスクワ大使館員がロシアの関係当局に接触をいたしましてその発表文を入手いたしました。

○荒木清寛君 外務省としましては、特に我が国と関係があります日本海、オホーツク海への投棄場所については掌握をしておりますでしょうか。

○政府委員(津守滋君) ロシア側にこの件について照会いたしましたところ、この中間報告、新聞に発表されました中間結果の内容は事実であるという回答を得ました。

体的な詳細な事項についても照会いたしました。が、今のところこの点については十分な情報を手でできていない。その後一度三月の初めに督促をいたしておりますが、今のところ詳細については入手いたしておりません。

○荒木清寛君 この点に関しましてロシア政府に照会するのはもちろんとしまして、我が国としましては科学技術庁等の協力を得ましてきちんと実態を調査すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(津守滋君) 三月の初めに督促をいたしましたので、さらにロシア側を督促いたしました。まずロシア側から詳細なデータを手に入れた上で今おっしゃられましたような日本政府としてとるべき措置について考えてまいりたいと思っております。

○荒木清寛君 いずれにしても、放射能汚染の可能性もあるわけでありますので、そういった廃棄物を早期に除去することが急務であると思っております。この点、日本としましては関係諸国と早急に協議をすべきである、ロシアも含めて関係諸国と協議をしていくべきであると考えますが、いかがですか。

○政府委員(津守滋君) ロシア側に照会いたしました際にロシア側の説明としましては、海水表面層、これは中間報告にも載っておりますが、海水表面層の放射能に関するデータは放射性廃棄物の海洋投棄に関連した放射能レベルの増加を示していない、こういう内容でございます。これは御承知のように、液体レベル廃棄物でございます。しかしながら、これだけではもちろん十分ではございませんので、さらにまずロシア側から情報を得た上で必要であれば関係諸国とも協力して対処したいと考えております。

○荒木清寛君 対支援助の一環としましてこの投棄物の早期除去に取り組んでいただきたいというふうに思います。

○猪木寛至君 きょう新聞に出ておりますモザン

ビークというところへの自衛隊の派遣、それについて質問をさせていただきたいと思っております。

ちょうど私は三日からエチオピアへ参りまして、それからジンバブエ、南アフリカ、そしてまた偶然というか今回の政府の派遣員と同じ飛行機でモザンビークに入りまして、ちょうど出るのも同じ日にちだったのですが、今回の調査団の方は全く厳しい日程というか過密なスケジュールの中で短い時間の中で情報をとられてきたということで、大変御苦労さまでした。

ただ一つ、私も全くつてがなして向こうへ飛び込みましたものですから、実際に向こうに入ってからどなたに会ったのかというのわからない状況で単身入ったもので、しかしながら幸いに現地のキューバ大使並びに向こうの邦人の方々の協力を得まして、最初に国連大使、国連代表でしようか、会いました状況を説明していただきまして、それからキューバ大使館の計らいで向こうの議長さんと二時間ぐらいい食事をしながら話をさせてもらいました。

これは政府側ですから、RENAMOという反政府側に対する批判というのは大変強かったのですが、一つはやっぱり歴史を振り返ってみたいとわからないというか、行ってみて初めてわかることとで、それと同時に首相と会見もまた持たせてもらいましたが、これは大体言っていることは同じようなことです。

先ほどカンボジアに関する田先生の話がありましたが、情報というのはいつもながら、我々は新聞を通じて聞いているとそうかなと思ってしまうと、行ってみると大違いという。ソマリアの話は後でさせてもらいますが、去年の暮れにソマリアへ入ったときも大変悲惨な状況で、今回のモザンビークもまさに同じような状況が報道されていたので私も覚悟して入ったのですが、行ってみたら大変好ましい状態で、非常に落ちついた状況でびっくりしたのです。

そういう中で一つは、今回、在外公館法ということですが、たまたま向こうの現地に先機関が

ないということと事前にジンバブエから調査員が入っております。事前にそういう根回しをされて今回の訪問は成功だったと思えますが、しかしその在外公館で働いている職員の人たちというのは大変これは我々が日ごろが届かない部分とか、例えばそういう中へ飛び込んでいくと、紛争地域というのは通常ホテル代とかタクシーとか一見安いように思われるわけですが、非常に高いというか、ホテル代も先進国並みあるいはそれ以上に取られてしまう。その調査員が政府の皆さんに同行する。そして結果的には自分の懐から持ち出しになつてしまふ、赤字が出てしまふ。

そういうことをほかの大使館でもいろいろ聞いてみましたら、確かにそういうこともあるのです。じゃ、それは全然大使館は見えてくれないのですかという話をしましたら、全くそのとおりでしようがないのですという話があったのですが、この辺について政府の方はいくら認識されているか、ちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○政府委員(林良行君) 具体的にモザンビーク等の旅費の規定がどうなっているかちょっと手持ちの資料はございませんが、原則として旅費法に基づきまして各地域におけるホテル代、日当、宿泊というのはいま決まっております。もちろん地域によつて違ふわけございまして、現地からの稟請に基づいて全体を見てそれをやっていると。特に高いところはA地区、B地区とかというのをやってできるだけだけの面倒を見ておるつもりでございますけれども、今の先生の御指摘を踏まえまして、もう一度今おっしゃられたような地域については見直してみたいと思っております。

○猪木寛至君 ぜひ見直してもらいたいと思いますが、もうちょっと具体的に申し上げますと、例えばそういう我々も含めて泊まるホテルというのはその土地の一流ホテルということになるわけですね。そうすると、そういう人たちはその金額では泊まれないということとでこの近所のホテルに泊まる。しかし、連絡が不十分である、電話も

不十分である、そんなことからやむを得ず同じホテルへ泊まるということになれば、当然もうそれは赤字になるの目に見えていたわけだ。

その辺をできるだけ一生懸命これから、さつき外務省の人員の問題も出ておりますが、外務省に入りたという人も一部では少なくなっているという話も聞いておりますので、これから本当にこの世界情勢が変化していく中でまさに今回のアフリカにおける外務省の機能的なもの、皆さん一生懸命やられていきますけれども、実際にしかし機能として十分かということになれば、今回のモザンビーク見ればしかり、あるいはソマリヤしかりなのです。そういう中で一生懸命やろうとしている人たちの気をそがないようなことをひとつ十分気を使っていただきたいという気がいたします。

そして、きょうはもう余り時間がないものですからまた次回に改めて、モザンビークに関して自衛隊を今後派遣するのかもしれないのかと。きょう新聞に出てはおりますが、大臣の先ほどのお話ではまだ決まっていないうふうなことでありますが、私どもが見た範囲内では派遣するのについては問題ないだろうと私自身も見てまいりました。しかし、総理からこの前、モザンビークに関しては日本人がいけないのだから、そういうところにPKOを送る必要はないみたいな意見が出されましたけれども、現地に商社の関係者、JICA、それからあとと名前を挙げていいのでしうか、大洋漁業の職員が五、六十人ということであるわけですから、あの発言は許せないということで怒り狂っております。

その辺の外務省に上がっている情報自体が、あるいは政府、総理の持っている情報というのが非常に少ないという気がいたしますが、どうでしょう。

○政府委員(渡谷治彦君) モザンビークの在留邦人が数十名の規模に上るといことは事前に大体把握できていたと思います。何名というところまではちよつとぶれがあると思いますが、大体

の規模は把握できていたというぐあいに考えております。

○猪木寛至君 今回、先ほど申し上げた調査団が大変日程を厳しくいろいろ調査されたということは大変私も評価するのですが、もう一つちよつと注文をつけさせてもらいますと、ここにも日程表が出ておりますが、私もよくこんな日程を組んだな、本当にばかじやないかと、こういう言いぐさはうまうありませんけれども、一つか二つ聞けば大体の状況はわかるじやないか。

私の方からもし注文をつけるとすれば、もうちよつと国民の顔を見てほしい。その調査の人たちがもうちよつと時間の余裕を持って、実際にモザンビークの国民の顔、この顔の見える貢献ということになりますと、今回一生懸命やられたことにけちつけるわけじやありません。しかしもうちよつと余裕を持って、時間的な余裕もそうだし、モザンビークの人たちの顔を見てそこから感じるものがあるのじやないかなと、そんなことを私も同行しながら感じました。

どうもありがとうございます。

○立木洋君 佐藤局長、ことしの一月中旬に米軍がイラクに対して攻撃をしたという報道がありました。これは是非については、私はきょうは十一分です。きょう論ずるつもりはないのです。ただ、在日米海軍司令部が明らかにしたところによると、二隻の駆逐艦がこれに参加している。日本の駆逐艦であるトマホークの装備をしているヒュイットもこれに加わっているという報道がありました。

これは今回だけでなく、湾岸戦争のときアメリカの海軍省が発表した一九九一年の五月十五日、湾岸戦争の総括記録というのが出されましたので幾つか拾い読みしてみたいのですけれども、ここでは日本の基地、日本の施設あるいは区域を使用しているミッドウェー、それからバンカー・ヒルだとかモービル・ベイなんかの巡洋艦ですね、それからファイフの駆逐艦もこれに参加していたと、非常に詳しく、どれぐらいたまホークを

撃ったのか、それから六千五百回にわたる戦闘飛行を指導、指揮したとか、いろいろ非常に詳しく書いてあるのですね。

このようなことはもう事実としてこれは間違いないわけですね、いかがでしょうか。まずその事実関係だけ。

○政府委員(佐藤行雄君) 私も今の先生のおっしゃられた報告書と同じものを見たのだからうとは思いますが、事実関係というか、あそこに書いてあるポイントを申し上げます。

我々がもう、まあ拾い読みかもしれませんが我々がもう、まあ私が述べたのが事実か事実でないかだけで結構です。

○政府委員(佐藤行雄君) そうだと思います。当時、日本に家族を置いていたミッドウェーもおりましたし、そういう船が当時の湾岸戦争に参加したということが記録に載っております。

○立木洋君 それで、これは安保条約の六条にありますが、丹波さんが来ているのだから佐藤さんが答えてくれるのだからと思うのだけれども、安保条約の六条といいますが、これはもう長いこと国会では議論になりました。日本と極東の安全と平和に寄与するために米軍が日本の施設と区域を日本において使用することができるといふことになつていくわけですね。中東といふのは極東でないといふことは今までも政府が繰り返し答弁しているわけですね。そうすると、私は極論をすれば、日本に駐留しているこれらの艦船が駐留目的に違反して中東の戦闘に参加したということになると日米安保条約六条違反じやないかというふうに言いたくなるわけですね。

まあそういう条約違反と言ふのは相当厳しい内容ですから、あえて言葉を緩めて言えば、しかし条約で決められている内容と現実には米軍が行っている行動の上では大変な差異があるのではないかと、いふうには言えるのだと思うのですが、これはどういふうにお考えになつておられるのでしょうか、外務省は。

○政府委員(佐藤行雄君) 条約局長はどうもお答えができるかどうかわかりませんが、これも先生御承知の上でお聞きになつておることだとは思いますが、ミッドウェー一つを例にとりましても、この周辺にいくことによってその抑止力が日本の安全とかあるいは極東の安全とかに役立っているという点は我々認めていたところでありました。それにプラスして、機動力のある軍のことですから臨時的にそのほかの目的のために使われるのも、これもまたそのことをとらえて先生も条約違反というお言葉は少しきつ過ぎると言っておられましたけれども、そこまでを気にしているものでもないだろうと思います。

議論はいずれまた事前協議の問題というのがあるのだけれどもと思いますが、そこに行く前の問題として、我が国のあるいは極東の安全に役立っているような艦船が時に応じて機動性のゆえにはかの目的に使われても、そのこと自体をとって安保条約に違反しているといふふうにはならないといふふうに我々は思っております。

○立木洋君 私は条約違反と言いたいのです。だけれど、佐藤さんの立場になると条約違反といふことは厳しいといふふうには受け取るだろうから、私はあえて言葉を和らげて言えといふ意味なのです。

それで、この問題については抑止力になるからとかならないからというふうな問題じやなくて、米軍が移動して、兵力だからどこにどう展開するかという自由はあるといふふうなことに私にはとやかく言うつもりはないのです。しかし問題は、日本に駐留する米軍が区域と施設を利用するのは何のためかといふことは限定されているのです、これはもう明確に。そうすると、その目的から反した行動を日本から出た部隊が行った、日本から出た部隊がそこに行つたといふことになる、これはもう明らかに条約違反と言わざるを得ぬのです。

これは一九九二年四月一日、米下院軍事委員会の軍事施設設備小委員会、フォード、これは国

防長官の首席補佐官です。彼が明確に証言しているのですけれども、湾岸戦争の場合、日本から部隊を移動することが可能であるといつて、つまりサウジアラビアに最初に入った部隊の幾つかは日本からであった、こう述べているのです。ですから、湾岸戦争をやるのに日本から部隊が行ったのです。

そうすると、日本にいたその部隊というのは海軍も含めてこれはまさに駐留中の目的に反した行動をやるために行ったのです。安保条約の六条の考え方からいってこれはまさに違反した行動なので、現実にはそういう乖離が生じた場合に日本政府は湾岸戦争の問題についての米軍の参加について何か意見を申し出たのか。この問題については一体どうなのかという事実を確かめたことがあるのでしょうか。

○政府委員(佐藤行雄君) 先生のおっしゃる論理と私たちの考えている論理の立て方がちよつと異なっております。御承知のように、安保条約六条のもとでアメリカが日本の施設、区域を使える目的としていて、基本的には日本の安全であり極東の安全であるということであるわけですね。六条を読みますとそう書いてあるわけですね。そこで、そこにおります米軍がそれでは専ら日本との安全のために張りついているわけにはないかと、そこまで条約で言っているわけではありませんか……

○立木洋君 極東、もう一つ極東。
○政府委員(佐藤行雄君) 極東も含めてですね。したがって、米軍もいろいろなことの目的に軍を使うことがあるわけですから、それが機動力をもつてほかの地域に移動して戦闘へ参加する、このこと自体が、先生おっしゃいましたけれども、我々から見れば安保条約の目的に反しているという感じは持っております。ゆえに、湾岸のときにはもそのこと自体について右を左を言ったわけではないわけでありませう。

○立木洋君 これまでの国会における審議の経過というのは局長十分御承知だろうと思うのです。私も二十年間近くこの問題をやってきたのです。政府のこれまでの答弁というのは、あなたが今おっしゃったような答弁じゃないのです。極めて厳格にならなければならなかった。極東というのはどうなのか、極東の周辺が何なのか、ペトナムに日本から行く部隊、これは一体どうなのか、ベトナムは極東かということまで大変な問題になったのです。

この条約というのは、だんだん拡大解釈していくならば世界じゅうどこに行っても結構だといふふうなことになる。要因があなたの今の答弁からでは出てくるのです。問題ですね。

そこで、フォードの「日本・アジアにおけるアメリカの安全保障政策のなめ」という書面が出てきている。アメリカの政府に、それを読み上げてみますと、「日本を基地とする戦力は、東アジア・太平洋地域及びインド洋地域のいかなる地点でも起こり得るいかなる敵対行為にも迅速かつ効果的に対応するために期待されている戦力である」。いいですか。インド洋なんていうのは極東じゃないのです。アフリカまで入るのです。中東まで入るのです。ここまで行くことが認められている戦力だということです。日本にいてるのは、そうすると、これはもう六条の解釈と変わってくるのです。事態がここまで来ているということ私は厳しく指摘しなければならぬ。

きょうは時間がないのでこれ以上議論ができなけれども、しかしこの問題についてはアメリカに対して私は日米安保条約六条の趣旨に立って明確にすべきだと思つてます。そうしないと大変な事態にずるずる行つてしまふ。条約というのはそんないいかげんなものでないというのは局長も十分御承知だろうと思つて、どうですか。

○政府委員(佐藤行雄君) まず、先ほどおっしゃいましたように、極東の範囲については長年にわたつて安保条約締結当時から国会で議論があつたことは先生御指摘のとおりであります。政府も統一見解も出してその点は政府の極東の範囲についての解釈を明確にしたことはございます。また

当時、周辺というふうな言葉も出てきて、それにしてもかなり厳しい議論がありました。また、私の記憶の限りでもこの間の湾岸戦争のときに、私の前任のころでございすが審議があつて、ペルシャ湾は極東の周辺の中に入るのか入らないのかといったような議論が行われたことも承知しております。ただ、それはいづれも極東という言葉の範囲についての解釈をめぐつての問題であります。

私が先ほどから申し上げてます点は、そういう日本の安全あるいは極東の平和と安全のために日本に駐留を認められて米軍がそれでは専らそのためになくてはならないのか、あるいは時に必要に応じてほかの目的に使われるものであるのか、そのことが安保条約に違反するものであるかどうか、その点を申し上げているわけでありまして、私は先生のおっしゃられた解釈、これまでの国会において政府が述べてきた解釈を特にこの際変えていとは思つておりません。

○立木洋君 もう最後になりますので、一言。
これはすべてこれまでの外務大臣が言つてきたのです。これは宇野さんだつたかな、大平さんだつたかな、ベルシャ湾における事態が極東の平和及び安全に脅威を与えることは考えられない、そういう意味においてベルシャ湾は極東の周辺地域ではないと、これは明言しているのです。だから、日本に駐留して日本の施設、区域を使用する許可を与えられているのはあくまで日本と極東の平和と安全に寄与する、そういうことはかわりがないと言つています。

かわりがあるということは今度はあなたが言ひ出すことになる、ヨーロッパで事態が起こつても極東にかかわりがある、あるいは南洋のどこかでアフリカの南の方で起こつても、これは日本の経済の安保にかかわるだとか食糧の安保にかかわるだとか言ひ出すとみななかかわってくるのです。そうすると、日本にいる米軍というのはどこに行つても日本はいい結構ですというふうなことになるならば、日米安保条約の六条なんという

のは私は賛成していませんよ、しかしその六条を建前にしておる政府の主張からして認められない。全く拡大解釈してどこまでいつてもアメリカの言いなりの世界戦略に追随することにならざるを得ない。これは重大な危険になるのです。

私は、きょう時間がないからそのことだけ指摘をしておいて、改めて時間があつたらまた丹波さんと二人そろえて少し議論をしたいと思ひます。終わります。

○政府委員(佐藤行雄君) もうそれじゃ反論の余地もないのですか。
○立木洋君 どうぞ、私は禁止はしませんよ。
○政府委員(佐藤行雄君) 先ほど来申し上げてますように、それから今御指摘の外務大臣の答弁もベルシャ湾が極東の周辺じゃないといふことを言われたことも承知しております。それはいづれも極東とか極東の周辺という言葉をめぐつての解釈の問題でございまして、在日米軍がほかの問題に全然携われないのかどうかという問題とは別問題だといふことをきょう申し上げたかったわけでありませう。言葉が足りなかつたかもしれせんけれども。

○立木洋君 納得しませんか。
○磯村修君 カンボジアのPKO活動につきましてお伺いしたいのですけれども、ここのPKO参加というのは日本にとつて初めての経験であるというだけに、これから起きてくるいろいろなことと政府の判断というものが大変今後重要な慣例となつて残つていくわけですね。そういう意味合いにおいて、これからの政府の判断とか見解といふものは大変慎重にしていかなければならないのではなからうか、こういうふうには思ひます。

その点から一つお伺いしたいのですけれども、カンボジアで時折発砲事件が起きます。先ほどの外務省の説明では、軍事的な緊張は続いているけれども全面的ではないといふように認識している、こういうふうな見解が示されたわけですが、仮にその緊張がかなり広がつたといふような場合、日

本から派遣している部隊の撤収あるいは業務を中断するという場合、その判断そのものがUNTA Cの判断あるいは日本側の判断、こういう判断基準になる見方が相違する場合も出てくるのではないだろうかというふうに私は思うのです。その場合どういうふうに措置していくのか、その辺を確かめておきたいのですけれども、御答弁願います。

○政府委員(萩次郎君) 例えは停戦合意が崩れたということが明確になったような場合でございしますが、派遣の終了に当たっては、当然のことではありますが、派遣の終了と密接な連絡のもとで行われるだろうというふうに考えられますので、基本的に国連側の判断と我が国の判断が食い違うというようなことは実際問題としては想定しがたいのではないかと、いうふうに思っております。

また、我が国の要員派遣が派遣の終了を含みます基本的な原則を規定する国際平和協力法に従って行われるという点につきましては、国連側にも十分説明をして了解を得るところでございします。さはさりながら、全く仮定の問題としても、国連側の判断と我が国の判断が異なるというような例外的な場合にはどうするかという話がありますが、その場合は、当然のことではございますが、国連側に連絡をいたしまして我が方の判断として派遣を終了するということになるのは当然のことであろうと思っております。

○磯村修君 それから最近PKOの中身が非常に拡大されてきて、ガリ事務総長が言われるような平和執行部隊というふうなこともよく言われてきているのですけれども、仮にこういう問題が具体的に出来た場合に、平和執行部隊というものを我が国のPKO協力法に照らしてどういうふうに理解したらよいか、その辺はどういうふうに理解したらよいか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(萩次郎君) ガリ国連事務総長が昨年六月に発表いたしました「平和のための課題」というのがあるわけでございしますが、これは近年における各国の冷戦後のさまざまな紛争に対してPKOがより有効に働くためにはどうしたらいいの

であろうかということで、ガリ総長が個人的に作成された私案であろうというふうに私も理解をしておるわけであります。

このような努力といえますか新しい考え方というものは、全体といたしましては国連による国際平和それから国際法の安全のための努力の将来像、こういったものを意欲的に示そうというものであろうとは思っておりますけれども、提言に含まれております例えは平和執行部隊といったようなもの、これが具体的内容がまだ必ずしも明らかではない。ガリ事務総長もまたさらにその詳細な自分の提案を書かれるというふうなことも聞いております。また、この平和執行部隊ということについても、国連の加盟国の間でもさまざまな議論が行われつつあるというふうに承知しております。

したがって、まだ平和執行部隊、名前は出てきておりますが、その具体的な内容というのは必ずしも明らかではありませんし、まだ国際社会において全体的なコンセンサスが得られていない段階でもないというふうに考えられておりますので、今の段階で私どもは、それが現在の我々のPKOと具体的にどうかかわりがあるのか必ずしも一概にはつきりしたことは言えないのではないかと、いうふうに考えております。

○磯村修君 一般的に平和執行部隊というのはかなり重装備の組織を持つてというふうな受け取り方がされているのですけれども、そういうふうな理解はそちらではなさっているのですか。

○政府委員(萩次郎君) 先ほど言いましたように、平和執行部隊というものの詳細が必ずしも明らかではありませんので、はっきり断定的なことは言えないと思っておりますが、もしその考え方が、一部の報道で言われておりますように、相当の重装備を持つてかなり武力行使を前提として組織されるようなものというふうなことになるかと、当然のことではございますが、私どもの国のPKOというのは平和協力法に基づいて行動するわけでありますので、その考え方とそこが出てくるということとはあり得るだろうと思っております。

○磯村修君 わかりました。

もう一つ、今カンボジアで進めているところのPKO、私も先月ちょっと状況を見てきたのです。今、市中あるいは周辺を歩いてみても、確かに市民生活はあるのですけれども、なかなかこれもUNTA C特需と申しましようかそういうものがあつてのことだろうと思うのですけれども、まあ生活が成り立っている。しかしながら、学校とかあるいは医療機関とかいろいろな面で十分でない。全くゼロに等しいような状況のところもあるというふうなことを見てきたのですけれども、外務省なりあるいは平和協力本部の方でもこの辺のODA的な援助というふうなものは今の段階で何かプランを持っていらっしゃるのでしょうか。外務省、どうですか。

○政府委員(渡谷治彦君) いわゆるカンボジアに對します二国間援助につきましては、これはまさに経済復興あるいは人道分野等多方面にわたる二国間の援助及びこれに加えて国際機関を通ずる援助を既に実施いたしております。

例えば国際機関を通ずる援助といたしましては、我が国は昨年六月にカンボジア復興閣僚会議を主宰し、一・五億ドルから二億ドルをめぐとして協力していく旨表明いたしております。

人道分野における援助といたしましては、二国間援助により災害援助及びプノンペン市への医療機械整備計画を既に実施しておりますし、国際機関、例えばUNHCRを通じて難民、避難民に対する援助も実施してきております。

また、チュルイ・チョンバー橋の復旧を初めとする社会経済基盤整備のための協力も実施しつつあります。

今後ともカンボジア側のニーズを踏まえて適切な協力を行っていくつもりでございします。

で一つの今のPKO活動とそれからODA的な援助、そういうものを結びつけたいわゆるPKO参加というふうなものをモデル的にカンボジアをモデルとしてつくり上げていって、そしてそれをPKO活動に活用していくというふうな考え方に立ってこれから将来のPKOというものを考えた方がいいのじゃないかというふうな印象を持ったわけなのです。

例えばモザンビークに部隊を派遣するというふうな話も出てきておりますけれども、調査団を派遣するまでに政府は、宮澤総理は、PKOはあちこち手を出すものじゃないというふうな趣旨のことを発言しているということが伝えられておりますけれども、そういう姿勢は私は大事にすべきだと思っております。今はあちこちに手を出すものではなくて、やはり今初めて経験しているものを何かPKOという一つの形を中身をつくり上げていって、それをモデルとして将来活用していくようなことを考えていくということが大事ではなからうかと私は思ったわけなのです。

ですから、そういうことから考えていくと、やれモザンビーク、やれこつちだあつちだというふうなことをやっていけば、国民の側から見ると本当にPKOとは何だろうか、納得あるいは合意が得られない中ではどうか、納得あるいは合意が得られない中ではどうか、それは私はよくないと思うのです。国民の本当に十分な納得とかそういうものを得てPKOに参加していくということを考えて場合には、やはり一つのモデルをつくってそのモデルが国民の本当にこれでいいのだという納得が得られて初めて立派な貢献ができていくというふうな感じが私はするのです。

ですから、外務省も協力本部の方も、あるいは政府全体がそういう物の考え方に立ってこれからのPKO活動をすべきだと私は提言するので、どうかでしようか、そういう考え方は。

○政府委員(萩次郎君) カンボジアにおきます活動開始後半年がたったわけでありまして、つい先般も第一次の停戦監視要員が戻ってまいりました。

相当な成果を上げているというふうに聞いております。

他方、国連モザンビーク活動への要員の派遣に關する我が国への国連あるいは関係国の期待の強さ、現地調査団の報告といったものが総合的に検討されました結果、一部の輸送調整といったものについて五十名前後のもので貢献することが適切ではないかというふうに判断をされたものでございます。

六百人の施設大隊も間もなく一週間なり十日なりいたしますと交代をして帰ってくるということで、私どもといたしまして、もちろんまだまだスタートして間もないのでありますが、半年たつて人員が交代するというのはいくつかのワンパターンを終えたのではないかとこのようにも考えております。

こういったことで、カンボジアのような大規模な国際貢献というのではないわけでありまして、アフリカという新しい地域で、五十名程度ではあります、新しい形の国際貢献というものをやるのが我が国にとつてもあるいは国際社会にとつても有意義なことではないかというふうに考えております。

○磯村修君 一言お伝えしておきますけれども、ちょうど私が行ったときにフランスの大統領が来ていたわけですね。それ以前、宮澤総理もASEAN諸国訪問をしていました。お隣のタイ国まで行ったわけですね。地元の文民の方、いろいろな方の話を聞いておりました。初めて我々はこちらでもってPKOを経験しているのだ、そういうところにはやはり日本の総理も現地がどうあるかというところを見るべきではなかったらうかという声があったということをお伝えしておきます。

○武田邦太郎君 私、今、平和問題で心配しておりますのは、中国とアメリカの間がどうも雲行きがよくない方向に動くのではないかとこのことであると思います。

ソ連の崩壊のときから、中国はアメリカが唯一

の超大国として行動するのではないかとこのことで意識が非常に先鋭になっておりますが、中国の側が非常に軍拡に熱心であります。これに対してアメリカの側は、軍拡ももちろん心穏やかでないです。天安門事件についてもアメリカの姿勢は日本のように忘れん坊ではなくて、いまだに許しがたいものとして厳格な態度を保持していると言われております。

そういう状況の中で、フィリピンにおけるアメリカの軍事基地が撤去される。代表的なものは南沙列島の石油資源を非常に重視して中国は海軍力を強化する。そういう状況の中で、東南アジア諸国は非常に神経ををがらせまして、今後ともアメリカの軍隊のプレゼンスを希望すると。こういうような状況になりますと、どうも太平洋を挟んで中国とアメリカとが仲よくはなれない条件が高まるではないかという気がするのですが、これはもう日本にとつてどちらの国とも仲よくしなきゃならぬ国でありますから容易ならぬ事態の動きではないかと思うのです。

これは大臣に伺いたかった問題でありますけれども、どういふふうにお考えでしょうか。

それでは一括してお答えしよう。もしお考えがあれば、日本としてはどういふ姿勢であればいいかと思ひになるか。これで私の話は終わりますから、ひとつ。

○政府委員(澁谷治彦君) 確かに先生がおっしゃいましたように、米中の間が余りしつくりいつていない、外から見ていまして、これはそういう印象をぬぐい切れません。

私の担当は国連でございますので直接米中の問題は扱いませんけれども、例えば人権問題に關する決議案なんか出てきますと、やはりアメリカ、ECを中心とする欧米諸国、それから中国がやや孤立した形である程度の論争をするといううな場面がしばしばございます。そのような場合に、私どもとしては中国に我々のメッセージを明確に伝える。それも中国側が受け入れることができるような形で、例えば決議案の内容も中国側が

受け入れることができるような形にしつつ、なおかつその中に我々が伝えるべきメッセージを含めるといふことで双方の間に立ちまして決議案の内容容について努力しているというのが実態でございます。

先生がおっしゃいましたように、米中間の關係が悪化いたしますと、私どもとしてもその間に立ちまして日本の外交が展開しにくくなるということとは必至でございますので、これは何としても防がなければならぬ。私の担当分野は国連でございますけれども、国連及び関係の国際機関においてもそのようなつもりで米中間の、対立とはいかないまでも、米中間の問題については対応していただいております。

○武田邦太郎君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(野沢本三君) 以上をもちまして、平成五年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、外務省所管についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(野沢本三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回は来る二十九日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十七分散会

(参照)

外務省所管平成五年度予算案の説明
外務省所管の平成五年度予算案について大要を御説明いたします。
予算総額は六千六百四十一億五千五百五十万円で、これを主要経費別に区分いたしますと、経済協力費四千九百二十四億六千九百五十三万八千円、エネルギー対策費四十二億二千二百一十一万

八千円、その他の事項経費一千六百七十四億八百七十九万九千円であります。また「組織別」に大別いたしますと、外務本省五千七百二十一億四千八百九十五万二千円、在外公館九百九十九億五千六百三十万四千円あります。

只今その内容について御説明いたします。

(組織) 外務本省

第一 外務本省一般行政に必要な経費二百八十五億七千七百四十万一千円は、「外務省設置法」に基づく所掌事務のうち本省内部部局及び外務省研修所において所掌する一般事務を処理するために必要な職員一、八四四名の人員費及び事務費等、並びに審議会の運営経費であります。

第二 外交運営の充実に必要な経費六十二億三千六十九万八千円は、諸外国との外交交渉により幾多の懸案の解決をはかり、また、各種の条約協定を締結する必要があるが、これらの交渉を我が国に有利に展開させるため本省において必要な情報収集費等であります。

第三 情報啓蒙事業及び国際文化事業実施等に必要経費百五十二億四百四十万五千円は、国際情勢に關する国内啓蒙、海外に対する本邦事情の紹介及び文化交流事業等を通じて国際間の相互理解を深めるため必要な経費並びに国際交流基金補助金百二十億八千九百七十三万三千円及び啓蒙宣伝事業等委託費七億一千八百八十六万円であります。

第四 海外渡航関係事務処理に必要な経費百二億六百七十一万三千円は、「旅券法」に基づく旅券の発給等海外渡航事務を処理するため必要な経費であります。

第五 諸外国に關する外交政策の樹立等に必要な経費六十四億三千九百七十一万一千円は、アジア、北米、中南米、欧州、大洋州、中近東、アフリカ諸国に關する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整を行うため必要な経費と財団法人交流協会補助金十五億五千九百五十三万六千円、財団法人日本国際問題研究所補助金四億八千九百七十三万四千円、社団法人北方領土復興期成

同盟補助金五千四百三十三万七千円及び社団法人国際協力会等補助金一億五千三百三十七万七千円並びにインドシナ難民救済業務委託費十億百六十五万七千円であります。

第六 国際経済情勢の調査及び通商交渉の準備等に必要経費二億三千三十五万五千円は、国際経済に関する基礎的資料を広くかつ組織的に収集し、これに基づいて国際経済を的確に把握するための調査及び通商交渉を行う際の準備等に必要経費であります。

第七 条約締結及び条約集の編集等に必要経費一億一千二百六十九万四千円は、国際条約の締結及び加入に関する事務処理並びに条約集の編集及び先例法規等の調査研究に必要な事務費であります。

第八 国際協力に必要な経費二十億四千九百六十一万二千円は、国際連合等各国国際機関との連絡、その活動の調査研究等に必要経費及び各種の国際会議に我が国の代表を派遣し、また、本邦で国際会議を開催するため必要経費と財団法人日本国際連合協会等補助金四千七百四十二万二千円であります。

第九 外務本省の施設整備に必要な経費一億五百四十九万四千円は、外務本省庁舎等の施設整備に必要な経費であります。

第十 経済技術協力に必要な経費四十七億一千五百二十三万二千円は、海外との経済技術協力に関する企画立案及びその実施の総合調整並びに技術協力事業に要する経費の地方公共団体等に対する補助金二十三億三百四十五万三千円等であり、また、

第十一 経済開発等の援助に必要な経費二千四百三十二億一千六百八十二万四千円は、発展途上国の経済開発等のために行う援助及び海外における災害等に対処して行う緊急援助等に必要経費であります。

第十二 経済協力に係る国際分担金等の支払に必要な経費九百三十三億六千三百四十六万八千円は、我が国が加盟している経済協力に係る各種国際機関に対する分担金及び拠出金を支払うため必要経費であります。

第十三 国際原子力機関分担金等の支払に必要な経費四十二億二千二百二十一万八千円は、我が国が加盟している国際原子力機関に対する分担金及び拠出金を支払うため必要経費であります。

第十四 国際分担金等の支払に必要な経費六十二億七千六百万二千円は、我が国が加盟している各種国際機関に対する分担金及び拠出金を支払うため必要経費であります。

第十五 国際協力事業団交付金に必要な経費一千四百九十七億八千五百一十四万四千円は、国際協力事業団の行う技術協力事業、青年海外協力活動事業及び海外移住事業等に要する経費の同事業団に対する交付に必要な経費であります。

第十六 国際協力事業団団員に必要経費四十三億八千九百万円は、国際協力事業団の行う開発投資事業に要する資金等に充てるための同事業団に対する出資に必要な経費であります。

（組織） 在外公館
第一 在外公館事務運営等に必要経費六百九十八億五千七百五十九万九千円は、既設公館百七十三館六代表部と平成五年度中に新設予定の在チェッコ大使館並びに在ウラジオストク総領事館及び在ハバロフスク総領事館設置のため新たに必要となった職員並びに既設公館の職員の増加、合計二、七九五名の人員費及び事務費等であり、また、

第二 外交運営の充実に必要経費百二十一億八千七百三十三万一千円は、諸外国との外交交渉の我が国に有利な展開を期するため在外公館において必要な情報収集費等であり、また、
第三 対外宣伝及び国際文化事業実施等に必要経費三十二億一千七百七十二万五千円は、我が国と諸外国との親善等に寄与するため、我が国の政治、経済及び文化等の実情を組織的に諸外国に紹介するとともに、国際文化交流の推進及び海外子女教育を行うため必要経費であります。

第四 自由貿易体制の維持強化に必要な経費三億三千百十万七千円は、自由貿易体制の維持強化のための諸外国における啓発宣伝運動を実施する等のため必要経費であります。

第五 在外公館施設整備に必要な経費六十三億六千四百九十八万一千円は、在中国大使公邸新営工事（第一期工事）、在ナリ大使館事務所新営工事（第一期工事）、在ウィエトナム大使館事務所公邸等新営用基本設計等の建設費、その他関連経費であります。

以上が只今上程されております外務省所管平成五年度予算の概要であります。

慎重御審議のほどをお願い申し上げます。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

（本号（その二）に掲載）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

（本号（その二）に掲載）

二月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

一、商業及び事務所における衛生に関する条約（第百二十号）の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

（本号（その二）に掲載）

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

（本号（その二）に掲載）

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

（本号（その二）に掲載）

商業及び事務所における衛生に関する条約（第百二十号）の締結について承認を求めるの件

（本号（その二）に掲載）

商業及び事務所における衛生に関する条約（第百二十号）の締結について承認を求めるの件

（本号（その二）に掲載）

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国際的なコスパス・サット計画との地

一九

上部分提供国としての提携に関する通告の書簡の締結について承認を求めるの件
一、国際移住機関憲章の締結について承認を求めるの件

国際的なコスパス・サートサット計画との地上部分提供国としての提携に関する通告の書簡の締結について承認を求めるの件

国際的なコスパス・サートサット計画との地上部分提供国としての提携に関する通告の書簡の締結について、日本国憲法第七十三条ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際的なコスパス・サートサット計画との地上部分提供国としての提携に関する通告の書簡

(本号(その二)に掲載)

国際移住機関憲章の締結について承認を求めるの件

国際移住機関憲章の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際移住機関憲章

(本号(その二)に掲載)

三月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエル国との間の条約の締結について承認を求めるの件

一、気候変動に関する国際連合枠組条約の締結について承認を求めるの件

平成五年四月十三日印刷

一、生物の多様性に関する条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定

(本号(その二)に掲載)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエル国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエル国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエル国との間の条約

(本号(その二)に掲載)

気候変動に関する国際連合枠組条約の締結について承認を求めるの件

気候変動に関する国際連合枠組条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

平成五年四月十四日発行

気候変動に関する国際連合枠組条約
(本号(その二)に掲載)

生物の多様性に関する条約の締結について承認を求めるの件
生物の多様性に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

生物の多様性に関する条約
(本号(その二)に掲載)

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月九日)
一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

第百二十五回国会外務委員会会議録第一号中
正誤

ページ 段 行 誤 正

八 四 一五 国際 国会

参議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局

第二百二十六回国 参議院外務委員会會議録第一号(その二)

(本号(その二)参照)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に

勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一 大使館の表欧州の項中

在キルギスタン日本国大使館

キルギスタ

ビシユケク

を

在キルギスタン日本国大使館
在グルジア日本国大使館
在クロアチア日本国大使館

キルギスタ
グルジア
クロアチア

ン

ビシユケク

に、

在スペイン日本国大使館

スペイン

トビリシ
ザグレブ

マドリッド

を
在スペイン日本国大使館
在スロヴァキア日本国大使館
在スロヴェニア日本国大使館

スペイン
スロヴァ
スロヴェ

マドリッド

ブラティスラヴァ

に、
在チェッコ・スロヴァキア日本国大使館

チェツ

ニア

リュブリャナ

コ・スロヴァキア

ブラーグ

を
在チェッコ日本国大使館

チェツ

コ

ブラーグ

に改める。

別表第一の二 総領事館の表欧州の項中

在ロンドン日本国総領事館

連合王国

ロンドン

を

在ロンドン日本国総領事館
在ウラジオストク日本国総領事館

連合王国
ロシア

ロンドン

ウラジオストク

に改め、
在ナホトカ日本国総領事館

ロ

シア

ナホトカ

を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号		
アジア	インド	円 860,000	円 720,000	円 663,500	円 623,000	円 562,300	円 496,800	円 436,100	円 386,300	円 345,800	円 316,400	円 296,100	円 275,900	円 255,700	円 235,400
	インドネシア	920,000	720,000	658,200	613,300	546,000	477,400	410,100	362,100	317,200	292,200	269,700	247,300	224,900	202,400
	フィリピン	1,010,000	930,000	858,000	806,900	730,400	646,800	570,200	505,600	454,600	415,300	389,800	364,300	338,800	313,300
	カンボジア	930,000	900,000	833,300	784,000	710,100	629,200	555,300	492,400	443,100	404,800	380,100	355,500	330,900	306,200
	シンガポール	980,000	780,000	708,400	657,800	581,900	506,000	430,100	379,500	328,900	303,600	278,300	253,000	227,700	202,400
	スリ・ランカ	840,000	730,000	671,800	628,300	562,900	494,600	429,300	379,900	336,300	308,500	286,700	264,900	243,100	221,300
	タイ	950,000	740,000	676,700	630,500	561,200	490,600	421,300	372,000	325,800	300,100	277,000	253,900	230,800	207,700
	大韓民国	1,030,000	800,000	726,900	675,000	597,100	519,200	441,300	389,400	337,500	311,500	285,600	259,600	233,600	207,700
	中華人民共和国	1,130,000	840,000	769,100	716,300	637,100	556,600	477,400	421,500	368,700	339,700	313,300	286,900	260,500	234,100
	ネパール	900,000	870,000	805,200	757,300	685,300	607,200	535,300	474,500	426,500	389,900	365,900	341,900	317,900	293,900
	バングラデシュ	810,000	700,000	647,200	605,400	542,700	477,000	414,300	366,700	324,900	297,900	277,000	256,100	235,200	214,300
	パキスタン	960,000	840,000	780,600	734,400	665,100	589,600	520,300	461,300	415,100	379,300	356,200	333,100	310,000	286,900
	フィリピン	1,030,000	850,000	776,600	725,500	649,000	569,400	492,800	436,000	385,000	353,300	327,800	302,300	276,800	251,300
	ブータン	860,000	840,000	768,200	720,300	648,300	571,600	499,700	442,400	394,400	361,300	337,300	313,300	289,300	265,300
北米	アメリカ合衆国	円 830,000	円 800,000	円 732,100	円 682,000	円 606,700	円 530,200	円 455,000	円 401,700	円 351,500	円 323,900	円 298,800	円 273,700	円 248,600	円 223,500
	カナダ	920,000	750,000	689,000	641,900	571,300	499,400	428,800	378,600	331,500	305,400	281,800	258,300	234,800	211,200
	メキシコ	1,210,000	1,060,000	977,700	917,400	827,000	730,400	640,000	566,900	506,600	463,800	433,600	403,500	373,400	343,200
	モントレー	790,000	770,000	706,600	663,100	597,700	527,600	462,300	409,400	365,800	334,900	313,100	291,300	269,500	247,700
中南米	コロンビア	円 1,020,000	円 990,000	円 917,000	円 865,100	円 787,200	円 700,000	円 622,100	円 552,200	円 500,300	円 456,300	円 430,400	円 404,400	円 378,400	円 352,500
	ラオス	960,000	890,000	817,600	768,700	695,500	616,000	542,700	481,100	432,300	395,100	370,700	346,300	321,900	297,500
中東	アラブ首長国連邦	円 1,000,000	円 720,000	円 660,600	円 615,100	円 523,900	円 455,600	円 387,300	円 341,700	円 296,100	円 273,400	円 250,600	円 227,800	円 205,000	円 182,200
	カタール	860,000	700,000	640,600	594,900	526,200	457,600	389,000	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800	205,900	183,000
	アラブ首長国連邦	円 1,290,000	円 1,110,000	円 1,010,200	円 938,100	円 829,800	円 721,600	円 613,400	円 541,200	円 469,000	円 433,000	円 396,900	円 360,800	円 324,700	円 288,600
	アラブ首長国連邦	900,000	870,000	793,700	739,200	657,300	574,200	492,400	434,700	380,100	350,300	323,000	295,700	268,400	241,100
中東	イエメン	円 1,000,000	円 910,000	円 830,700	円 773,500	円 687,700	円 600,600	円 514,800	円 454,500	円 397,300	円 366,100	円 337,500	円 308,900	円 280,300	円 251,700
	ウズベキスタン	円 1,040,000	円 1,010,000	円 917,800	円 852,300	円 753,900	円 655,600	円 557,300	円 491,700	円 426,100	円 393,400	円 360,600	円 327,800	円 295,000	円 262,200

地 域	所 在 国	号											別		
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		9 号	10 号
欧州	エウアドル	690,000	670,000	616,400	576,800	517,400	455,000	395,600	350,200	310,600	284,700	264,900	245,100	225,300	205,500
	エル・サルヴァドル	870,000	840,000	770,400	719,800	643,900	565,000	489,100	432,700	382,100	350,700	325,400	300,100	274,800	249,500
	ガイアナ	940,000	910,000	832,000	777,000	694,500	609,000	526,500	465,700	410,700	377,100	349,600	322,100	294,600	267,100
	キューバ	1,040,000	1,020,000	934,600	877,400	791,600	699,600	613,800	543,800	486,600	445,300	416,700	388,100	359,500	330,900
	グアテマラ	810,000	780,000	713,700	664,800	591,600	517,000	443,700	391,800	343,000	315,900	291,500	267,100	242,700	218,300
	グレナダ	940,000	910,000	832,000	777,000	694,500	609,000	526,500	465,700	410,700	377,100	349,600	322,100	294,600	267,100
	コスタ・リカ	760,000	740,000	676,700	630,500	561,200	490,600	421,300	372,000	325,800	300,100	277,000	253,900	230,800	207,700
	コロンビア	800,000	770,000	712,800	668,800	602,800	532,000	466,000	412,700	368,700	337,500	315,500	293,500	271,500	249,500
	ジャマイカ	950,000	920,000	836,900	779,200	692,800	605,000	518,500	457,800	400,200	368,700	339,900	311,100	282,300	253,500
	スリナム	1,160,000	1,130,000	1,029,100	960,000	856,400	749,800	646,200	571,300	502,200	461,600	427,000	392,500	358,000	323,400
	セント・ヴィンセント セント・クリスト ファー・ネイビス	940,000	910,000	832,000	777,000	694,500	609,000	526,500	465,700	410,700	377,100	349,600	322,100	294,600	267,100
	セント・ルシア	880,000	860,000	781,400	727,700	647,200	565,400	484,900	428,100	374,400	345,000	318,100	291,300	264,500	237,600
	トリニダード・トバ ゴ	940,000	910,000	832,000	777,000	694,500	609,000	526,500	465,700	410,700	377,100	349,600	322,100	294,600	267,100
	ドミニカ共和国	960,000	930,000	849,200	790,700	702,900	613,800	526,000	464,400	405,900	374,000	344,800	315,500	286,200	257,000
ニカラグア	1,090,000	1,060,000	977,700	917,400	827,000	730,400	640,000	566,900	506,600	463,800	433,600	403,500	373,400	343,200	
ハイチ	1,070,000	1,040,000	953,000	891,900	800,100	703,600	611,900	541,400	480,200	440,500	409,900	379,300	348,700	318,100	
パナマ	800,000	730,000	671,800	628,300	562,900	494,600	429,300	379,900	336,300	308,500	286,700	264,900	243,100	221,300	
パナマ	940,000	910,000	832,000	777,000	694,500	609,000	526,500	465,700	410,700	377,100	349,600	322,100	294,600	267,100	
パラグアイ	860,000	840,000	762,900	710,600	632,000	552,200	473,700	418,200	365,800	337,100	310,900	284,700	258,500	232,300	
バルバドス	940,000	910,000	832,000	777,000	694,500	609,000	526,500	465,700	410,700	377,100	349,600	322,100	294,600	267,100	
ブラジル	1,170,000	1,010,000	916,900	853,600	758,500	662,200	567,200	500,700	437,300	403,100	371,400	339,700	308,000	276,300	
ペリウス	970,000	940,000	862,800	805,600	719,800	631,000	545,200	482,200	425,000	390,300	361,700	333,100	304,500	275,900	
ペルー	1,220,000	1,070,000	977,700	914,800	820,400	721,200	626,800	554,600	491,700	451,000	419,600	388,100	356,600	325,200	
ボリヴェア	930,000	900,000	833,300	784,000	710,100	629,200	555,300	492,400	443,100	404,800	380,100	355,500	330,900	306,200	
ホンデュラス	890,000	860,000	788,900	737,000	659,100	578,200	500,300	442,600	390,700	358,600	332,700	306,700	280,700	254,800	
メキシコ	1,140,000	940,000	862,800	805,600	719,800	631,000	545,200	482,200	425,000	390,300	361,700	333,100	304,500	275,900	
アイスランド	970,000	940,000	856,200	795,100	703,300	611,600	519,900	458,700	397,500	367,000	336,400	305,800	275,200	244,600	
アイスランド	970,000	940,000	856,200	795,100	703,300	611,600	519,900	458,700	397,500	367,000	336,400	305,800	275,200	244,600	

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
	アゼルバイジャン	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	アルバニア	1,170,000	1,140,000	1,039,300	972,000	871,000	765,200	664,200	587,600	520,300	477,400	443,800	410,100	376,400	342,800
	アルメニア	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	イタリヤ	1,120,000	920,000	831,600	772,200	683,100	594,000	504,900	445,500	386,100	356,400	326,700	297,000	267,300	237,600
	グアテマラ	950,000	920,000	831,600	772,200	683,100	594,000	504,900	445,500	386,100	356,400	326,700	297,000	267,300	237,600
	ウクライナ	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	ウズベキスタン	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	エストニア	1,010,000	980,000	893,600	834,200	745,100	653,000	563,900	498,700	439,300	403,500	373,800	344,100	314,400	284,700
	オーストリア	1,290,000	1,050,000	954,800	886,600	784,300	682,000	579,700	511,500	443,300	409,200	375,100	341,000	306,900	272,800
	オランダ	1,010,000	920,000	837,800	777,900	688,200	598,400	508,600	448,800	389,000	359,000	329,100	299,200	269,300	239,400
	カザフスタン	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	ギリシヤ	940,000	860,000	782,300	726,400	642,600	558,800	475,000	419,100	363,200	335,300	307,300	279,400	251,500	223,500
	キルギスタン	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	グルジア	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	クロアチア	1,100,000	1,070,000	972,400	905,100	804,100	701,800	600,800	530,400	463,100	426,800	393,200	359,500	325,800	292,200
	サイプラス	890,000	860,000	782,300	726,400	642,600	558,800	475,000	419,100	363,200	335,300	307,300	279,400	251,500	223,500
	スイス	1,200,000	1,090,000	991,800	920,900	814,700	708,400	602,100	531,300	460,500	425,000	389,600	354,200	318,800	283,400
	スウェーデン	1,210,000	1,100,000	997,900	926,600	819,700	712,800	605,900	534,600	463,300	427,700	392,000	356,400	320,800	285,100
	スペイン	990,000	900,000	819,300	760,800	673,000	585,200	497,400	438,900	380,400	351,100	321,900	292,600	263,300	234,100
	スロヴァキア	940,000	910,000	830,700	773,500	687,700	600,600	514,800	454,500	397,300	366,100	337,500	308,900	280,300	251,700
	スロヴェニア	1,100,000	1,070,000	972,400	905,100	804,100	701,800	600,800	530,400	463,100	426,800	393,200	359,500	325,800	292,200
	タジキスタン	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	チェッコ	1,000,000	910,000	830,700	773,500	687,700	600,600	514,800	454,500	397,300	366,100	337,500	308,900	280,300	251,700
	デンマーク	1,120,000	1,020,000	924,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
	ドイツ	1,250,000	1,020,000	924,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
	トルクメニスタン	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100
	ノールウェー	1,120,000	1,090,000	985,600	915,200	809,600	704,000	598,400	528,000	457,600	422,400	387,200	352,000	316,800	281,600
	ハンガリー	1,030,000	940,000	855,300	796,400	707,900	618,200	529,800	467,700	408,700	376,700	347,200	317,700	288,200	258,700
	フィンランド	1,070,000	1,040,000	942,500	875,200	774,200	673,200	572,200	504,900	437,600	403,900	370,300	336,600	302,900	269,300

地 域	所 在 国	号										別									
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号						
	フランス	1,240,000	960,000	868,600	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200						
	ブルガリア	1,040,000	1,010,000	918,200	857,100	765,300	670,600	578,900	511,900	450,700	414,100	383,500	352,900	322,300	291,700						
	ベラルーシ	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100						
	ベルギー	1,110,000	960,000	868,600	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200						
	ポーランド	1,140,000	1,050,000	955,200	881,400	795,700	697,000	601,300	531,700	467,900	429,900	398,000	366,100	334,200	302,300						
	ポルトガル	1,010,000	980,000	887,000	823,700	728,600	633,600	538,600	475,200	411,800	380,200	348,500	316,800	285,100	253,400						
	マルタ	950,000	920,000	831,600	772,200	683,100	594,000	504,900	445,500	386,100	356,400	326,700	297,000	267,300	237,600						
	モルドヴァ	1,040,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100						
	ユーゴスラヴィア	1,170,000	1,070,000	972,400	905,100	804,100	701,800	600,800	530,400	463,100	426,800	393,200	359,500	325,800	292,200						
	ラトヴィア	1,010,000	980,000	893,600	834,200	745,100	653,000	563,900	498,700	439,300	403,500	373,800	344,100	314,400	284,700						
	リトアニア	1,010,000	980,000	893,600	834,200	745,100	653,000	563,900	498,700	439,300	403,500	373,800	344,100	314,400	284,700						
	ルーマニア	1,140,000	1,050,000	965,400	906,000	816,900	721,600	632,500	560,300	500,900	458,500	428,800	399,100	369,400	339,700						
	ルクセンブルグ	950,000	920,000	837,800	777,900	688,200	598,400	508,600	448,800	389,000	359,000	329,100	299,200	269,300	239,400						
	連合王国	1,180,000	920,000	831,600	772,200	683,100	594,000	504,900	445,500	386,100	356,400	326,700	297,000	267,300	237,600						
	ロシア	1,340,000	1,010,000	928,400	869,000	779,900	686,000	596,900	528,200	468,800	429,900	400,200	370,500	340,800	311,100						
大洋州	ヴァヌアツ	780,000	760,000	696,500	651,200	583,200	512,200	444,200	383,100	347,800	319,000	296,400	273,700	251,000	228,400						
	オーストラリア	910,000	750,000	677,600	629,200	556,600	484,000	411,400	363,000	314,600	290,400	266,200	242,000	217,800	193,600						
	キリバス	930,000	910,000	836,000	785,900	710,600	629,200	554,000	491,000	440,800	403,100	378,000	352,900	327,800	302,700						
	ソロモン	950,000	930,000	854,500	803,000	725,800	642,400	565,200	500,900	449,400	411,000	385,200	359,500	333,800	308,000						
	トウヴァル	930,000	910,000	836,000	785,900	710,600	629,200	554,000	491,000	440,800	403,100	378,000	352,900	327,800	302,700						
	トンガ	780,000	760,000	696,500	651,200	583,200	512,200	444,200	383,100	347,800	319,000	296,400	273,700	251,000	228,400						
	ナウル	780,000	760,000	696,500	651,200	583,200	512,200	444,200	383,100	347,800	319,000	296,400	273,700	251,000	228,400						
	西サモア	780,000	760,000	696,500	651,200	583,200	512,200	444,200	383,100	347,800	319,000	296,400	273,700	251,000	228,400						
	ニュー・ジラランド	800,000	730,000	665,300	617,800	546,500	475,200	403,900	356,400	308,900	285,100	261,400	237,600	213,800	190,100						
	バヌア・ニューギニア	980,000	910,000	836,000	785,900	710,600	629,200	554,000	491,000	440,800	403,100	378,000	352,900	327,800	302,700						
	フィジー	780,000	760,000	696,500	651,200	583,200	512,200	444,200	383,100	347,800	319,000	296,400	273,700	251,000	228,400						
	マーシャル	900,000	870,000	795,500	743,100	664,500	582,900	504,300	446,100	393,700	361,400	335,200	309,100	282,900	256,700						
	ミクロネシア	900,000	870,000	795,500	743,100	664,500	582,900	504,300	446,100	393,700	361,400	335,200	309,100	282,900	256,700						

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
中近東	アラビアスタン	1,050,000	1,030,000	944,200	887,000	801,200	708,400	622,600	551,800	494,600	452,300	423,700	395,100	366,500	337,900
	アラブ首長国連邦	970,000	890,000	817,500	766,000	688,800	606,800	529,600	468,800	417,300	382,400	356,600	330,900	305,200	279,400
	イエメン	1,020,000	990,000	913,400	858,400	775,900	686,400	603,900	535,300	480,300	439,100	411,600	384,100	356,600	329,100
	イスラエル	1,020,000	930,000	849,200	790,700	702,900	613,800	526,000	464,400	405,900	374,000	344,800	315,500	286,200	257,000
	イラク	1,220,000	1,070,000	983,900	923,200	832,100	734,800	643,700	570,200	509,500	466,400	436,100	405,700	375,300	345,000
	イラン	1,190,000	1,040,000	959,200	900,300	811,800	717,200	628,800	557,000	498,000	455,900	426,400	396,900	367,400	337,900
	オマーン	920,000	890,000	817,500	766,000	688,800	606,800	529,600	468,800	417,300	382,400	356,600	330,900	305,200	279,400
	カタール	940,000	920,000	842,200	788,900	709,100	624,400	544,500	482,000	428,800	392,900	366,300	339,700	313,100	286,500
	クウェイト	1,130,000	990,000	903,800	846,100	759,700	668,400	581,900	515,000	457,400	419,300	390,500	361,700	332,900	304,100
	サウジア・アラビア	1,070,000	900,000	829,900	780,200	705,600	624,800	550,200	487,700	438,000	400,400	375,600	350,700	325,800	301,000
	ジヨルダン	910,000	830,000	756,800	704,900	627,000	547,800	469,900	414,900	363,000	334,400	308,500	282,500	256,500	230,600
アフリカ	シリア	1,080,000	1,050,000	955,200	891,400	795,700	697,000	601,300	531,700	467,900	429,900	398,000	366,100	334,200	302,300
	トルコ	980,000	900,000	825,800	771,300	689,400	604,600	522,800	462,400	407,800	374,500	347,200	319,900	292,600	265,300
	バハレーン	930,000	900,000	829,800	777,500	698,900	615,600	537,100	475,400	423,000	387,700	361,500	335,300	309,100	282,900
	レバノン	930,000	910,000	836,000	785,900	710,600	629,200	554,000	491,000	440,800	403,100	378,000	352,900	327,800	302,700
	アルジェリア	1,190,000	1,090,000	998,300	931,400	831,100	727,800	627,500	554,800	487,900	448,400	414,900	381,500	348,100	314,600
	アンゴラ	1,070,000	1,040,000	959,200	900,300	811,800	717,200	628,800	557,000	498,000	455,900	426,400	396,900	367,400	337,900
	ウガンダ	1,100,000	1,070,000	983,900	923,200	832,100	734,800	643,700	570,200	509,500	466,400	436,100	405,700	375,300	345,000
	エジプト	1,120,000	920,000	844,300	788,400	704,600	617,800	534,000	472,300	416,400	382,400	354,400	326,500	298,600	270,600
	エチオピア	1,090,000	1,060,000	977,700	917,400	827,000	730,400	640,000	566,900	506,600	463,800	433,600	403,500	373,400	343,200
	ガーナ	1,090,000	1,060,000	975,000	915,600	826,500	730,400	641,300	568,300	508,900	465,500	435,800	406,100	376,400	346,700
	カーボ・ヴェルデ	1,140,000	1,100,000	1,014,700	951,800	857,400	756,800	662,400	586,700	523,800	479,600	448,200	416,700	385,200	353,800
	ガボン	1,120,000	1,090,000	1,002,400	940,300	847,300	748,000	654,900	580,100	518,100	474,300	443,300	412,300	381,300	350,300
	カメルーン	1,120,000	1,090,000	1,002,400	940,300	847,300	748,000	654,900	580,100	518,100	474,300	443,300	412,300	381,300	350,300
	ガンビア	1,140,000	1,100,000	1,014,700	951,800	857,400	756,800	662,400	586,700	523,800	479,600	448,200	416,700	385,200	353,800
	ギニア	1,180,000	1,150,000	1,058,700	996,600	903,600	801,200	708,100	628,100	566,100	517,000	486,000	455,000	424,000	393,000

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
	ギニア・ビサオ	1,140,000	1,100,000	1,014,700	951,800	857,400	756,800	662,400	586,700	523,800	479,600	448,200	416,700	385,200	353,800
	ケニア	920,000	800,000	726,000	676,300	601,700	525,800	451,200	398,400	348,700	321,200	296,400	271,500	246,600	221,800
	コモロ	910,000	880,000	807,400	754,100	674,300	591,400	511,500	452,500	399,300	366,500	339,900	313,300	286,700	260,100
	コンゴ	1,070,000	1,040,000	959,200	900,300	811,800	717,200	628,800	557,000	498,000	455,900	426,400	396,900	367,400	337,900
	ザイール	1,140,000	1,050,000	968,800	909,900	821,400	726,000	637,600	565,000	506,000	462,900	433,400	403,900	374,400	344,900
	サントメ・プリンス ペ	1,120,000	1,090,000	1,002,400	940,300	847,300	748,000	654,900	580,100	518,100	474,300	443,300	412,300	381,300	350,300
	ザンビア	1,200,000	1,170,000	1,070,100	1,000,600	896,300	787,200	682,900	604,100	534,600	490,600	455,900	421,100	386,300	351,600
	シエラ・レオネ	1,080,000	1,050,000	965,400	906,000	816,900	721,600	632,500	560,300	500,900	458,500	428,800	399,100	369,400	339,700
	ジブチ	1,090,000	1,060,000	977,700	917,400	827,000	730,400	640,000	566,900	506,600	463,800	433,600	403,500	373,400	343,200
	ジンバブエ	900,000	870,000	793,700	739,200	657,300	574,200	492,400	434,700	380,100	350,300	323,000	295,700	268,400	241,100
	スーダン	1,220,000	1,190,000	1,095,600	1,030,900	933,900	827,600	730,600	647,900	583,200	532,900	500,500	468,200	435,900	403,500
	スワジランド	910,000	880,000	807,400	754,100	674,300	591,400	511,500	452,500	399,300	366,500	339,900	313,300	286,700	260,100
	セイシェル	910,000	880,000	807,400	754,100	674,300	591,400	511,500	452,500	399,300	366,500	339,900	313,300	286,700	260,100
	赤道ギニア	1,120,000	1,090,000	1,002,400	940,300	847,300	748,000	654,900	580,100	518,100	474,300	443,300	412,300	381,300	350,300
	セネガル	1,140,000	1,100,000	1,014,700	951,800	857,400	756,800	662,400	586,700	523,800	479,600	448,200	416,700	385,200	353,800
	象牙海岸共和国	1,210,000	1,110,000	1,014,600	949,100	850,700	747,600	649,300	574,400	508,800	466,900	434,100	401,300	368,500	335,700
	ソマリア	1,090,000	1,060,000	977,700	917,400	827,000	730,400	640,000	566,900	506,600	463,800	433,600	403,500	373,400	343,200
	タンザニア	1,150,000	1,060,000	975,000	915,600	826,500	730,400	641,300	568,300	508,900	465,500	435,800	406,100	376,400	346,700
	チャード	1,120,000	1,090,000	1,002,400	940,300	847,300	748,000	654,900	580,100	518,100	474,300	443,300	412,300	381,300	350,300
	中央アフリカ	1,240,000	1,210,000	1,114,100	1,048,100	949,100	840,800	741,800	657,800	591,800	540,800	507,800	474,800	441,800	408,800
	チュニジア	870,000	840,000	769,100	716,300	637,100	556,600	477,400	421,500	368,700	339,700	313,300	286,900	260,500	234,100
	トーゴ	1,180,000	1,150,000	1,051,600	986,100	887,700	783,200	684,900	606,500	540,900	495,500	462,700	429,900	397,100	364,300
	ナイジェリア	1,150,000	1,060,000	975,000	915,600	826,500	730,400	641,300	568,300	508,900	465,500	435,800	406,100	376,400	346,700
	ナミビア	1,040,000	1,010,000	924,400	862,800	770,400	675,000	582,600	515,200	453,600	416,700	385,900	355,100	324,300	293,500
	ニジェール	1,180,000	1,150,000	1,051,600	986,100	887,700	783,200	684,900	606,500	540,900	495,500	462,700	429,900	397,100	364,300
	ブルキナ・ファソ	1,180,000	1,150,000	1,051,600	986,100	887,700	783,200	684,900	606,500	540,900	495,500	462,700	429,900	397,100	364,300
	ブルンディ	1,070,000	1,040,000	959,200	900,300	811,800	717,200	628,800	557,000	498,000	455,900	426,400	396,900	367,400	337,900

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
	ベナン	1,180,000	1,150,000	1,051,600	986,100	887,700	783,200	684,900	606,500	540,900	495,500	462,700	429,900	397,100	364,300
	ボツワナ	910,000	880,000	807,400	754,100	674,300	591,400	511,500	452,500	399,300	366,500	339,900	313,300	286,700	260,100
	マダガスカル	980,000	950,000	879,200	825,900	746,100	660,000	580,100	514,100	460,900	421,500	394,900	368,300	341,700	315,100
	マラウイ	1,200,000	1,170,000	1,070,100	1,000,600	896,300	787,200	682,900	604,100	534,600	490,600	455,900	421,100	386,300	351,600
	マリ	1,140,000	1,100,000	1,014,700	951,800	857,400	756,800	662,400	586,700	523,800	479,600	448,200	416,700	385,200	353,800
	南アフリカ共和国	1,100,000	950,000	862,400	800,800	708,400	616,000	523,600	462,000	400,400	369,600	338,800	308,000	277,200	246,400
	モーリシウス	910,000	880,000	807,400	754,100	674,300	591,400	511,500	452,500	399,300	366,500	339,900	313,300	286,700	260,100
	モーリタニア	1,140,000	1,100,000	1,014,700	951,800	857,400	756,800	662,400	586,700	523,800	479,600	448,200	416,700	385,200	353,800
	モザンビーク	1,200,000	1,170,000	1,070,100	1,000,600	896,300	787,200	682,900	604,100	534,600	490,600	455,900	421,100	386,300	351,600
	モロッコ	930,000	900,000	818,400	762,100	677,600	591,800	507,300	447,900	391,600	360,800	332,700	304,500	276,300	248,200
	リビア	1,180,000	1,150,000	1,055,100	990,000	892,300	787,600	689,900	611,200	546,100	499,800	467,300	434,700	402,100	369,600
	リベリア	1,090,000	1,060,000	975,000	915,600	826,500	730,400	641,300	568,300	508,900	465,500	435,800	406,100	376,400	346,700
	ルワンダ	1,070,000	1,040,000	959,200	900,300	811,800	717,200	628,800	557,000	498,000	455,900	426,400	396,900	367,400	337,900
	セント	910,000	880,000	807,400	754,100	674,300	591,400	511,500	452,500	399,300	366,500	339,900	313,300	286,700	260,100

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別											
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アジア	カルカタ	720,000	660,000	599,300	532,400	471,700	418,400	377,900	345,000	324,700	304,500	284,300	264,000
	ボンベイ	680,000	623,000	562,300	496,800	436,100	386,300	345,800	316,400	296,100	275,900	255,700	235,400
	マドラス	680,000	623,000	562,300	496,800	436,100	386,300	345,800	316,400	296,100	275,900	255,700	235,400
	ラジュン・バンドン	740,000	680,200	612,900	540,800	473,500	419,300	374,400	342,800	320,300	297,900	275,500	253,000
	ジャカルタ	680,000	613,300	546,000	477,400	410,100	362,100	317,200	292,200	269,700	247,300	224,900	202,400
	スラバヤ	680,000	613,300	546,000	477,400	410,100	362,100	317,200	292,200	269,700	247,300	224,900	202,400
	メダン	710,000	645,400	578,100	507,800	440,500	389,800	344,900	316,400	293,900	271,500	249,100	226,600
	ホーチミン	830,000	760,300	683,800	602,400	525,800	465,500	414,500	379,700	354,200	328,700	303,200	277,700
	バンコック	690,000	630,500	561,200	490,600	421,300	372,000	325,800	300,100	277,000	253,900	230,800	207,700
	釜山	770,000	675,000	597,100	519,200	441,300	389,400	337,500	311,500	285,600	259,600	233,600	207,700
	広州	820,000	748,400	669,200	587,000	507,800	449,200	396,400	363,900	337,500	311,100	284,700	258,300
北米	上海	850,000	748,400	669,200	587,000	507,800	449,200	396,400	363,900	337,500	311,100	284,700	258,300
	瀋陽	890,000	820,200	741,000	655,600	576,400	510,800	458,000	418,900	392,500	366,100	339,700	313,300
	カラチ	700,000	623,000	562,300	496,800	436,100	386,300	345,800	316,400	296,100	275,900	255,700	235,400
	マニラ	800,000	725,500	649,000	569,400	492,800	436,000	385,000	353,300	327,800	302,300	276,800	251,300
	ペナン	710,000	641,900	571,300	499,400	428,800	378,600	331,500	305,400	281,800	258,300	234,800	211,200
	香港	830,000	697,800	617,300	536,800	456,300	402,600	348,900	322,100	295,200	268,400	241,600	214,700
	アガナ	750,000	681,100	602,500	523,900	445,300	392,900	340,500	314,300	288,100	262,000	235,800	209,600
	アトランタ	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	アムステルダム	750,000	681,100	602,500	523,900	445,300	392,900	340,500	314,300	288,100	262,000	235,800	209,600
	カンザス・シティ	660,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	サン・フランシスコ	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
シアトル	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200	
シカゴ	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200	

地 域	所 在 地	号 別												
		総領事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	
	デトロイト	660,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200	
	ニュー・オルリンズ	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200	
	ニュー・ヨーク	850,000	651,600	576,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500	200,500	
	ヒューストン	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200	
	ポートランド	660,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200	
	ボストン	750,000	651,600	576,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500	200,500	
	ホノルル	750,000	651,600	576,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500	200,500	
	マイアミ	660,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200	
	ロス・アンジェルズ	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200	
	サンフランシスコ	680,000	594,900	526,200	457,600	389,000	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800	205,900	183,000	
	エドモントン	680,000	594,900	526,200	457,600	389,000	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800	205,900	183,000	
トロント	680,000	594,900	526,200	457,600	389,000	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800	205,900	183,000		
モントリオール	660,000	594,900	526,200	457,600	389,000	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800	205,900	183,000		
中南米	クリチバ	910,000	823,700	728,600	633,600	538,600	475,200	411,800	380,200	348,500	316,800	285,100	253,400	
	サン・パウロ	950,000	823,700	728,600	633,600	538,600	475,200	411,800	380,200	348,500	316,800	285,100	253,400	
	ベレーン	980,000	885,700	790,600	692,600	597,600	528,400	465,000	427,300	395,600	363,900	332,200	300,500	
	ホルト・アレグレ	910,000	823,700	728,600	633,600	538,600	475,200	411,800	380,200	348,500	316,800	285,100	253,400	
	マナオス	1,010,000	920,500	825,400	725,600	630,600	557,900	494,500	453,700	422,000	390,300	358,600	326,900	
	リオ・デ・ジャネイロ	950,000	823,700	728,600	633,600	538,600	475,200	411,800	380,200	348,500	316,800	285,100	253,400	
	レンジャエ	940,000	853,600	758,500	662,200	567,200	500,700	437,300	403,100	371,400	339,700	308,000	276,300	
	リマ	1,000,000	914,800	820,400	721,200	626,800	554,600	491,700	451,000	419,600	388,100	356,600	325,200	
	欧州	ミラノ	880,000	795,100	703,300	611,600	519,900	458,700	397,500	367,000	336,400	305,800	275,200	244,600
		ジュネーヴ	1,020,000	920,900	814,700	708,400	602,100	531,300	460,500	425,000	389,600	354,200	318,800	283,400
		バルセロナ	840,000	760,800	673,000	585,200	497,400	438,900	380,400	351,100	321,900	292,600	263,300	234,100
ラス・パルマス		820,000	743,600	657,800	572,000	486,200	429,000	371,800	343,200	314,600	286,000	257,400	228,800	
デュッセルドルフ		990,000	858,000	759,000	660,000	561,000	485,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000	

地 域	所 在 地	総 領 事	号 別										
			1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
大洋州	ハンブルク	950,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
	フランクフルト	950,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
	ベルリン	990,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
	ボン	950,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
	ミュンヘン	950,000	858,000	759,000	660,000	561,000	495,000	429,000	396,000	363,000	330,000	297,000	264,000
	ストラスブール	890,000	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
	パリ	890,000	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
	マルセイユ	890,000	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
	エディンバラ	860,000	772,200	683,100	594,000	504,900	445,500	386,100	356,400	326,700	297,000	267,300	237,600
	ロンドン	860,000	772,200	683,100	594,000	504,900	445,500	386,100	356,400	326,700	297,000	267,300	237,600
	ウラジオストク	1,000,000	880,400	790,000	694,800	604,400	534,800	474,500	435,200	405,000	374,900	344,800	314,600
中近東	サンクト・ペテルブルク	920,000	834,200	745,100	653,000	563,900	498,700	439,300	403,500	373,800	344,100	314,400	284,700
	ナホトカ	1,090,000	973,700	883,300	783,600	693,200	614,900	554,600	506,500	476,300	446,200	416,100	385,900
	ハバロフスク	1,000,000	880,400	790,000	694,800	604,400	534,800	474,500	435,200	405,000	374,900	344,800	314,600
	シドニー	720,000	629,200	556,600	484,000	411,400	363,000	314,600	290,400	266,200	242,000	217,800	193,600
アジア	パース	700,000	629,200	556,600	484,000	411,400	363,000	314,600	290,400	266,200	242,000	217,800	193,600
	アリスベン	700,000	629,200	556,600	484,000	411,400	363,000	314,600	290,400	266,200	242,000	217,800	193,600
	メルボルン	720,000	629,200	556,600	484,000	411,400	363,000	314,600	290,400	266,200	242,000	217,800	193,600
	オークランド	680,000	617,800	546,500	475,200	403,900	356,400	308,900	285,100	261,400	237,600	213,800	190,100
オセアニア	ポート・モレスビー	860,000	785,900	710,600	629,200	554,000	491,000	440,800	403,100	378,000	352,900	327,800	302,700
	ホラムシヤハル	970,000	892,700	806,300	712,800	626,300	555,100	497,500	454,900	426,100	397,300	368,500	339,700
	ジュマタ	850,000	780,200	705,600	624,800	550,200	487,700	438,000	400,400	375,600	350,700	325,800	301,000
アフリカ	ヤスタンブル	850,000	767,800	682,600	596,200	511,100	451,200	394,400	363,500	335,100	306,700	278,300	249,900
	アトトリフ	890,000	800,800	708,400	616,000	523,600	462,000	400,400	369,600	338,800	308,000	277,200	246,400

三 領事館

地 域		所 在 地	号 別											
			領 事 館 長 の	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アジア	コタ・キナバル		円 690,000	円 647,700	円 576,400	円 503,800	円 432,500	円 381,900	円 334,400	円 308,000	円 284,300	円 260,500	円 236,700	円 213,000
中南米	エンカルナシオン		円 790,000	円 742,700	円 664,100	円 582,600	円 504,100	円 445,900	円 393,500	円 361,300	円 335,100	円 308,900	円 282,700	円 256,500

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
北米	ニュー・ヨーク (国際連合)	1,000,000 円	770,000 円	701,700 円	651,600 円	576,400 円	501,200 円	426,000 円	375,900 円	325,800 円	300,700 円	275,700 円	250,600 円	225,500 円	200,500 円
欧州	ライオン (在ライオン国際 機関)	1,150,000	1,050,000	954,800	886,600	784,300	682,000	579,700	511,500	443,300	409,200	375,100	341,000	306,900	272,800
	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国 際機関)	1,410,000	1,090,000	991,800	920,900	814,700	708,400	602,100	531,300	460,500	425,000	389,600	354,200	318,800	283,400
	(軍縮会議)	1,130,000	1,090,000	991,800	920,900	814,700	708,400	602,100	531,300	460,500	425,000	389,600	354,200	318,800	283,400
	パリ (経済協力開発機 構)	1,240,000	960,000	868,600	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200
	フランクフル (欧州共同体)	1,110,000	960,000	868,600	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200

附則

この法律は、平成五年四月一日から施行する。
ただし、別表第一の改正規定中在グルジア、在クロアチア及び在スロヴェニアの各日本国大使館並びに在ウラジオストク及び在ナホトカの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定

日本国政府及びネパール王国政府は、
両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、
両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、
次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、
(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約（同条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書並びに同条約第九十条又は第九十四条の規定に基づいて行われる同条約及び附属書の改正を含む。）をいう。

(b) 「航空当局」とは、日本国においては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ネパール王国においては観光民間航空大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該

他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d) 「領域」とは、国に関連する場合には、その国の主権の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(e) 「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、条約第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

(f) 「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。

(g) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(h) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2 付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条

1 いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならぬ。

(a) 権利を許与された締約国が当該路線について又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えらるること。当該締約国は、2及び第七條1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2 一方の締約国が指定する各航空企業は、その適用が通常かつ合理的であるとして他方の締約

国の航空当局により適用される国際航空業務の運営に関する法令の定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

1 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に關して次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

第五条

1 一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条

1 一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の整備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びに

これらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の整備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3 一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の整備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

7 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条の1及び2に定める特権を与えず若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

第七条

1 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定に定める条件に従つた運営をしなかつた場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域から発し又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならないという一般原則に従って行う。

(a) 航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) 航空企業の路線が經由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一条

1 いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経

費、合理的な利潤、業務の特性(例えば、速力及び設備の程度)、当該特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、次の規定に従って決定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自国の手続の適用を通じて確保する。

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区分について適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けるため両締約国の航空当局に対し各締約国の関係手続に従って提出される。

(b) 関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかった場合は、いずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかった場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c) 航空当局の間で(b)の合意をすることができなかった場合には、紛争は、第十五条の規定に従って解決する。

(d) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、第十五条3の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計であつて通常自国の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提

供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

1 両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務が、この協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十六年九月十四日に東京で作成された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にヘーグで作成された航空機の不法な奪取の防止に関する条約及び千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の規定に従って行動する。

2 両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があつたときは、それぞれ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

3 両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成されかつ条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従って行動するものとし、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が、当該航空保安規定に従って行動することを要求するものとする。

4 各締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を自国の航空企業が要求することに同意する。各締約国は、航空機を保護し、旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び

搭乗又は積込み間に検査するため、自国の領域内において適当な措置を講ずるものとする。各締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのいずれの要求に対しても好意的な考慮を払う。

5 民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ完全に終結させるための連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

第十四条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十五条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人(締約国の国民でない者に限る)との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができ、各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかった場合は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかった場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要

請することができる。

3 締約国は、2の規定に基づいて行われた仲裁裁判所の決定に従うことを約束する。

第十六条

1 いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2 改正がこの協定（付表を除く。）の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその国内法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、締約国の航空当局の間で行う。締約国の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第十七条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第十八条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも文書により通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があったときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかった場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十九条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十条

この協定は、各締約国によりその国内法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十三年二月十七日にカトマンドゥで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

伊藤忠一

ネパール王国政府のために

ラーム・ハリ・ジョシ

付表

1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点—後に特定される中間の二地点—カトマンドゥ—後に特定される以遠の二地点

注 日本国の一又は二以上の指定航空企業は、自己が運送する途中降機の旅客についてのみ、カトマンドゥと当該以遠の二地点との間において運輸権を行使することができる。

2 ネパール王国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

ネパール内の地点—香港及び（又は）上海—大阪—後に特定される以遠の二地点（アメリカ合衆国内の地点を除く。）

注 1 ネパール王国の一又は二以上の指定航空企業は、関西国際空港が国際航空業務について供用を開始した後、大阪への業務を行うことができる。

注 2 ネパール王国の一又は二以上の指定航空企業は、上海と大阪との間及び上海と当該以遠の二地点との間において運輸権（途中降機に係る運輸権を含む。）を行使することができる。

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書

日本国政府及び中華人民共和国政府は、千九百七十四年四月二十日に北京で署名された日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定（以下「協定」という。）を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

協定第三条を次のように改める。

1 一方の締約国は、協定業務の運営のため、他方の締約国に対し一又は二以上の航空企業を文書による通告によつて指定する権利を有する。

第二条

1 この議定書は、締約国が、この議定書の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続を完了した旨を確認する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

2 この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十三年二月十七日に北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

國廣道彦

中華人民共和国政府のために

錢其琛

商業及び事務所における衛生に関する条約（第九十号）

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百六十四年六月十七日にその第四十八回会期として会合し、その会期の議事日程の第四議題である商業及び事務所における衛生に関する提案の採択を決定し、その提案のうちのあるものが国際条約の形式をとるべきであることを決定して、次の条約（引用に際しては、千九百六十四年の衛生（商業及び事務所）条約と称することができる。）を千九百六十四年七月八日に採択する。

第一部 締約国の義務

第一条

この条約は、次のものについて適用する。

(a) 商業事業所

(b) 労働者が主として事務作業に従事する事業所、団体及び行政機関

(c) その他の事業所、団体又は行政機関における部門であつて、労働者が主として商業又は事務作業に従事するもの。ただし、これらの部門が工業、鉱業、運送業又は農業における衛生に関する国内法令又は他の制度の適用を受けない場合に限り。

第二条

権限のある機関は、前条に掲げる事業所、団体、行政機関又はこれらにおける部門のうち特定の種類のものについて、この条約の規定の全部又は一部を適用することが雇用の事情及び条件に照らして不適当である場合には、この条約の規定の全部又は一部の適用を除外することができる。もっとも、その適用の除外は、直接に関係のある使用者

団体及び労働者団体が存在するときは、これらの団体と協議した上で行うものとする。

第三條

ある事業所、団体又は行政機関がこの条約の適用を受けるものであるかについて疑いがある場合には、権限のある機関が(関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体が存在するときは、これらの団体と協議した上で)これを解決するか、又は国内法及び国内慣行に適合する他の方法によりこれを解決する。

第四條

この条約を批准する加盟国は、次のことを約束する。

(a) 第二部に規定する一般原則の適用を確保するための法令を維持すること。

(b) 千九百六十四年の衛生(商業及び事務所)勧告の規定又はこれと同様の規定を国内事情の下で可能なかつ望ましい限りにおいて実施することを確保すること。

第五條

この条約を実施するための法令及び千九百六十四年の衛生(商業及び事務所)勧告の規定又はこれと同様の規定を国内事情の下で可能なかつ望ましい限りにおいて実施するための法令は、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体が存在するときはこれらの団体と協議した上で作成する。

第六條

1 前条に規定する法令の効果的な適用を確保するため、適切な監督その他の手段により、適当な措置をとる。

2 この条約を実施する方法として適当な場合には、前条に規定する法令の実施を確保するため、制裁の形で必要な措置をとる。

第二部 一般原則

第七條

労働者が使用するすべての建物及びその設備は、適正に維持し及び清潔に保つ。

第八條

労働者が使用するすべての建物の換気は、自然

のものであるか人工のものであるか又はその双方のものであるかを問わず、新鮮な又は浄化された空気を供給する十分かつ適当なものとす。

第九條

労働者が使用するすべての建物の照明は、十分かつ適当なものとす。作業場には、自然の光をできる限り採り入れる。

第十條

労働者が使用するすべての建物においては、事情が許す限り、快適なかつ安定した温度を維持する。

第十一條

すべての作業場の設置及び作業部署の配置は、労働者の健康に有害な影響を及ぼさないようなものとする。

第十二條

労働者に対しては、十分な量の衛生的な飲料水その他の飲料を提供する。

第十三條

十分かつ適当な洗浄設備及び衛生設備が設けられ、適正に維持されるものとする。

第十四條

労働者に対しては、十分かつ適当な腰掛けを提供するものとし、労働者は、これを使用する適当な機会を与えられる。

第十五條

作業中に着用しない衣類については、その着替え、保管及び乾燥のための適当な設備を設け、適正に維持する。

第十六條

建物の地下部分又は窓のない建物であつて、作業が通常行われるものは、適当な衛生基準に適合するものとする。

第十七條

労働者は、適当かつ実行可能な措置により、不快、不健康、有毒その他何らかの理由により有害な物質、作業方法及び技術から保護される。作業の性質上必要な場合には、権限のある機関は、保護具について定める。

第十八條

労働者に有害な影響を及ぼすおそれのある騒音及び振動は、適当かつ実行可能な措置により、できる限り減少させる。

第十九條

この条約が適用されるすべての事業所、団体若しくは行政機関又はこれらにおける部門は、その規模及び生ずるおそれのある危険を考慮して、次のいずれかのことを行う。

(a) 自己の診療所又は救急施設を維持すること。

(b) 他の事業所、団体若しくは行政機関又はこれらにおける部門と共同で診療所又は救急施設を維持すること。

(c) 救急用具棚、救急箱又は救急用具一式を備えること。

第三部 最終規定

第二十條

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第二十一條

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第二十二條

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書に、この条約を廃棄することができ、廃棄は登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条約に定める廃棄の権利を行使しないものは、その後更に十年間の拘束を受けるものとし、十年の期間が満了する

ごとに、この条約に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第二十三條

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第二十四條

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二條の規定による登録のため、前諸條の規定に従つて登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第二十五條

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第二十六條

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第二十二條の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第二十七條

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーブで開催されて千九百六十四年七月九日に閉会を宣言されたその第四十八回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百六十四年七月十三日に署名した。

総会議長

アンドレス・アギラール・モーズリー

国際労働事務局局長

デイヴィッド・A・モース

国際的なコスパス・サート計画との地上部分提供国としての提携に関する通告の書簡

この通告の書簡の署名国は、千九百八十八年七月一日に署名され、同年八月三十日に効力を生じたカナダ、フランス共和国、ソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の間の国際的なコスパス・サート計画協定に基づいて設立され及び運用される捜索及び救助のためのコスパス・サート衛星制度の成功裡の実施に留意し、

国際的なコスパス・サート計画協定の締約国が、コスパス・サート制度を長期的に運用すること並びにすべての国に対して無差別に及び遭難している利用者に対して無料で同制度を利用させることを確保するという約束をしたことに留意し、

国際的なコスパス・サート計画協定の非締約国がコスパス・サート制度に地上部分提供国として参加することに関する同協定の規定を考慮し、

この人道的な努力における緊密な国際協力を強化することを希望し、

海上における遭難及び安全に関する世界的な制度を確立するという国際海事機関の決定並びに国際民間航空機関及び国際電気通信連合のそれぞれの分野における責任を認識し、

海上、航空及び陸上における遭難及び安全のた

めに警報及び位置に関する役務を提供する全世界にわたる衛星制度が効率的な捜索救助活動にとって重要であることを確信し、

よって、国際的なコスパス・サート計画協定の非締約国が、コスパス・サートの地上部分の設備を設置し及び運用すること並びに捜索救助活動を支援するためコスパス・サート制度を利用することについて同協定の締約国及び他の国と無差別に協力することが望ましいことを認識して、

次のとおり合意する。

1 定義

「協定」とは、国際的なコスパス・サート計画協定をいう。

「コスパス・サートの締約国」とは、協定の締約国をいう。

「計画」とは、コスパス・サートの締約国が、協定に基づいてコスパス・サート制度を提供し、運用し及び調整するため、協定に従い実施する活動をいう。

「制度」とは、協定第三条に定める宇宙部分、地上部分及び無線標識から成るコスパス・サート制度（地上部分提供国及び利用国が協定の規定に従い提供する地上部分の設備及び無線標識を含む）をいう。

「理事会」とは、協定に基づいて設置する理事会をいう。

「事務局」とは、協定に基づいて設置する事務局をいう。

「地上部分提供国」とは、協定の規定に従い、地上部分の設備を設置し及び運用し並びに制度を利用する国をいう。

「利用国」とは、協定の規定に従い、制度を利用する国をいう。

「機関」とは、地上部分提供国又は利用国が計画との提携に係る責任を遂行するために指定する機関をいう。

「署名国」とは、この通告の書簡の規定に従い、地上部分提供国として計画と提携すること

を協定のいずれか一の寄託者に通告する国をいう。

2 署名国の計画との提携の範囲及び目的

2.1 署名国の計画との提携の目的は、次のとおりとする。

(a) 制度の長期的な運用に貢献すること。

(b) 捜索救助活動を支援するため、制度からの遭難警報及び遭難の位置の情報を国際社会に対して無差別に提供すること。

(c) (b)の遭難警報及び遭難の位置の情報を提供することにより、捜索及び救助に関する国際海事機関及び国際民間航空機関の目的を支援すること。

(d) 制度の運用及び調整について他の国の当局及び関係する国際機関と協力すること。

2.2 署名国は、2.1に定める目的を達成するため、地上部分提供国として計画と提携し、次のことを行う。

(a) コスパス・サートの遭難警報及び遭難の位置の情報の受信並びに無線標識の配置により、捜索救助活動を支援するため制度を利用すること。

(b) 理事会に通知した期間内に、次に掲げるものから成る地上部分の設備を設置し及び運用すること。

コスパス・サート衛星によって中継される信号を受信し及び無線標識の位置を決定するため当該信号を処理する少なくとも一つの地域利用設備

地域利用設備及び他の業務管理センターからの出力を受け並びに遭難警報及び遭難の位置の情報を適当な当局に伝達する一の業務管理センター

2.3 署名国は、この通告の書簡のいかなる規定も、協定上の義務を超える義務をコスパス・サートの締約国に課すものではないことを承諾する。

署名国の責任に関する事項

3.1 署名国は、地上部分提供国及び利用国の計

画との提携に係る協定の規定に従い、次に定める責任を負う。

(a) 制度の適切な性能を確保するために理事会が定めた技術仕様及び運用手続を遵守すること。

(b) 理事会と合意した手続に従い、コスパス・サートの宇宙部分を通じて受信した遭難警報及び遭難の位置の情報を捜索及び救助のための適当な当局に送付するよう努めること。

(c) 自国の地上部分の設備と制度との適合性を確認するため、理事会と合意するところに従い、性能に関する適当な情報を提供すること。

(d) 遭難警報のための自国の連絡先を理事会又は権限のある国際機関に通知すること。

(e) 制度において運用するため、国際電気通信連合の定める適当な規定及びコスパス・サートの仕様と適合する特性を有する無線標識を使用すること。

(f) 可能なときは、無線標識の登録簿を保持すること。

(g) 理事会と合意した手続に従い、コスパス・サートの情報を適時にかつ無差別に交換すること。

(h) 管理上、運用上及び技術上の関連する問題を解決するため、理事会が招集する計画の適当な会合（理事会及びその補助機関の公開の会合を含む）に必要に応じ参加すること。

(i) 理事会と合意したその他の義務を履行すること。

3.2 この通告の書簡は、署名国の事前の同意を得ることなく、この通告の書簡上の義務を超える義務を署名国に課し又は署名国の既存の義務を変更させるものと解釈してはならず、また、署名国は、理事会と合意した一定の期間の満了前に、いかなる新たな責任の遂行も要求されない。

4 機関及び計画の会合における署名国の代表

4.1 署名国は、協定第十一条及び第十二条に規定する要件を満たしているので、理事会及びその補助機関の公開の会合に出席し、これらの会合に関するすべての関連文書を受領し、文書を提出し、議題を提案し並びに討議に参加する権利を有することに留意する。

4.2 署名国は、2及び3の規定に従って計画との提携を実施することについて責任を有する機関を指定する。

4.3 署名国は、指定した機関、及び理事会が招集する計画の会合であつて地上部分提供国又は利用国が参加を招請されるものにおける代表者を、事務局を通じてコスパス・サースットの締約国に通報する。

4.4 署名国は、指定した機関及び代表者の変更を、事務局を通じてコスパス・サースットの締約国に通報する。

4.5 署名国は、代表者による計画の会合への参加が、協定の関係規定及び理事会が採択した関係する手続規則に従って行われることを承諾する。

5 損害賠償責任

5.1 署名国は、コスパス・サースットの締約国及び計画と提携した国が、計画との提携又は制度の利用による活動を行い又は行わないこととから生ずる傷害、損害又は金銭上の損失を理由として、相互に損害賠償を請求し又は訴えを提起しないことを承諾する。

5.2 署名国は、制度の利用者(コスパス・サースットの締約国、地上部分提供国及び利用国を含む。)又は第三者に対していかなる損害賠償責任(特に、これらの者の制度の利用又は署名国の計画との提携から生ずる傷害、損害又は金銭上の損失を理由とする損害賠償の請求に関するもの)も負わない。署名国は、コスパス・サースットの締約国、地上部分提供国及び利用国とともに、そのような潜在的な損害賠償の請求から自国及びこれらの国を保護するために協力する。

6 財政事項

6.1 署名国は、自国の予算手続及び利用可能な予算に従い、2及び3に定める制度への貢献に係るすべての経費を負担する完全な責任を負う。

6.2 署名国は、協定第六条の規定に従い、計画の組織、管理及び調整に係る共通の経費に充てるため、理事会が計画と提携した非締約国との合意により随時決定する年間の標準額を提出する用意がある。

6.3 協定第六条の規定に従い、6.2に規定する共通の経費には、コスパス・サースットの宇宙部分を通ずる遭難警報の受信及び送信(コスパス・サースットの締約国がすべての国に対して無料で行うもの)に係るいかなる経費も含まない。

7 効力発生及び終了

7.1 署名国の地上部分提供国としての計画との提携は、この通告の書簡が協定のいずれか一の寄託者によって受領された日の後三十日で効力を生ずる。

7.2 署名国は、協定のいずれか一の寄託者に対する通告により、計画との提携を一方的に終了することができる。終了は、当該通告が当該いずれか一の寄託者によって受領された日の後百八十日で効力を生ずる。署名国は、計画との提携を一方的に終了する意図を、事務局を通じてコスパス・サースットの締約国に通報する。

7.3 署名国は、計画との提携が、7.2の規定に従って終了しない限り、協定がその効力を失うまで効力を有することを承諾する。協定がその効力を失う場合には、署名国の計画との提携は、自動的に終了する。

7.4 協定の寄託者は、国際民間航空機関事務局長及び国際海事機関事務局長であるが、この通告の書簡の寄託者は、国際海事機関事務局長とする。同事務局長は、コスパス・サース

トの締約国及び他方の寄託者に対し、この通告の書簡及び後に行われる通告の受領の日を通報し並びにこれらの贈本一通を送付することを要請される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの通告の書簡に署名した。

年 月 日に、英語により原本一通を作成した。この原本は、国際海事機関事務局長に送付する。

日本国政府のために

国際移住機関憲章(注)

注 この憲章の本文は、欧州移住政府間委員会(国際移住機関の旧名称)の千九百五十二年十月十九日の憲章に、千九百八十七年五月二十日に採択され、千九百八十九年十一月十四日に効力を生じた改正を組み入れたものである。

前文

締約国は、千九百五十一年十二月五日にブラッセルにおける移住会議で採択された決議を想起し、全世界にわたって秩序ある移住の流れを確保し並びに受入国の経済的及び社会的構造への移民の定着及び統合が最も有利な条件で行われることを容易にするため、国際的規模における移住サービスの提供がしばしば必要であること、また、同様の移住サービスが、一時的な移住、帰国移住及び地域内移住にとって必要であること、

国際的な移住には、難民、避難民その他自国を離れることを強いられ、かつ、国際的な移住サービスを必要とする者の移住を含むこと、雇用を通じて自立を達成し並びに自己の家族と共に尊厳及び自尊心を持って生活することができ、国家及び国際機関の間の協力を促進するため、国家及び国際機関の間の協力を促進する必要があること、移住が受入国における新たな経済的機会の創

出を促進し得ること並びに移住と開発途上国における経済的、社会的及び文化的状況との間には一定の関係があること、移住のための協力その他の国際的な活動において開発途上国のニーズを考慮すべきであること、

移住問題に関する研究及び協議(移住の過程のみならず人間としての移民の個別の状況及びニーズに関するものを含む。)のため、国家及び国際機関(政府間のものであるかないかを問わない。)の間の協力を促進する必要があること、移民の移動は、可能な限り通常の輸送サービスで実施すべきであるが、場合により追加的な又は他の手段が必要であること、移住及び難民の問題に関し、国家及び国際機関(政府間のものであるかないかを問わない。)の間で緊密な協力及び調整が行われるべきであること、並びに

国際的な移住に関連する活動のための資金を国際的に調達する必要があることを認識して、ここに、国際移住機関(以下「機関」という。)を設立し、この憲章を受諾する。

第一章 目的及び任務

第一条

1 機関の目的及び任務は、次のとおりとする。

(a) 移民について、既存の便宜では不適當であるか又は特別の援助なしには移動することができない場合に、秩序ある移住の機会を提供する国への組織的な輸送を行うための措置をとること。

(b) 難民、避難民その他国際的な移住サービスが必要とする者であつて、これらの者のために機関と関係国(受入れを約束する国を含む。)との間で措置がとられるものの組織的な輸送に関すること。

(c) 関係国の要請及び関係国との合意により、移住サービス例えば、募集、選定、手続、語学訓練、適応のための活動、健康診断、職業の

あつせん、受入れ及び統合を容易にするための活動、移住問題に関する助言その他機関の目的に合致する援助）を提供すること。

(d) 自主的な帰国移住（自主的な帰還を含む。）のため、関係国の要請により又は他の関係国機関と協力して、(c)の移住サービスと同様のものを提供すること。

(e) 国家及び国際機関その他の機関に対し、国際的な移住問題について、その実質的な解決を図るため、これらの問題（その研究を含む。）に関する意見及び経験を交換し並びに協力及び努力の調整を促進するための場を提供すること。

2 機関は、その任務の遂行に当たり、特に、移住、難民及び人的資源の分野における国際的な活動の調整を容易にするため、これらの分野に關係する国際機関（政府間のものであるかないかを問わない。）と緊密に協力する。その協力は、関係機関の権限を相互に尊重して実施する。

3 機関は、入国許可基準及び入国を許可される者の数が各国の国内管轄権内にある事項であることを認識するものとし、自己の任務の遂行に当たっては、関係国の法令及び政策に従う。

第二章 加盟国の地位

第二条

機関の加盟国は、次のとおりとする。

(a) 第三十四条の規定に従ってこの憲章を受諾した機関の加盟国である国又は第三十五条の規定が適用される機関の加盟国である国

(b) (a)に規定する国以外の国であつて、人の移動の自由の原則に関心を示し、かつ、少なくとも機関の管理上の経費に係る分担金（その率は、理事会及び当該国が合意する。）の支払を約束するもの。ただし、理事会の三分の二以上の多数による議決及び当該国によるこの憲章の受諾を条件とする。

第三条

加盟国は、機関からの脱退の通告を行うことができる。脱退は、会計年度の末日に効力を生ずる。

この通告は、書面により、会計年度の末日の少なくとも四箇月前に機関の事務局長に到達しなければならない。脱退の通告を行った加盟国の機関に対する財政的義務は、この通告が行われた会計年度全体にわたるものとする。

第四章

1 加盟国が機関に対する財政的義務を連続した二会計年度の間履行しない場合には、理事会は、三分の二以上の多数による議決で、当該加盟国の持つ投票権及び受け得るサービスの全部又は一部を停止することができる。理事会は、単純多数による議決でこの投票権及びサービスを回復する権限を有する。

2 加盟国は、この憲章の原則に執ように違反した場合においては、理事会の三分の二以上の多数による議決で加盟国の地位を停止される。理事会は、単純多数による議決で当該加盟国の地位を回復する権限を有する。

第三章 内部機関

第五条

機関に、次の内部機関を設置する。

(a) 理事会

(b) 執行委員会

(c) 事務局

第四章 理事会

第六条

理事会の任務は、この憲章の他の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

(a) 機関の政策を決定すること。

(b) 執行委員会の報告を審査し並びにその活動を承認し及び監督すること。

(c) 事務局長の報告を審査し並びにその活動を承認し及び監督すること。

(d) 機関の計画、予算、支出及び決算報告を審査し及び承認すること。

(e) 機関の目的を達成するためのその他の適当な行動をとること。

第七条

理事会は、加盟国の代表で構成する。

2 各加盟国は、一人の代表並びに自国が必要と認める代表代理及び顧問を有する。

3 各加盟国は、理事会において一の票を有する。

第八章

理事会は、その手続規則に定める条件に従い、移住、難民又は人的資源に関心を有する非加盟国及び国際機関（政府間のものであるかないかを問わない。）の申請に基づき、これらの非加盟国及び国際機関を理事会の会合にオブザーバーとして参加させることができる。オブザーバーは、投票権を有しない。

第九条

1 理事会は、年一回、通常会期として会合する。

2 理事会は、次のいずれかによる要請があると

きは、特別会期として会合する。

(a) 三分の一の加盟国

(b) 執行委員会

(c) 緊急の場合には、事務局長又は理事会の議長

3 理事会は、各通常会期の初めに、議長その他の役員を一年の任期で選出する。

第十条

理事会は、その任務を適切に遂行するために必要な小委員会を設置することができる。

第十一条

理事会は、その手続規則を採択する。

第五章 執行委員会

第十二条

執行委員会の任務は、次のとおりとする。

(a) 機関の政策、計画及び活動、事務局長の年次報告並びに特別報告を検討し及び審査すること。

(b) 理事会の権限内にある財政上又は予算上の問題を検討すること。

(c) 理事会が特に付託した事項（予算の修正を含む。）について、審議し及び必要と認める行動をとること。

(d) 事務局長が付託した事項に関して助言を行うこと。

(e) 理事会の会期と会期との間に理事会の権限内にある事項に関する緊急の決定を行うこと。この場合において、当該決定は、理事会の次の会期においてその承認を得るため提出するものとする。

(f) 自己の発意により理事会又は事務局長に助言又は提案を行うこと。

(g) 取り扱った事項に関する報告又は勧告を理事会に送付すること。

第十三条

1 執行委員会は、九の加盟国の代表で構成する。この数は、機関の加盟国の三分の一を超えないことを条件として、理事会の三分の二以上の多数による議決で増加することができる。

2 執行委員会を構成する加盟国は、理事会が二年の任期で選出するものとし、再選される資格を有する。

3 執行委員会の各構成国は、一人の代表並びに自国が必要と認める代表代理及び顧問を有する。

4 執行委員会の各構成国は、一の票を有する。

第十四条

1 執行委員会は、少なくとも年一回会合する。執行委員会は、その任務を遂行するため、必要に応じ、次のいずれかによる要請に基づいて会合する。

(a) 執行委員会の議長

(b) 理事会

(c) 事務局長（理事会の議長と協議した場合）

(d) 過半数の構成国

2 執行委員会は、その構成国の中から議長及び副議長を一年の任期で選出する。

第十五条

執行委員会は、理事会の審査に従うことを条件として、自己の任務を適切に遂行するために必要な小委員会を設置することができる。

第十六条

執行委員会は、その手続規則を採択する。

第六章 事務局

事務局は、その手続規則を採択する。

第十七条
事務局は、事務局長、事務次長及び理事会が決定する職員で構成する。

第十八条
1 事務局長及び事務次長は、理事会の三分の二以上の多数による議決で選挙されるものとし、再選されることができる。事務局長及び事務次長の任期は、原則として五年とするが、例外的な場合において、理事会の三分の二以上の多数による議決で決定したときは、これよりも短い期間とすることができる。事務局長及び事務次長は、理事会が承認し、理事会の議長が機関のために署名した契約に基づいて職務を遂行する。

2 事務局長は、理事会及び執行委員会に対して責任を負う。事務局長は、この憲章、理事会及び執行委員会の政策及び決定並びに理事会及び執行委員会が定める規則に従い、機関の管理上及び執行上の任務を遂行する。事務局長は、理事会がとる適当な行動のための提案を作成する。

第十九条
事務局長は、理事会が採択した職員規則に従い、事務局の職員を任命する。

第二十条
1 事務局長、事務次長及び職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる国からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求め又は受けてはならない。事務局長、事務次長及び職員は、国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。

2 各加盟国は、事務局長、事務次長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者が責任を果たすに当たってこれらの者を左右しようとしないうことを約束する。

3 職員は、能率、能力及び誠実性を考慮して採用し及び雇用しなければならず、特別な場合を除くほか、機関の加盟国の国民の中から、衡平な地理的配分の原則を考慮して採用する。

第二十一条

事務局長は、理事会、執行委員会及び小委員会のすべての会合に出席し、又は事務次長若しくは自己が指名する他の役員を代理として出席させる。事務局長又はその代理は、討議に参加することができ、投票権を有しない。

第二十二條
事務局長は、執行委員会を通じ、各会計年度が終了した後の最初の理事会の通常会期において、機関の事業に関する報告（当該会計年度における機関の活動を十分に説明するもの）を行う。

第七章 本部
第二十三條
1 機関は、ジュネーブに本部を置く。理事会は、三分の二以上の多数による議決で、所在地を変更することができる。

2 理事会及び執行委員会の会合は、それぞれ、理事会又は執行委員会の構成国の三分の二が他の場所において会合することに同意しない限り、ジュネーブにおいて開催する。

第八章 財政
第二十四條

事務局長は、執行委員会を通じ、機関の管理上及び事業上の経費並びに予想される財源を計上した年次予算、必要な追加見積り並びに機関の年次決算報告又は特別決算報告を理事会に提出する。

第二十五條

1 機関の経費の財源は、次のとおりとする。

(a) 管理予算には、加盟国の現金の分担金をもって充てる。この分担金は、当該分担金に係る会計年度の初めにその支払の義務が生じ、速やかに支払われる。

(b) 事業予算には、加盟国、加盟国以外の国、国際機関（政府間のものではないか）を問わない。その他の法人又は個人からの現金、現物又は役務の拠出をもつて充てる。これらの拠出は、当該拠出に係る会計年度の満了に先立ち、できる限り早い時期に金額が支払われる。

2 加盟国は、理事会及び当該加盟国が合意した

率で、機関の管理予算に係る分担金を支払う。

3 機関の事業上の支出に係る拠出は、任意で行うものとし、事業予算に対する拠出者は、自己の拠出が用いられる条件（機関の目的及び任務に合致するもの）を機関との間で定めることができる。

4 (a) 本部の管理上の支出並びに第一条1の(c)上の支出（第一条1の(c)及び(d)に規定する任務によって生ずるものを除く。）は、管理予算に属する。

(b) すべての事業上の支出並びに第一条1の(c)及び(d)に規定する任務によって生ずる管理上の支出は、事業予算に属する。

5 理事会は、機関の運営が効率的及び経済的に行われることを確保する。

第二十六條
財政規則は、理事会が定める。

第九章 法的地位
第二十七條

機関は、完全な法人格を有する。機関は、各国の法令に従い、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を享有し、特に、次のことを行う能力を享有する。

(a) 契約を締結すること。

(b) 不動産及び動産を取得し及び処分すること。

(c) 公私の資金を受領し及び支出すること。

(d) 訴えを提起すること。

第二十八條

1 機関は、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な特権及び免除を享有する。

2 1と同様に、加盟国の代表、事務局長、事務次長及び事務局の職員は、機関に関連する自己の任務を独立に遂行するために必要な特権及び免除を享有する。

3 1及び2に規定する特権及び免除は、機関と関係国との間の協定又は関係国がとる他の措置により定める。

第十章 雑則

第二十九條
1 この憲章又は理事会若しくは執行委員会が作成する規則に別段の明文の規定がある場合を除くほか、理事会、執行委員会及び小委員会のすべての決定は、単純多数による議決で行う。

2 この憲章又は理事会若しくは執行委員会が作成する規則に定める多数は、出席しかつ投票する構成国の数に基づく。

3 理事会、執行委員会又は関係小委員会の構成国の過半数が出席しない限り、いかなる投票も、無効とする。

第三十條

1 この憲章の改正案は、理事会によるその審議の少なくとも三箇月前に事務局長が加盟国の政府に通報する。

2 改正は、理事会の構成国の三分の二によって採択され、かつ、加盟国の三分の二によって各自の憲法上の手続に従って受諾された時に、効力を生ずる。ただし、加盟国に対する新たな義務を伴う改正は、各加盟国については、当該加盟国が当該改正を受諾したときにのみ、その受諾の時に効力を生ずる。

第三十一條

この憲章の解釈又は適用に関する紛争で交渉又は理事会の三分の二以上の多数による議決によって解決されないものは、関係加盟国が妥当な期間内に他の解決方法について合意しない限り、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に付託される。

第三十二條

機関は、理事会の構成国の三分の二の承認を得ることを条件として、他の国際機関（その目的及び活動が機関の目的の範囲内にあるものに限り）から、国際協定又はそれぞれの機関の権限のある当局の間の相互に受諾し得る取極によって決定される活動、資源及び義務を引き受けすることができる。

第三十三條

理事会は、その構成国の四分の三以上の多数に

よる議決で、機関の解散を決定することができる。

第三十四条(注)

この憲章は、各自の憲法上の手続に従ってこの憲章を受諾した欧州移住政府間委員会の加盟国政府については、次の条件が満たされた後の同委員会の最初の会合の日に効力を生ずる。

(a) 同委員会の三分の二以上の加盟国政府がこの憲章の受諾を同委員会の事務局長に通告すること。

(b) その分担金の合計が管理予算の総額の七十五パーセント以上となる加盟国政府がこの憲章の受諾を同委員会の事務局長に通告すること。

第三十五条(注)

この憲章の効力発生の日までにこの憲章の受諾を欧州移住政府間委員会の事務局長に通告しなかった同委員会の加盟国政府は、第二十五条の規定に従い同委員会の管理上の経費に係る分担金を支払う場合には、その効力発生の日から一年間、同委員会の加盟国政府としてとまることができるとし、当該期間、この憲章を受諾する権利を保持する。

注 第三十四条及び第三十五条の規定は、この憲章が千九百五十四年十一月三十日に効力を生じた時に実施された。

第三十六条

この憲章については、英文、フランス文及びスペイン文をひとしく正文とみなす。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定

日本国政府及びトルコ共和国政府は、所得に対する租税に關し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この協定は、一方又は双方の締約国の居住者で

ある者に適用する。

第二条

1 この協定の対象である租税は、次のものとす

(a) トルコ共和国(以下「トルコ」という。)に

おいては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 所得税及び法人税に對し課される税

(b) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住民税

2 この協定は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない)についても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥協な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はトルコをいう。

(b) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はトルコの租税をいう。

(c) 「日本国の租税」及び「トルコの租税」とは、それぞれ日本国及びトルコにおいて課される租税で、前条1及び2の規定に従いこの協定が適用されるものをいう。

(d) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体を含む。

(f) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住

者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(g) 「国民」とは、次の者をいう。

(i) トルコについては、トルコ国憲法に従いトルコの国籍を有するすべての個人及びトルコにおいて施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人その他の団体

(ii) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に關し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体

(h) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運

用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く)をいう。

(i) 「権限のある当局」とは、

(i) トルコについては、大蔵閣税大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に關する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

第四条

1 この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、法律上の本店、本店又は主たる事務所所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則によるものとす

る。

(a) 当該個人は、その人的及び経済的關係が最も密接な締約国(重要な利害關係の中心がある国)の居住者とみなす。

(b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事実を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この協定の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

第五条

1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐる場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3 建築工事現場又は建設、掘付け若しくは組立ての工事は、六箇月を超える期間を継続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

4 一方の締約国の企業が他方の締約国内における建築工事現場又は建設、掘付け若しくは組立ての工事に關連して、六箇月を超える期間、当

該他方の締約国内において監督活動を行う場合には、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有し、当該「恒久的施設」を通じて事業を行うものとされる。

5 一方の締約国の企業が他方の締約国内において使用人その他の職員(8の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)を通じて業務の提供(コンサルタントの業務の提供を含む)を行う場合には、このような活動が単一の工事又は複数の関連工事について十二箇月の間に合計六箇月を超える期間行われるときに限り、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

6 1から5までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

7 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者(8の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合

合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が6に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、6の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動のみである場合は、この限りでない)。

8 一方の締約国の企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて他方の締約国内において事業を行っているという理由のみでは、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができ、

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているか否かを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる

所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

5 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、トルコの企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でトルコにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間設けられた条件が独立の企業の間設けられたであらう条件であつたとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、

その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、

(a) トルコの居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる日本国において日本国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は日本国において日本国内にある恒久的施設を通じて独立した人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因と

なつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

(b) 日本国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされるトルコにおいてトルコ内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 金融機関が受取る利子である場合には、当該利子の額の十パーセント

(b) その他の場合には、当該利子の額の十五

パーセント

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体又は当該他方の締約国の中央銀行が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金を含む。）をいう。

5 1及び2の規定は、

(a) トルコの居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた日本国において日本国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は日本国において日本国内にある恒久的施設を通じて独立した人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

(b) 日本国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じたトルコにおいてトルコ内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

6 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるか否かを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設

又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

7 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、利子の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模倣、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸用船契約に基づいて受領する料金（第八条で取り扱うものを除く。）をいう。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当

該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(締約国の居住者であるか否かを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

5 1、2及び4の規定は、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠、模倣、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。ただし、その収入に係る収益について次条2の規定が適用される場合は、この限りでない。

6 1、2及び5の規定は、
(a) トルコの居住者である使用料の受益者が、当該使用料を生じた日本国において日本国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は日本国において日本国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

(b) 日本国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料を生じたトルコにおいてトルコ内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の額が、その関係がないと見たならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみに適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができ。

第十三条
1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産(不動産を除く)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供する他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産(不動産を除く)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む)に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く)の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者がこの条の1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

第十四条
1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常

その用に供している固定的施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が継続するいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合には、当該所得に對しては、当該固定的施設に滞在せられる部分又は前記の期間を通じて当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条
1 次条、第十八条、第十九条及び第二十條の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、勤務が他方の締約国内において行われな限り、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に對しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有す

る恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に對しては、当該一方の締約国内において租税を課することができる。

第十六条
1 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

第十七条
1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国内において租税を免除する。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に對しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該一方の締約国内において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づいて行われる場合には、当該所得については、そのような活動が行われた締約国内において租税を免除する。

第十八条
次条2の規定が適用される場合を除くほか、過

去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に對し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に對し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体の若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が提出した基金から支払われる退職年金に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限り、当該学生又は事業修習者が、その教育又は訓練に関連する実務上の経験を習得するために、一暦年を通じて百八十三日を超えない期間当該一方の締約国において行う勤務から取得する報酬についても、当該一方の締約国の租税を免除する。

第二十一条

1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

第二十二条

1 トルコの居住者に対する二重課税は、次のとおり除去される。

トルコの居住者がこの協定の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合に、トルコは、外国の租税の控除に関するトルコの税法の規定に従つて日本国において納付される所得に對する租税の額を当該居住者の所得に對する租税の額から控除する。

ただし、控除の額は、その控除が行われる前にトルコにおいて算定された租税の額のうち、日本国において租税を課される所得に對する部分を超えないものとする。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの協定の規定に従つてトルコにおいて租税を課される所得をトルコにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるトルコの租税の額は、当該居住者に對して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に對する部分を超えないものとする。

(b) トルコにおいて取得される所得が、トルコの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に對して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるトルコの租税を考慮に入れるものとする。

3 2(a)及び(b)に規定する控除の適用上、トルコの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつてこの協定の署名の日に実施されているもの又はその修正若しくは追加としてトルコの租税に關する法令にその後に導入されることがあるものに從つたトルコの租税の軽減又は免除が行われなかつたとしたならばトルコの法令に基づき及びこの協定の規定に従つてトルコの租税として納付されたであろう額は、納税者によつて納付されたものとみなす。ただし、両締約国の政府が前記の措置により納税者に与えられる特典の範圍について合意を行うことを条件とする。

4 3の規定は、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日から十年で効力を失う。

第二十三条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されておらず若しくは課されることがある租税若しくはこれに關連する要件以外の租税若しくはこれに關連する要件又はより重い租税若しくはこれに關連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に對する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に對して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に對し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されておらず若しくは課されることがある租税若しくはこれに關連する要件以外の租税若しくはこれに關連する要件又はより重い租税若しくはこれに關連する要件を課されることはない。

4 第九条1、第十一條7又は第十二條7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払つた利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締

約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

第二十四条

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになることを認める者は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十五条

1 両締約国の権限のある当局は、この協定若しくはこの協定が適用される租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。)を実施するため、又はこれらの租税に関する脱税を防止するため必要な情報を交換する。交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この協定が適用される租税の賦課若しくは徴収又はこれらの租税

に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局(裁判所を含む。)に対してのみ開示することができ

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十六条

この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十七条

1 各締約国は、この協定に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このようの特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徴収するよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。

2 1の規定は、いかなる場合にも、いずれの締約国に対しても、1の租税を徴収するよう努める締約国の規則及び慣行に抵触し又は当該締約国の公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第二十八条

1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a) トルコにおいては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 日本国においては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

第二十九条

この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、次のものについて効力を失う。

(a) トルコにおいては、

終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 日本国においては、

終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。
千九百九十三年三月八日にアンカラで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

山口洋一

トルコ共和国政府のために

S・オラル

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定(以下「協定」という。)の署名に当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定第四条1に関し、「法律上の本店」とは、個人以外の者につきトルコの税法に規定される

法律上の所在地をいい、「本店又は主たる事務所」とは、日本国の税法に規定される本店又は主たる事務所をいうものと了解される。

2 協定第五条7に関し、同条8の規定が適用される独立の地位を有する代理人以外の者が、一方の締約国内において物品又は商品の在庫を反復して保有し、かつ、当該在庫により他方の締約国の企業に代わって定期的に物品又は商品を引き渡す場合には、その者が、当該一方の締約国内において、当該企業の名において契約を締結する権限を有しないとき又はこの権限を反復して行使しないときにおいても、当該企業は、

その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされることが了解される。ただし、この規定は、その者が当該物品又は商品の定期的な引渡しを行っていただけでなく、当該物品又は商品の販売に関連するすべての活動(前記の契約を締結する権限の行使を除く。)を行っていることが証明されない限り適用しない。

3 協定第五条及び第七条に関し、日本国の企業が行う役務の提供によって取得する所得が、協定第五条5及び第七条の規定に従いトルコにおいて課税される場合には、当該所得はトルコの課税上、当該日本国の企業が自由職業に係る役務の提供によって取得する所得とみなされることとが了解される。この規定は、トルコの税法に従い当該所得に対して源泉徴収される租税を課することに影響を及ぼすものではない。ただし、その源泉徴収される租税の額は、当該自由職業に対する給付の総額の十五パーセントを超えないものとし、また、その源泉徴収される租税の額は、当該所得に対して最終的に課されるトルコの租税の額から控除される。

4 協定第七条3に関し、企業の恒久的施設が当該企業の本店又は当該企業の他の事務所に支払ったか又は振り替えた支払金(実費弁償に係るものを除く。)で次に掲げるものについては、損金に算入することを認めないことが了解され

るものとする。

る。

(a) 特許権その他の権利の使用の対価として支払われる使用料、報酬その他これらに類する支払金

(b) 特定の役務の提供又は事業の管理の対価として支払われる手数料

(c) 当該恒久的施設に対する貸付けに係る利子（当該企業が銀行業を営む企業である場合を除く。）

5 協定第八条に關し、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得には、次に掲げる利得も含まれることが了解される。ただし、当該利得が同条1の規定の適用を受ける利得に付随するものである場合に限る。

(a) 船舶又は航空機の賃賃（裸用船であるかを問わない。）から取得する利得

(b) 国際運輸に使用されるコンテナ（コンテナの運送のためのトレーラー及び関連設備を含む。）の使用から取得する利得

6 協定第十条2(a)及び(b)に關し、トルコについては、同条2(a)及び(b)にいう税率は、配当を支払う法人の所得であつて当該配当が支払われることとなる日の直前に終了する事業年度に取得するものに対して課されるトルコの租税の額が当該所得の四十パーセント未満の場合には、それぞれ(a)については十五パーセント、(b)については二十パーセントとする。

7 協定第十条3に關し、「配当」には、トルコについては、投資基金及び投資信託より取得する所得を含むことが了解される。

8 協定のいかなる規定も、一方の締約国が、当該一方の締約国にある他方の締約国の居住者である法人の恒久的施設の利得（船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得を除く。）に対して、協定の関係規定に従ひ当該恒久的施設の利得に対して課されることとなる租税を控除した後、当該控除後の残りの利得の額の十パーセントを超えないことを条件として租税を課することを妨げるものと解してはな

らない。ただし、トルコについては、この租税は、恒久的施設の利得に対して課されるトルコの租税の額が当該恒久的施設の利得の四十パーセント未満である場合には、当該控除後の残りの利得の額の十五パーセントを超えないものとする。

9 協定第十一条2(a)に關し、「金融機関」とは、銀行及び保険会社をいうものと了解される。而し締約国の権限のある当局の合意により、「金融機関」には、他の類似の機関を含めることができる。

10 協定第二十四条2に關し、トルコについては、納税者は、同条2にいう合意の結果生ずる還付請求を、トルコの税務当局が当該納税者に当該合意の結果を通知した後一年の期間内に行わなければならないことが了解される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十三年三月八日にアンカラで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
山口洋一

トルコ共和国政府のために
S・オラル

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエル国との間の条約

日本国政府及びイスラエル国政府は、所得に対する租税に關し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条
この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条
1 この条約は、次の租税について適用する。

(a) 日本国においては、

(i) 所得税
(ii) 法人税
(iii) 住民税
(以下「日本国の租税」という。)

(b) イスラエルにおいては、
(i) 所得税法及びその附属法令に従つて課される税
(ii) 土地評価税法に従ひ財産の譲渡に対して課される税
(以下「イスラエルの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代つてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの（国税であるか地方税であるかを問わない。）についても、適用する。而し締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥當な期間内に、相互に通知する。

第三条
1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に關する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に關する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「イスラエル」とは、イスラエル国をいい、また、地理的意味で用いる場合には、イスラエルが国際法及びイスラエルの法令に基づき主権を行使することができイスラエル国のすべての領域（領水を含む。）並びにその領水の外側の水域でイスラエルが国際法及びイスラエルの法令に基づき海中、海底及びその下に存在する天然資源、生物資源及び鉱物資源の探査及び開発に対する管轄権を行使することができ水域をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、

文脈により、日本国又はイスラエルをいう。
(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はイスラエルの租税をいう。
(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びにいずれか一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないがいずれか一方の締約国の租税に關し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運送する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。
(ii) 「権限のある当局」とは、
(i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。
(ii) イスラエルについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に關する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

第四条
1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地法

人の設立場所、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則によるものとする。

(a) 当該個人は、その人的及び経済的關係が最も密接な締約国(重要な利害關係の中心がある国)の居住者とみなす。

(b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事業を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- 3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事は、十二箇月を超える期間存続する場合に限り、

「恒久的施設」とする。

4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合に、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ、

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱山、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかないかを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わないう限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において

租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、イスラエルの企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でイスラエルにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間、に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、

その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとす。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式、発行人株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の法令上株式から生ずる所得と同様な課税上の取扱いを受けるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役割を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとす。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によつて保証された債権、これらによつて保険に

付された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

第十二条

3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

(a) 日本国については、
(i) 日本銀行
(ii) 日本輸出入銀行
(iii) 海外経済協力基金
(iv) 国際協力事業団
(v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で而締約国の政府が隨時合意するもの

(b) イスラエルについては、
(i) イスラエル銀行
(ii) イスラエル政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で而締約国の政府が隨時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役割を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生

したものとされる。ただし、利子の支払者(締約国の居住者であるかないかを問わない。)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、利子の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができ。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができ。

2 1の使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国内においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは學術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム、ビデオテープ及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業

上若しくは學術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは學術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の採用船契約に基づいて受領する料金をいう。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(締約国の居住者であるかないかを問わない。)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

5 1、2及び4の規定は、文学上、美術上若しくは學術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム、ビデオテープ及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様適用する。ただし、その収入に係る収益について次条2の規定が適用される場合は、この限りでない。

6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と實質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、使用料の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができ。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産(不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している恒久的施設に係る財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者がこの条の1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常その用に供している恒久的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。その者がそのような恒久的施設を有する場合には、当該所得に對しては、当該恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、學術上、文學上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1 次条、第十八条、第十九条及び第二十一条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、勤務が他方の締約国内において行われないう限り、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に對しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内

において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によって行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合においては、当該所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、

当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に提供して支払われる報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他

方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限り。

第二十一条

1 一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため当該一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間滞在する個人であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものは、その教育又は研究に係る報酬その他の者が当該他方の締約国において租税を課されるものにつき、当該一方の締約国において租税を免除される。

2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

第二十二条

1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないもの

に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第二十三条

1 イスラエル以外の国において納付される租税をイスラエルの租税から控除することに關するイスラエルの法令に従い、日本国内で生ずる所得について納付される日本国の租税は、当該所得について納付されるイスラエルの租税から控除する。ただし、控除の額は、イスラエルの租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてイスラエルにおいて租税を課される所得をイスラエルにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるイスラエルの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) イスラエルにおいて取得される所得が、イスラエルの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるイスラエルの租税を考慮に入れるものとする。

第二十四条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されておらずしくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることにはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず

ず、締約国の居住者でない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九條1、第十一條8又は第十二條7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されておき若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条の規定は、第二條の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第二十五條

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ

る。当該申立ては、この条の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならぬ。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができ。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができ。

第二十六條

1 両締約国の権限のある当局は、この条約若しくはこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り)を実施するため、又はこれらの租税に関する脱税を防止するため必要な情報を交換する。情報の交換は、第一條の規定による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に対してのみ開示することができ。これらの者又は当局は、当該情報を用いてこれらの目的のためにのみ使用することができ。これらの者又は当局は、当該情報を開の法廷における審理又は司法上の決定におい

て開示することができる。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十七條

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八條

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

第二十九條

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十三年三月八日に東京で、英語により

本書一通を作成した。

日本国政府のために

小和田 恒

イスラエル国政府のために

モルデハイ・アミハイ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエル国との間の条約(以下「条約」という)の署名に当たり、下名は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第四條3に關し、「本店又は主たる事務所」は、同條1に定める「法人の設立場所」の意義を有することが了解される。

2 条約第八條に關し、船舶又は航空機を國際運輸に運用することによつて取得する利得には、國際運輸に使用されるコンテナ(コンテナの運送のためのトレーラー及び関連設備を含む)の使用から取得する利得も含まれることが了解される。ただし、当該利得が同條1の規定の適用を受ける利得に付随するものである場合に限り。

3 条約第十三條4に關し、一方の締約国の居住者が取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものとは、当該他方の締約国の法令に基づいて当該他方の締約国で租税を課することができ、収益をいうものと了解される。

4 条約第二十四條2に關し、同條2の規定は、イスラエル内にある恒久的施設が得た利得のイスラエルの国外への処分に対し、イスラエルが租税を課することを妨げるものと解してはならないことが了解される。ただし、当該恒久的施設の利得に課されるイスラエルの租税の総額は、イスラエルの居住者である法人の同一の額の利得に対して課されることとなる租税の額を超えてはならない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十三年三月八日に東京で、英語により

本書二通を作成した。

日本国政府のために

小和田 恒

イスラエル国政府のために

モルデハイ・アミハイ

気候変動に関する国際連合枠組条約

この条約の締約国は、地球の気候の変動及びその悪影響が人類の共通の関心事であることを確認し、

人間活動が大気中の温室効果ガスの濃度を著しく増加させてきていること、その増加が自然の温室効果を増大させていること並びにこのことが、地表及び地球の大気を全体として追加的に温暖化することとなり、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすおそれがあることを憂慮し、

過去及び現在における世界全体の温室効果ガスの排出量の最大の部分を占めるのは先進国において排出されたものであること、開発途上国における一人当たりの排出量は依然として比較的少ないこと並びに世界全体の排出量において開発途上国における排出量が占める割合はこれらの国の社会的な及び開発のためのニーズに応じて増加していくことに留意し、

温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の陸上及び海洋の生態系における役割及び重要性を認識し、気候変動の予測には、特に、その時期、規模及び地域的な特性に関して多くの不確実性があることに留意し、

気候変動が地球規模の性格を有することから、すべての国が、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国の能力並びに各国の社会的及び経済的状况に依り、できる限り広範な協力を行うこと及び効果的かつ適当な国際的対応に参加することが必要であることを確認し、

千九百七十二年六月十六日にストックホルムで採択された国際連合人間環境会議の宣言の関連規定を想起し、

諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基

づき、その資源を自国の環境政策及び開発政策に従って開発する主権の権利を有すること並びに自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保する責任を有することを想起し、

気候変動に対処するための国際協力における国家の主権の原則を再確認し、

諸国が環境に関する効果的な法令を制定すべきであること、環境基準、環境の管理に当たっての目標及び環境問題における優先度はこれらが適用される環境及び開発の状況を反映すべきであること、並びにある国の適用する基準が他の国（特に開発途上国）にとって不適当なものとなり、不当な経済的及び社会的損失をもたらすものとなるおそれがあることを認め、

国際連合環境開発会議に関する千九百八十九年十二月二十二日の国際連合総会決議第二百二十八号（第四十四回会期）並びに人類の現在及び将来の世代のための地球規模の気候の保護に関する千九百八十八年十二月六日の国際連合総会決議第五十三号（第四十三回会期）、千九百八十九年十二月二十二日の同決議第二百七号（第四十四回会期）、千九百九十年十二月二十一日の同決議第二百十二号（第四十五回会期）及び千九百九十一年十二月十九日の同決議第六十九号（第四十六回会期）を想起し、

海面の上昇が島及び沿岸地域（特に低地の沿岸地域）に及ぼし得る悪影響に関する千九百八十九年十二月二十二日の国際連合総会決議第二百六号（第四十四回会期）の規定及び砂漠化に対処するための行動計画の実施に関する千九百八十九年十二月十九日の国際連合総会決議第七十二号（第四十四回会期）の関連規定を想起し、

更に、千九百八十五年のオゾン層の保護のためのウィーン条約並びに千九百九十年六月二十九日に調整され及び改正された千九百八十七年のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「モントリオール議定書」という。）を想

起し、

千九百九十年十一月七日に採択された第二回世界気候会議の關係宣言に留意し、

多くの国が気候変動に関して有益な分析を行っていること並びに国際連合の諸機関（特に、世界気象機関、国際連合環境計画）その他の国際機関及び政府間機関が科学的研究の成果の交換及び研究の調整について重要な貢献を行っていることを意識し、

気候変動を理解し及びこれに対処するために必要な措置は、関連する科学、技術及び経済の分野における考察に基礎を置き、かつ、これらの分野において新たに得られた知見に照らして絶えず再評価される場合には、環境上、社会上及び経済上最も効果的なものになることを認め、

気候変動に対処するための種々の措置は、それ自体経済的に正当化し得ること及びその他の環境問題の解決に役立ち得ることを認め、

先進国が、明確な優先順位に基づき、すべての温室効果ガスを考慮に入れ、かつ、それらのガスがそれぞれ温室効果の増大に対して与える相対的な影響を十分に勘案した包括的な対応戦略（地球的、国家的及び合意がある場合には地域的な規模のもの）に向けた第一歩として、直ちに柔軟に行動することが必要であることを認め、

更に、標高の低い島嶼国その他の島嶼国、低地の沿岸地域、乾燥地域若しくは半乾燥地域又は洪水、干ばつ若しくは砂漠化のおそれのある地域を有する国及び弱い山岳の生態系を有する開発途上国は、特に気候変動の悪影響を受けやすいことを認め、

経済が化石燃料の生産、使用及び輸出に特に依存している国（特に開発途上国）について、温室効果ガスの排出抑制に関しとられる措置の結果特別な困難が生ずることを認め、

持続的な経済成長の達成及び貧困の撲滅という開発途上国の正当かつ優先的な要請を十分に考慮し、気候変動への対応については、社会及び経済の開発に対する悪影響を回避するため、これらの

開発との間で総合的な調整が図られるべきであることを確認し、

すべての国（特に開発途上国）が社会及び経済の持続可能な開発の達成のための資源の取得の機会を必要としていること、並びに開発途上国がそのような開発の達成という目標に向かって前進するため、一層高いエネルギー効率の達成及び温室効果ガスの排出の一般的な抑制の可能性（特に、新たな技術が経済的にも社会的にも有利な条件で利用されることによるそのような可能性）をも考慮に入れつつ、そのエネルギー消費を増加させる必要があることを認め、

現在及び将来の世代のために気候系を保護することを決意して、

次のとおり協定した。

第一条 定義（注）

注 各条の表題は、専ら便宜のために付するものである。

この条約の適用上、

1 「気候変動の悪影響」とは、気候変動に起因する自然環境又は生物相の変化であつて、自然の及び管理された生態系の構成、回復力若しくは生産力、社会及び経済の機能又は人の健康及び福祉に對し著しく有害な影響を及ぼすものをいう。

2 「気候変動」とは、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であつて、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に對して追加的に生ずるものをいう。

3 「気候系」とは、気圈、水圈、生物圈及び岩石圈の全体並びにこれらの間の相互作用をいう。

4 「排出」とは、特定の地域及び期間における温室効果ガス又はその前駆物質の大気中への放出をいう。

5 「温室効果ガス」とは、大気を構成する気体（天然のものであるか人為的に排出されるものであるかを問わない）であつて、赤外線を吸収し及び再放射するものをいう。

6 「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成され、この条約又はその議定書が規律する事項に関して権限を有し、かつ、その内部手続に従ってこの条約若しくはその議定書の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約若しくはその議定書への加入が正当に委任されている機関をいう。

7 「貯蔵庫」とは、温室効果ガス又はその前駆物質を貯蔵する気候系の構成要素をいう。

8 「吸収源」とは、温室効果ガス、エーロゾル又は温室効果ガスの前駆物質を大気中から除去する作用、活動又は仕組みをいう。

9 「発生源」とは、温室効果ガス、エーロゾル又は温室効果ガスの前駆物質を大気中に放出する作用又は活動をいう。

第二条 目的

この条約及び締約国会議が採択する関連する法的文書は、この条約の関連規定に従い、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とする。そのような水準は、生態系が気候変動に自然に適応し、食糧の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内に達成されるべきである。

第三条 原則

締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための措置をとるに当たり、特に、次に掲げることを指針とする。

1 締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがって、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処すべきである。

2 開発途上締約国(特に気候変動の悪影響を著しく受けやすいもの)及びこの条約によって過重又は異常な負担を負うこととなる締約国(特に開発途上締約国)の個別のニーズ及び特別な事情について十分な考慮が払われるべきである。

3 締約国は、気候変動の原因を予測し、防止し又は最小限にするための予防措置をとるとともに、気候変動の悪影響を緩和すべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、このような予防措置をとることを延期する理由とすべきではない。もっとも、気候変動に対処するための政策及び措置は、可能な限り最小の費用によって地球規模で利益がもたらされるように費用対効果の大きいものとする。これらについても考慮を払うべきである。このため、これらの政策及び措置は、社会経済状況の相違が考慮され、包括的なものであり、関連するすべての温室効果ガスの発生源、吸収源及び貯蔵庫並びに適応のための措置を網羅し、かつ、経済のすべての部門を含むべきである。気候変動に対処するための努力は、関心を有する締約国の協力によっても行われ得る。

4 締約国は、持続可能な開発を促進する権利及び責務を有する。気候変動に対処するための措置をとるためには経済開発が不可欠であることを考慮し、人に起因する変化から気候系を保護するための政策及び措置については、各締約国の個別の事情に適合したものとし、各国の開発計画に組み入れるべきである。

5 締約国は、すべての締約国(特に開発途上締約国)において持続可能な経済成長及び開発をもち、かつ、もって締約国が一層気候変動の問題に対処することを可能にするような協力的かつ開放的な国際経済体制の確立に向けて協力すべきである。気候変動に対処するためにとられる措置(一方的なものを含む)は、国際貿易における恣意的若しくは不当な差別的手段又は偽装した制限となるべきではない。

第四条 約束

1 すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開

発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。

(a) 締約国会議が合意する比較可能な方法を用い、温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)について、発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する自国の目録を作成し、定期的に更新し、公表し及び第十二条の規定に従って締約国会議に提供すること。

(b) 自国の(適当な場合には地域の)計画を作成し、実施し、公表し及び定期的に更新すること。この計画には、気候変動を緩和するための措置(温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。))の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去を対象とするもの、及び気候変動に対する適応を容易にするための措置を含めるものとする。

(c) エネルギー、運輸、工業、農業、林業、廃棄物の処理その他すべての関連部門において、温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の人為的な排出を抑制し、削減し又は防止する技術、慣行及び方法の開発、利用及び普及(移転を含む。)を促進し、並びにこれらについて協力すること。

(d) 温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の吸収源及び貯蔵庫(特に、バイオマス、森林、海その他の陸上、沿岸及び海洋の生態系)の持続可能な管理を促進すること並びにこのような吸収源及び貯蔵庫の保全(適当な場合には強化)を促進し並びにこれらについて協力すること。

(e) 気候変動の影響に対する適応のための準備について協力すること。沿岸地域の管理、水資源及び農業について、並びに干ばつ及び砂漠化により影響を受けた地域(特にアフリカにおける地域)並びに洪水により影響を受け

た地域の保護及び回復について、適当かつ総合的な計画を作成すること。

(f) 気候変動に関し、関連する社会、経済及び環境に関する自国の政策及び措置において可能な範囲内で考慮を払うこと。気候変動を緩和し又はこれに適応するために自国が実施する事業又は措置の経済、公衆衛生及び環境に対する悪影響を最小限にするため、自国が策出し及び決定する適当な方法(例えば影響評価)を用いること。

(g) 気候変動の原因、影響、規模及び時期並びに種々の対応戦略の経済的及び社会的影響についての理解を増進し並びにこれらについて残存する不確実性を減少させ又は除去することを目的として行われる気候系に関する科学的、技術的、社会経済的研究その他の研究、組織的観測及び資料の保管制度の整備を促進し、並びにこれらについて協力すること。

(h) 気候系及び気候変動並びに種々の対応戦略の経済的及び社会的影響に関する科学上、技術上、社会経済上及び法律上の情報について、十分な開かれた及び迅速な交換を促進し、並びにこれらについて協力すること。

(i) 気候変動に関する教育、訓練及び啓発を促進し、これらについて協力し、並びにこれらへの広範な参加(民間団体の参加を含む。)を奨励すること。

(j) 第十二条の規定に従い、実施に関する情報を締約国会議に送付すること。
2 附属書Iに掲げる先進締約国その他の締約国(以下「附属書Iの締約国」という。)は、特に、次に定めるところに従って約束する。
(a) 附属書Iの締約国は、温室効果ガスの人為的な排出を抑制すること並びに温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫を保護し及び強化することによって気候変動を緩和するための自国の政策を採用し、これに沿った措置をとる(注)。これらの政策及び措置は、温室効果ガスの人為的な排出の長期的な傾向をこの条約の目的

に沿って修正することについて、先進国が率先してこれを行って示すこととなる。二酸化炭素その他の温室効果ガス（モン

トリオール議定書によって規制されているものを除く。）の人為的な排出の量を千九百九十年代の終わりに従前の水準に戻すことは、このような修正に寄与するものであることが認識される。また、附属書Ⅰの締約国の出発点、対処の方法、経済構造及び資源の基盤がそれぞれ異なるものであること、強力かつ持続可能な経済成長を維持する必要があること、利用可能な技術その他の個別の事情があること、並びにこれらの締約国がこの条約の目的のための世界的な努力に対して公平かつ適当な貢献を行う必要があることについて、考慮が払われる。附属書Ⅰの締約国が、これらの政策及び措置を他の締約国と共同して実施すること並びに他の締約国によるこの条約の目的、特に、この(a)の規定の目的の達成への貢献について当該他の締約国を支援することもあり得る。

注 これらの政策及び措置には、地域的な経済統合のための機関がとるものが含まれる。

(b) (a)の規定の目的の達成を促進するため、附属書Ⅰの締約国は、(a)に規定する政策及び措置並びにこれらの政策及び措置をとった結果炭素その他の温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する詳細な情報を、この条約が自国について効力を生じた後六箇月以内に及びその後は定期的に、第十二条の規定に従って送付する。その送付は、二酸化炭素その他の温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の人為的な排出の量を個別に又は共同して千九百九十年の水準に戻すという目的をもって行われる。

締約国会議は、第七条の規定に従い、第一回会合において及びその後は定期的に、当該情報について検討する。

(c) (b)の規定の適用上、温室効果ガスの発生源による排出の量及び吸収源による除去の量の算定に当たっては、入手可能な最良の科学上の知識（吸収源の実効的な能力及びそれぞれ温室効果ガスの気候変動への影響の度合に關するものを含む。）を考慮に入れるべきである。締約国会議は、この算定のための方法について、第一回会合において検討し及び合意し、その後は定期的に検討する。

(d) 締約国会議は、第一回会合において、(a)及び(b)の規定の妥当性について検討する。その検討は、気候変動及びその影響に関する入手可能な最良の科学的な情報及び評価並びに關連する技術上、社会上及び経済上の情報に照らして行う。締約国会議は、この検討に基づいて適当な措置（a）及び(b)に定める約束に關する改正案の採択を含む。）をとる。締約国会議は、また、第一回会合において、(a)に規定する共同による実施のための基準に関する決定を行う。(a)及び(b)の規定に関する二回目の検討は、千九百九十八年十二月三十一日以前に行い、その後は締約国会議が決定する一定の間隔で、この条約の目的が達成されるまで行う。

(e) 附属書Ⅰの締約国は、次のことを行う。

(i) 適当な場合には、この条約の目的を達成するために開発された経済上及び行政上の手段を他の附属書Ⅰの締約国と調整すること。

(f) 温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の人為的な排出の水準を一層高めることとなるような活動を助長する自国の政策及び慣行を特定し及び定期的に検討すること。締約国会議は、關係する締約国の承認を得て附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの一覽表の適当な改

正について決定を行うために、千九百九十八年十二月三十一日以前に、入手可能な情報について検討する。

(g) 附属書Ⅰの締約国以外の締約国は、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書において又はその後のいつでも、寄託者に対し、自国が(a)及び(b)の規定に拘束される意思を有する旨を通告することができる。寄託者は、他の署名国及び締約国に対してその通告を通報する。附属書Ⅰに掲げる先進締約国（以下「附属書Ⅰの締約国」という。）は、開発途上締約国が第十二条の規定に基づく義務を履行するために負担するすべての合意された費用に充てるため、新規のかつ追加的な資金を供与する。附属書Ⅰの締約国は、また、1の規定の対象とされている措置であつて、開発途上締約国の第一一条に規定する国際的組織との間で合意するものを実施するためのすべての合意された増加費用を負担するために開発途上締約国が必要とする新規のかつ追加的な資金（技術移転のためのものを含む。）を同条の規定に従って供与する。これらの約束の履行に当たっては、資金の流れの妥当性及び予測可能性が必要であること並びに先進締約国の間の適当な責任分担が重要であることについて考慮を払う。

4 附属書Ⅰの締約国は、また、気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上締約国がそのような悪影響に適応するための費用を負担することについて、当該開発途上締約国を支援する。

5 附属書Ⅱの締約国は、他の締約国（特に開発途上締約国）がこの条約を実施することができるようになるため、適当な場合には、これらの他の締約国に対する環境上適正な技術及びノウハウの移転又は取得の機会の提供について、促進し、容易にし及び資金を供与するための実施可能なすべての措置をとる。この場合において、先進締約国は、開発途上締約国の固有の能力及び技術の開発及び向上を支援する。技術の移転を容易にすることに於いてのこのような支援

は、その他の締約国及び機関によっても行われ得る。

6 締約国会議は、附属書Ⅰの締約国のうち市場経済への移行の過程にあるものによる2の規定に基づく約束の履行については、これらの締約国の気候変動に対処するための能力を高めるために、ある程度の弾力的適用（温室効果ガスモントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の人為的な排出の量の基準として用いられる過去の水準に關するものを含む。）を認めるものとす。

7 開発途上締約国によるこの条約に基づく約束の效果的な履行の程度は、先進締約国によるこの条約に基づく資金及び技術移転に關する約束の效果的な履行に依存しており、経済及び社会の開発並びに貧困の撲滅が開発途上締約国にとつて最優先の事項であることが十分に考慮される。

8 締約国は、この条に規定する約束の履行に当たり、気候変動の悪影響又は対応措置の実施による影響（特に、次の(a)から(i)までに掲げる国に対するもの）に起因する開発途上締約国の個別のニーズ及び懸念に対処するためにこの条約の下でとるべき措置（資金供与、保険及び技術移転に關するものを含む。）について十分な考慮を払う。

(a) 島嶼国
(b) 低地の沿岸地域を有する国
(c) 乾燥地域、半乾燥地域、森林地域又は森林の衰退のおそれのある地域を有する国
(d) 自然災害が起りやすい地域を有する国
(e) 干ばつ又は砂漠化のおそれのある地域を有する国
(f) 都市の大気汚染が著しい地域を有する国
(g) ぜい弱な生態系（山岳の生態系を含む。）を有する地域を有する国
(h) 化石燃料及び關連するエネルギー集約的な製品の生産、加工及び輸出による収入又はこれらの消費に経済が大きく依存している国

(i) 内陸国及び通過国

更に、この8の規定に関しては、適当な場合には締約国会議が措置をとることができる。

9 締約国は、資金供与及び技術移転に関する措置をとるに当たり、後発開発途上国の個別のニーズ及び特別な事情について十分な考慮を払う。

10 締約国は、第十条の規定に従い、この条約に基づく約束の履行に当たり、気候変動に対応するための措置の実施による悪影響を受けやすい経済を有する締約国(特に開発途上締約国)の事情を考慮に入れる。この場合において、特に化石燃料及び関連するエネルギー集約的な製品の生産、加工及び輸出による収入若しくはこれらの消費にその経済が大きく依存している締約国又は化石燃料の使用にその経済が大きく依存し、かつ、代替物への転換に重大な困難を有する締約国の事情を考慮に入れる。

第五条 研究及び組織的観測

締約国は、前条1(8)の規定に基づく約束の履行に当たって、次のことを行う。

(a) 研究、資料の収集及び組織的観測について企画し、実施し、評価し及び資金供与を行うことを目的とする国際的な及び政府間の計画、協力網又は機関について、努力の重複を最小限にする必要性に考慮を払いつつ、これらを支援し及び、適当な場合には、更に発展させること。

(b) 組織的観測並びに科学的及び技術的研究に関する各国(特に開発途上国)の能力を強化するための並びに各国が自国の管轄の外の区域において得られた資料及びその分析について利用し及び交換することを促進するための国際的な及び政府間の努力を支援すること。

(c) 開発途上国の特別な懸念及びニーズに考慮を払うこと並びに(a)及び(b)に規定する努力に参加するための開発途上国の固有の能力を改善することについて協力すること。

第六条 教育、訓練及び啓発

締約国は、第四条1(i)の規定に基づく約束の履行に当たって、次のことを行う。

(a) 国内的な(適当な場合には小地域的及び地域的な規模で、自国の法令に従い、かつ、自国の能力の範囲内で、次のことを促進し及び円滑にすること。

(i) 気候変動及びその影響に関する教育啓発事業の計画の作成及び実施

(ii) 気候変動及びその影響に関する情報の公開

(iii) 気候変動及びその影響についての検討並びに適当な対応措置の策定への公衆の参加

(iv) 科学、技術及び管理の分野における人材の訓練

(b) 国際的に及び適当な場合には既存の団体を活用して、次のことについて協力し及びこれを促進すること。

(i) 気候変動及びその影響に関する教育及び啓発の資料の作成及び交換

(ii) 教育訓練事業の計画(特に開発途上国のためのもの。国内の教育訓練機関の強化及び教育訓練専門家を養成する者の交流又は派遣に関するものを含む)の作成及び実施

(b) 締約国の様々な事情、責任及び能力並びにこの条約に基づくそれぞれの締約国の約束を

考慮して、気候変動及びその影響に対処するために締約国が採用する措置に関する情報の交換を促進し及び円滑にすること。

(c) 二以上の締約国の要請に応じ、締約国の様々な事情、責任及び能力並びにこの条約に基づくそれぞれの締約国の約束を考慮して、気候変動及びその影響に対処するために締約国が採用する措置の調整を円滑にすること。

(d) 締約国会議が合意することとなっている比較可能な方法、特に、温室効果ガスの発生源による排出及び吸収源による除去に関する目標を作成するため並びに温室効果ガスの排出の抑制及び除去の増大に関する措置の効果を評価するための方法について、この条約の目的及び規定に従い、これらの開発及び定期的な改善を促進し及び指導すること。

(e) この条約により利用が可能となるすべての情報に基づき、締約国によるこの条約の実施状況、この条約に基づいてとられる措置の全般的な影響(特に、環境、経済及び社会に及ぼす影響並びにこれらの累積的な影響)及びこの条約の目的の達成に向けての進捗状況を評価すること。

(f) この条約の実施状況に関する定期的な報告書を検討し及び採択すること並びに当該報告書の公表を確保すること。

(g) この条約の実施に必要な事項に関する勧告を行うこと。

(h) 第四条の3から5までの規定及び第十一条の規定に従って資金が供与されるよう努めること。

(i) この条約の実施に必要な認められる補助機関を設置すること。

(j) 補助機関により提出される報告書を検討し、及び補助機関を指導すること。

(k) 締約国会議及び補助機関の手続規則及び財政規則をコンセンサス方式により合意し及び採択すること。

(l) 適当な場合には、能力を有する国際機関並

びに政府間及び民間の団体による役務、協力及び情報の提供を求め及び利用すること。

(m) その他この条約の目的の達成のために必要な任務及びこの条約に基づいて締約国会議に課されるすべての任務を遂行すること。

3 締約国会議は、第一回会合において、締約国会議及びこの条約により設置される補助機関の手続規則を採択する。この手続規則には、この条約において意思決定手続が定められていない事項に関する意思決定手続を含む。この手続規則には、特定の決定の採択に必要な特定の多数を含むことができる。

4 締約国会議の第一回会合は、第二十一条に規定する暫定的な事務局が招集するものとし、この条約の効力発生の日の後一年以内に開催する。その後は、締約国会議の通常会合は、締約国会議が別段の決定を行わない限り、毎年開催する。

5 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

6 国際連合、その専門機関、国際原子力機関及びこれらの国際機関の加盟国又はオブザーバーであってこの条約の締約国でないものは、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができ、この条約の対象とされている事項について認められた団体又は機関(国内若しくは国際の又は政府若しくは民間のもの)のいずれであるかを問わない。であって、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席については、締約国会議が採択する手続規則に従う。

第八条 事務局

1 この条約により事務局を設置する。 事務局は、次の任務を遂行する。 2 締約国会議の会合及びこの条約により設置される補助機関の会合を準備すること並びに必要に応じてこれらの会合に役務を提供すること。 (a) 事務局に提出される報告書を取りまとめ及び送付すること。 (b) 事務局に提出される報告書を取りまとめ及び送付すること。 (c) 要請に応じ、締約国(特に開発途上締約国)がこの条約に従って情報を取りまとめ及び送付することに当たり、当該締約国に対する支援を円滑にすること。 (d) 事務局の活動に関する報告書を作成し、これを締約国会議に提出すること。 (e) 他の関係国際団体の事務局との必要な調整を行うこと。 (f) 締約国会議の全般的な指導の下に、事務局の任務の效果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。 (g) その他この条約及びその議定書に定める事務局の任務並びに締約国会議が決定する任務を遂行すること。 3 締約国会議は、第一回会合において、常設の事務局を指定し、及びその任務の遂行のための措置をとる。 第九条 科学上及び技術上の助言に関する補助機関 1 この条約により科学上及び技術上の助言に関する補助機関を設置する。当該補助機関は、締約国会議及び適当な場合には他の補助機関に対し、この条約に関連する科学的及び技術的な事項に関する時宜を得た情報及び助言を提供する。当該補助機関は、すべての締約国による参加のために開放するものとし、学際的な性格を有する。当該補助機関は、関連する専門分野に関する知識を十分に有している政府の代表者により構成する。当該補助機関は、その活動のすべての側面に関して、締約国会議に対し定期的な報告を行う。	2 1の補助機関は、締約国会議の指導の下に及び能力を有する既存の国際団体を利用して次のことを行う。 (a) 気候変動及びその影響に関する科学上の知識の現状の評価を行うこと。 (b) この条約の実施に当たってとられる措置の影響に関する科学的な評価のための準備を行うこと。 (c) 革新的な、効率的な及び最新の技術及びノウハウを特定すること並びにこれらの技術の開発又は移転を促進する方法及び手段に関する助言を行うこと。 (d) 気候変動に関する科学的な計画、気候変動に関する研究及び開発における国際協力並びに開発途上国の固有の能力の開発を支援する方法及び手段に関する助言を行うこと。 (e) 締約国会議及びその補助機関からの科学、技術及び方法論に関する質問に回答すること。 3 1の補助機関の任務及び権限については、締約国会議が更に定めることができる。 第十条 実施に関する補助機関 1 この条約により実施に関する補助機関を設置する。当該補助機関は、この条約の効果的な実施について評価し及び検討することに関して締約国会議を補佐する。当該補助機関は、すべての締約国による参加のために開放するものとし、気候変動に関する事項の専門家である政府の代表者により構成する。当該補助機関は、その活動のすべての側面に関して、締約国会議に対し定期的な報告を行う。 2 1の補助機関は、締約国会議の指導の下に、次のことを行う。 (a) 気候変動に関する最新の科学的な評価に照らし、締約国によってとられた措置の影響を全体として評価するため、第十二条1の規定に従って送付される情報を検討すること。 (b) 締約国会議が第四条2(d)に規定する検討を行うことを補佐するため、第十二条2の規定に従って送付される情報を検討すること。 (c) 適当な場合には、締約国会議の行う決定の準備及び実施について締約国会議を補佐すること。	1 贈与又は譲渡された条件による資金供与(技術移転のためのものを除く)のための制度についてここに定める。この制度は、締約国会議の指導の下に機能し、締約国会議に対して責任を負う。締約国会議は、この条約に関連する政策、計画の優先度及び適格性の基準について決定する。当該制度の運営は、一又は二以上の既存の国際的組織に委託する。 2 1の資金供与の制度については、透明な管理の仕組みの下に、すべての締約国から公平なかつ均衡のとれた形で代表されるものとする。 3 締約国会議及び1の資金供与の制度の運営を委託された組織は、1及び2の規定を実施するための取決めについて合意する。この取決めには、次のことを含む。 (a) 資金供与の対象となる気候変動に対処するための事業が締約国会議の決定する政策、計画の優先度及び適格性の基準に適合していることを確保するための方法 (b) 資金供与に関する個別の決定を(a)の政策、計画の優先度及び適格性の基準に照らして再検討するための方法 (c) 1に規定する責任を果たすため、当該組織が締約国会議に対し資金供与の実施に関して定期的に報告書を出すこと (d) この条約の実施のために必要かつ利用可能な資金の額について、予測し及び特定し得るような方法により決定すること、並びにこの額の定期的な検討に関する要件 4 締約国会議は、第一回会合において、第二十一条3に定める暫定的措置を検討し及び考慮して、1から3までの規定を実施するための措置をとり、及び当該暫定措置を維持するかしないかを決定する。締約国会議は、その後四年以内に、資金供与の制度について検討し及び適当な措置をとる。 5 先進締約国は、また、二国間の及び地域的その他の多数国間の経路を通じて、この条約の実施に関連する資金を供与することができるものとし、開発途上締約国は、これを利用することができる。
4 開発途上締約国は、任意に、資金供与の対象となる事業を提案することができる。その提案には、当該事業を実施するために必要な特定の技術、資料、設備、技法及び慣行を含めるものとし、可能な場合には、すべての増加費用、温室効果ガスの排出の削減及び除去の増大並びにこれ	2 1の補助機関は、締約国会議の指導の下に及び能力を有する既存の国際団体を利用して次のことを行う。 (a) 気候変動及びその影響に関する科学上の知識の現状の評価を行うこと。 (b) この条約の実施に当たってとられる措置の影響に関する科学的な評価のための準備を行うこと。 (c) 革新的な、効率的な及び最新の技術及びノウハウを特定すること並びにこれらの技術の開発又は移転を促進する方法及び手段に関する助言を行うこと。 (d) 気候変動に関する科学的な計画、気候変動に関する研究及び開発における国際協力並びに開発途上国の固有の能力の開発を支援する方法及び手段に関する助言を行うこと。 (e) 締約国会議及びその補助機関からの科学、技術及び方法論に関する質問に回答すること。 3 1の補助機関の任務及び権限については、締約国会議が更に定めることができる。 第十条 実施に関する補助機関 1 この条約により実施に関する補助機関を設置する。当該補助機関は、この条約の効果的な実施について評価し及び検討することに関して締約国会議を補佐する。当該補助機関は、すべての締約国による参加のために開放するものとし、気候変動に関する事項の専門家である政府の代表者により構成する。当該補助機関は、その活動のすべての側面に関して、締約国会議に対し定期的な報告を行う。 2 1の補助機関は、締約国会議の指導の下に、次のことを行う。 (a) 気候変動に関する最新の科学的な評価に照らし、締約国によってとられた措置の影響を全体として評価するため、第十二条1の規定に従って送付される情報を検討すること。 (b) 締約国会議が第四条2(d)に規定する検討を行うことを補佐するため、第十二条2の規定に従って送付される情報を検討すること。	1 贈与又は譲渡された条件による資金供与(技術移転のためのものを除く)のための制度についてここに定める。この制度は、締約国会議の指導の下に機能し、締約国会議に対して責任を負う。締約国会議は、この条約に関連する政策、計画の優先度及び適格性の基準について決定する。当該制度の運営は、一又は二以上の既存の国際的組織に委託する。 2 1の資金供与の制度については、透明な管理の仕組みの下に、すべての締約国から公平なかつ均衡のとれた形で代表されるものとする。 3 締約国会議及び1の資金供与の制度の運営を委託された組織は、1及び2の規定を実施するための取決めについて合意する。この取決めには、次のことを含む。 (a) 資金供与の対象となる気候変動に対処するための事業が締約国会議の決定する政策、計画の優先度及び適格性の基準に適合していることを確保するための方法 (b) 資金供与に関する個別の決定を(a)の政策、計画の優先度及び適格性の基準に照らして再検討するための方法 (c) 1に規定する責任を果たすため、当該組織が締約国会議に対し資金供与の実施に関して定期的に報告書を出すこと (d) この条約の実施のために必要かつ利用可能な資金の額について、予測し及び特定し得るような方法により決定すること、並びにこの額の定期的な検討に関する要件 4 締約国会議は、第一回会合において、第二十一条3に定める暫定的措置を検討し及び考慮して、1から3までの規定を実施するための措置をとり、及び当該暫定措置を維持するかしないかを決定する。締約国会議は、その後四年以内に、資金供与の制度について検討し及び適当な措置をとる。 5 先進締約国は、また、二国間の及び地域的その他の多数国間の経路を通じて、この条約の実施に関連する資金を供与することができるものとし、開発途上締約国は、これを利用することができる。

らに伴う利益について、それらの見積りを含める。

5 附属書1の締約国は、この条約が自国について効力を生じた後六箇月以内に最初の情報の送付を行う。附属書1の締約国以外の締約国は、この条約が自国について効力を生じた後又は第四条3の規定に従い資金が利用可能となった後三年以内に最初の情報の送付を行う。後発開発途上国である締約国は、最初の情報の送付については、その裁量によることができる。すべての締約国がその後行う送付の頻度は、この5に定める送付の期限の差異を考慮して、締約国会議が決定する。

6 事務局は、この条の規定に従って締約国が送付した情報をできる限り速やかに締約国会議及び関係する補助機関に伝達する。締約国会議は、必要な場合には、情報の送付に関する手続について更に検討することができる。

7 開発途上締約国が、この条の規定に従って情報を取りまとめ及び送付するに当たり並びに第四條の規定に基づいて提案する事業及び対応措置に必要な技術及び資金を特定するに当たり、締約国会議は、第一回会合の時から、開発途上締約国に対しその要請に応じ技術上及び財政上の支援が行われるよう措置をとる。このような支援は、適当な場合には、他の締約国、能力を有する国際機関及び事務局によって行われる。

8 この条の規定に基づく義務を履行するための情報の送付は、締約国会議が採択した方針に従うこと及び締約国会議に事前に通報することとを条件として、二以上の締約国が共同して行うことができる。この場合において、送付する情報には、当該二以上の締約国のこの条約に基づくそれぞれの義務の履行に関する情報を含めるものとする。

9 事務局が受領した情報であって、締約国会議が定める基準に従い締約国が秘密のものとして指定したものは、情報の送付及び検討に係る機関に提供されるまでの間、当該情報の秘密性を保護するため、事務局が一括して保管する。

10 9の規定に従うことを条件として、かつ、締約国が自国の送付した情報の内容をいつでも公表することができることを妨げることなく、事務局は、この条の規定に従って送付される締約国の情報について、締約国会議に提出する時に、その内容を公に利用可能なものとする。

第十三条 実施に関する問題の解決
締約国会議は、第一回会合において、この条約の実施に関する問題の解決のための多数国間の協議手続(締約国がその要請により利用することができるもの)を定めることを検討する。

第十四条 紛争の解決
1 この条約の解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉又は当該紛争当事国が選択するその他の平和的手段により紛争の解決に努める。

2 地域的な経済統合のための機関でない締約国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争について、同一の義務を受諾する締約国との関係において次の一方又は双方の手段を当然にかつ特別の合意なしに義務的であると認めることをこの条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面により宣言することができる。

(a) 国際司法裁判所への紛争の付託
(b) 締約国会議ができる限り速やかに採択する仲裁に関する附属書に定める手続による仲裁
地域的な経済統合のための機関である締約国は、(b)に規定する手続による仲裁に関して同様の効果を有する宣言を行うことができる。

3 2の規定に基づいて行われる宣言は、当該宣言の期間が満了するまで又は書面による当該宣言の撤回の通告が寄託者に寄託された後三箇月が経過するまでの間、効力を有する。

4 新たな宣言、宣言の撤回の通告又は宣言の期間の満了は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、国際司法裁判所又は仲裁裁判所において進行中の手続に何ら影響を及ぼすものではない。

5 2の規定が適用される場合を除くほか、いずれかの紛争当事国が他の紛争当事国に対して紛争が存在する旨の通告を行った後十二箇月以内にこれらの紛争当事国が1に定める手段によって当該紛争を解決することができなかった場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により調停に付される。

6 いずれかの紛争当事国の要請があったときは、調停委員会が設置される。調停委員会は、各紛争当事国が指名する同数の委員及び指名された委員が共同で選任する委員長によって構成される。調停委員会は、勧告的な裁定を行い、紛争当事国は、その裁定を誠実に検討する。

7 1から6までに定めるもののほか、調停に関する手続は、締約国会議ができる限り速やかに採択する調停に関する附属書に定める。

8 この条の規定は、締約国会議が採択する関連する法的文書に別段の定めがある場合を除くほか、当該法的文書について準用する。

第十五条 この条約の改正
1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。

2 この条約の改正は、締約国会議の通常会合において採択する。この条約の改正案は、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、また、改正案をこの条約の署名国及び参考のために寄託者に通報する。

3 締約国は、この条約の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数による議決で採択する。採択された改正は、事務局が寄託者に通報するものとし、寄託者がすべての締約国に対し受諾のために送付する。

4 改正の受諾書は、寄託者に寄託する。3の規定に従って採択された改正は、この条約の締約国の少なくとも四分の三の受諾書を寄託者が受領した日の後九十日目の日に、当該改正を受諾した締約国について効力を生ずる。

5 改正は、他の締約国が当該改正の受諾書を寄託者に寄託した日の後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。

6 この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。

第十六条 この条約の附属書の採択及び改正
1 この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。附属書は、表、書式その他科学的、技術的、手続的又は事務的な性格を有する説明的な文書に限定される(ただし、第十四条の2(b)及び7の規定については、この限りでない)。

2 この条約の附属書は、前条の2から4までに定める手続を準用して提案され及び採択される。

3 2の規定に従って採択された附属書は、寄託者がある採択を締約国に通報した日の後六箇月で、その期間内に当該附属書を受諾しない旨を寄託者に対して書面により通告した締約国を除くほか、この条約のすべての締約国について効力を生ずる。当該附属書は、当該通告を撤回する旨の通告を寄託者が受領した日の後九十日目の日に、当該通告を撤回した締約国について効力を生ずる。

4 この条約の附属書の改正の提案、採択及び効力発生は、2及び3の規定によるこの条約の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。

5 附属書の採択又は改正がこの条約の改正を伴うものである場合には、採択され又は改正された附属書は、この条約の改正が効力を生ずる時

定に従って採択された改正は、この条約の締約国の少なくとも四分の三の受諾書を寄託者が受領した日の後九十日目の日に、当該改正を受諾した締約国について効力を生ずる。

5 改正は、他の締約国が当該改正の受諾書を寄託者に寄託した日の後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。

6 この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。

定に従って採択された改正は、この条約の締約国の少なくとも四分の三の受諾書を寄託者が受領した日の後九十日目の日に、当該改正を受諾した締約国について効力を生ずる。

5 改正は、他の締約国が当該改正の受諾書を寄託者に寄託した日の後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。

6 この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。

まで効力を生じない。

第十七条 議定書

- 1 締約国会議は、その通常会合において、この条約の議定書を採用することができる。
- 2 議定書案は、1の通常会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。
- 3 議定書の効力発生要件は、当該議定書に定める。
- 4 この条約の締約国のみが、議定書の締約国となることができる。
- 5 議定書に基づく決定は、当該議定書の締約国のみが行う。

第十八条 投票権

- 1 この条約の各締約国は、2に規定する場合を除くほか、一の票を有する。
- 2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を投する権利を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第十九条 寄託者

国際連合事務総長は、この条約及び第十七条の規定に従って採択される議定書の寄託者とする。

第二十条 署名

この条約は、国際連合環境開発会議の開催期間中はリオ・デ・ジャネイロにおいて、千九百九十二年六月二十日から千九百九十二年六月十九日まで、はニューヨークにある国際連合本部において、国際連合又はその専門機関の加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第二十一条 暫定的措置

- 1 第八条に規定する事務局の任務は、締約国会議の第一回会合が終了するまでの間、国際連合総会が千九百九十年十二月二十一日の決議第二百二十二号（第四十五回会期）によって設置した事務局が暫定的に遂行する。
- 2 1に規定する暫定的な事務局の長は、気候変動に関する政府間パネルと緊密に協力し、同パネルによる客観的な科学上及び技術上の助言が必要とされる場合に、同パネルが対応することができるとを確保する。科学に関するその他の関連団体も、協議を受ける。

動に関する政府間パネルと緊密に協力し、同パネルによる客観的な科学上及び技術上の助言が必要とされる場合に、同パネルが対応することができるとを確保する。科学に関するその他の関連団体も、協議を受ける。

- 3 国際連合開発計画、国際連合環境計画及び国際復興開発銀行の地球環境基金は、第十一条に規定する資金供与の制度の運営について暫定的に委託される国際的組織となる。この点に同じ、同基金が同条の要件を満たすことができるようにするため、同基金は、適切に再編成されるべきであり、その参加国の構成は、普遍的なものとされるべきである。

第二十二条 批准、受諾、承認又は加入

- 1 この条約は、国家及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され、承認され又は加入されなければならない。この条約は、この条約の署名のための期間の終了の日の後は、加入のために開放しておく。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。
- 2 この条約の締約国となる地域的な経済統合のための機関で当該機関のいずれの構成国も締約国となっていないものは、この条約に基づくすべての義務を負う。当該機関及びその一又は二以上の構成国がこの条約の締約国である場合には、当該機関及びその構成国は、この条約に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該機関及びその構成国は、この条約に基づく権利を同時に行使することができる。

3 地域的な経済統合のための機関は、この条約の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報し、寄託者は、これを締約国に通報する。

第二十三条 効力発生

- 1 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、当該国又は機関による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

3 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

この条約には、いかなる留保も付することができない。

- 1 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。
- 2 1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日から一年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。
- 3 この条約から脱退する締約国は、自国が締約国である議定書からも脱退したものとみなす。

第二十四条 留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

第二十五条 脱退

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

第二十六条 正文

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十二年五月九日にニューヨークで作成した。

ベルギー

ブルガリア(注)

カナダ

チェコ・スロヴァキア(注)

デンマーク

欧州共同体

エストニア(注)

フィンランド

フランス

ドイツ

ギリシャ

ハンガリー(注)

アイスランド

アイルランド

イタリア

日本国

ラトヴィア(注)

リトアニア(注)

ルクセンブルグ

オランダ

ニュー・ジブラルドル

ノールウェー

ポーランド(注)

ポルトガル

ルーマニア(注)

ロシア連邦(注)

スペイン

スウェーデン

スイス

トルコ

ウクライナ(注)

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

アメリカ合衆国

注 市場経済への移行の過程にある国

附属書I

オーストラリア

オーストリア

ベルギー

カナダ

デンマーク
欧州共同体
フィンランド
フランス
ドイツ
ギリシャ
アイスランド
アイルランド
イタリア
日本
ルクセンブルグ
オランダ
ニュージーランド
ノルウェー
ポルトガル
スペイン
スウェーデン
スイス
トルコ
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
アメリカ合衆国

生物の多様性に関する条約

前文

生物の多様性が有する内在的な価値並びに生物の多様性及びその構成要素が有する生態学上、遺伝上、社会、経済上、科学上、教育上、文化上、レクリエーション上及び芸術上の価値を認識し、生物の多様性が進化及び生物圏における生命保持の機構の維持のため重要であることを意識し、生物の多様性の保全が人類の共通の関心事であることを確認し、
諸国が自国の生物資源について主権的権利を有することを再確認し、
諸国が、自国の生物の多様性の保全及び自国の生物資源の持続可能な利用について責任を有することを再確認し、

生物の多様性がある種の人間活動によって著しく減少していることを懸念し、
生物の多様性に関する情報及び知見が一般的に不足していること並びに適当な措置を計画し及び実施するための基本的な知識を与える科学的、技術的及び制度的能力を緊急に開発する必要があることを認識し、

生物の多様性の著しい減少又は喪失の根本原因を予想し、防止し及び取り除くことが不可欠であることに留意し、
生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきではないことに留意し、
更に、生物の多様性の保全のための基本的な要件は、生態系及び自然の生息地の生息域内保全並びに持続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持及び回復であることに留意し、
更に、生息域外における措置も重要な役割を果たすこと及びこの措置は原産国においてとることが望ましいことに留意し、

伝統的な生活様式を有する多くの原住民の社会及び地域社会が生物資源に緊密にかつ伝統的に依存していること並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関して伝統的な知識、工夫及び慣行の利用がもたらす利益を公平に配分することが望ましいことを認識し、
生物の多様性の保全及び持続可能な利用において女子が不可欠の役割を果たすことを認識し、また、生物の多様性の保全のための政策の決定及び実施のすべての段階における女子の完全な参加が必要であることを確認し、
生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用のため、国家、政府機関及び民間部門の間の国際的、地域的及び世界的な協力が重要であること並びにそのような協力の促進が必要であることを強調し、
新規のかつ追加的な資金の供与及び関連のある

技術の取得の適当な機会の提供が生物の多様性の喪失に取り組むための世界の能力を実質的に高めることが期待できることを確認し、
更に、開発途上国のニーズに対応するため、新規のかつ追加的な資金の供与及び関連のある技術の取得の適当な機会の提供を含む特別な措置が必要であることを確認し、
この点に関して後開発途上国及び島嶼国の特別な事情に留意し、
生物の多様性を保全するため多額の投資が必要であること並びに当該投資から広範な環境上、経済上及び社会上の利益が期待されることを確認し、

経済及び社会の開発並びに貧困の撲滅が開発途上国にとって最優先の事項であることを認識し、
生物の多様性の保全及び持続可能な利用が食糧、保健その他増加する世界の人口の必要を満たすために決定的に重要であること、並びにこの目的のために遺伝資源及び技術の取得の機会の提供及びそれらの配分が不可欠であることを認識し、
生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、究極的に、諸国間の友好関係を強化し、人類の平和に貢献することに留意し、
生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用のための既存の国際的な制度を強化し及び補完することを希望し、
現在及び将来の世代のため生物の多様性を保全し及び持続可能であるように利用することを決定して、
次のとおり協定した。

第一条 目的
この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。この目的は、特に、遺伝資源の取得の適当な機会の提供及び関連のある技術の適当な移転（これらの提供及び移転は、当該遺伝資源及び当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う）並びに

に適当な資金供与の方法により達成する。

第二条 用語

この条約の適用上、

「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。
「生物資源」とは、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実的若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的構成要素を含む。
「バイオテクノロジー」とは、物又は方法特定の利用のために作り出し又は改変するため、生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。
「遺伝資源の原産国」とは、生息域内状況において遺伝資源を有する国をいう。
「遺伝資源の提供国」とは、生息域内の供給源（野生種の個体群であるか飼育種又は栽培種の個体群であるかを問わない。）から採取された遺伝資源又は生息域外の供給源から取り出された遺伝資源（自国が原産国であるかないかを問わない。）を提供する国をいう。
「飼育種又は栽培種」とは、人がその必要を満たすため進化の過程に影響を与えた種をいう。
「生態系」とは、植物、動物及び微生物の群集とこれらを取り巻く非生物的環境とが相互に作用して一の機能的な単位を成す動的な複合体をいう。

「生息域外保全」とは、生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。
「遺伝素材」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう。
「遺伝資源」とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。
「生息地」とは、生物の個体若しくは個体群が自然に生息し若しくは生育している場所又はその類

型をいう。

「生息域内状況」とは、遺伝資源が生息系及び自然の生息域において存在している状況をいい、飼育種又は栽培種については、当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において存在している状況をいう。

「生息域内保全」とは、生息系及び自然の生息域を保全し、並びに持続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいい、飼育種又は栽培種については、持続可能な種の個体群を当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復することをいう。

「保護地域」とは、保全のための特定の目的を達成するために指定され又は規制され及び管理されている地理的に特定された地域をいう。

「地域の経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この条約が規律する事項に關しその加盟国から権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従ってこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入の正当な委任を受けたものをいう。

「持続可能な利用」とは、生物の多様性の長期的な減少をもたらさない方法及び速度で生物の多様性の構成要素を利用し、もって、現在及び将来の世代の必要及び願望を満たすように生物の多様性の可能性を維持することをいう。

「技術」とは、バイオテクノロジーを含む。

第三条 原則

諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従って開発する主権的権利を有し、また、自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保する責任を有する。

第四条 適用範囲

この条約が適用される区域は、この条約に別段の明文の規定がある場合を除くほか、他国の権利を害さないことを条件として、各締約国との関係

において、次のとおりとする。

- (a) 生物の多様性の構成要素については、自国の管轄の下にある区域
- (b) 自国の管轄又は管理の下で行われる作用及び活動（それらの影響が生ずる場所のいかんを問わない）については、自国の管轄の下にある区域及びいずれの国の管轄にも属さない区域

第五条 協力

締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、可能な限り、かつ、適当な場合には、直接に又は適当なときは能力を有する国際機関を通じて、いずれの国の管轄にも属さない区域その他相互に關心を有する事項について他の締約国と協力する。

第六条 保全及び持続可能な利用のための一般的な措置

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に關連するものを考慮したものとなるようにすること。
- (b) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合には、關連のある部門別の又は部門にまたがる計画及び政策にこれを組み入れること。

第七条 特定及び監視

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、特に次条から第十条までの規定を実施するため、次のことを行う。

- (a) 附属書Iに列記する区分を考慮して、生物の多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定すること。
- (b) 生物の多様性の構成要素であって、緊急な保全措置を必要とするもの及び持続可能な利用

用に最大の可能性を有するものに特別の考慮を払いつつ、標本抽出その他の方法により、(a)の規定に従って特定される生物の多様性の構成要素を監視すること。

- (c) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に著しい悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある作用及び活動の種類を特定し並びに標本抽出その他の方法によりそれらの影響を監視すること。
- (d) (a)から(c)までの規定による特定及び監視の活動から得られる情報を何らかの仕組みによって維持し及び整理すること。

第八条 生息域内保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

- (a) 保護地域又は生物の多様性を保全するため特別の措置をとる必要がある地域に關する制度を確立すること。
- (b) 必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること。
- (c) 生物の多様性の保全のために重要な生物資源の保全及び持続可能な利用を確保するため、保護地域の内外を問わず、当該生物資源について規制を行い又は管理すること。
- (d) 生息系及び自然の生息地の保護並びに持続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進すること。
- (e) 保護地域における保護を補強するため、保護地域に隣接する地域における開発が環境上適正かつ持続可能なものとなることを促進すること。

- (f) 特に、計画その他管理のための戦略の作成及び実施を通じて、劣化した生息系を修復し及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復を促進すること。
- (g) バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響（生物の多様性の保

全及び持続可能な利用に対して及び得るもの）を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること。

- (h) 生息系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。
- (i) 現在の利用が生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用と両立するために必要な条件を整えるよう努力すること。

第九条 生息域外保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、主として生息域内における措置を補完するため、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性の構成要素の生息域外保全のための措置をとること。この措置は、生物の多様性の構成要素の原産国においてとること
- (b) 脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること。
- (c) 前条の規定により生物の多様性に対し著しい悪影響があると認められる場合には、關係する作用及び活動の種類を規制し又は管理すること。
- (d) (a)から(c)までに規定する生息域内保全のための財政的な支援その他の支援（特に開発途上国に対するもの）を行うことについて協力すること。

- (e) 脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること。
- (f) 前条の規定により生物の多様性に対し著しい悪影響があると認められる場合には、關係する作用及び活動の種類を規制し又は管理すること。
- (g) (a)から(f)までに規定する生息域内保全のための財政的な支援その他の支援（特に開発途上国に対するもの）を行うことについて協力すること。

が望ましい。

(b) 植物、動物及び微生物の生息域外保全及び研究のための施設を設置し及び維持すること。その設置及び維持は、遺伝資源の原産国において行うことが望ましい。

(c) 脅威にさらされている種を回復し及びその機能を修復するため並びに当該種を適当な条件下で自然の生息地に再導入するための措置をとること。

(d) (c)の規定により生息域外における特別な暫定的措置が必要とされる場合を除くほか、生態系及び生息域内における種の個体群を脅かさないようにするため、生息域外保全を目的とする自然の生息地からの生物資源の採取を規制し及び管理すること。

(e) (a)から(d)までに規定する生息域外保全のための財政的な支援その他の支援を行うことについて並びに開発途上国における生息域外保全のための施設の設置及び維持について協力すること。

第十条 生物の多様性の構成要素の持続可能な利用

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

(a) 生物資源の保全及び持続可能な利用についての考慮を自国の意思決定に組み入れること。

(b) 生物の多様性への悪影響を回避し又は最小にするため、生物資源の利用に関連する措置をとること。

(c) 保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること。

(d) 生物の多様性が減少した地域の住民による修復のための作業の準備及び実施を支援すること。

(e) 生物資源の持続可能な利用のための方法の開発について、自国の政府機関と民間部門との間の協力を促進すること。

第十一條 奨励措置

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、生物の多様性の構成要素の保全及び持続可能な利用を奨励することとなるような経済的及び社会的に健全な措置をとる。

第十二條 研究及び訓練

締約国は、開発途上国の特別のニーズを考慮して、次のことを行う。

(a) 生物の多様性及びその構成要素の特定、保全及び持続可能な利用のための措置に関する科学的及び技術的な教育訓練事業のための計画を作成し及び維持すること並びに開発途上国の特定のニーズに対応するためこのような教育及び訓練を支援すること。

(b) 特に科学上及び技術上の助言に関する補助機関の勧告により締約国会議が行う決定に従い、特に開発途上国における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励すること。

(c) 第十六条、第十八条及び第二十条の規定の趣旨に沿い、生物資源の保全及び持続可能な利用のための方法の開発について、生物の多様性の研究における科学の進歩の利用を促進し及びそのような利用について協力すること。

第十三條 公衆のための教育及び啓発

締約国は、次のことを行う。

(a) 生物の多様性の保全の重要性及びその保全に必要な措置についての理解、各種の情報伝達手段によるそのような理解の普及並びにこのような題材の教育事業の計画への導入を促進し及び奨励すること。

(b) 適当な場合には、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する教育啓発事業の計画の作成に当たり、他国及び国際機関と協力すること。

第十四條 影響の評価及び悪影響の最小化

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合に

は、次のことを行う。

(a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。

(b) 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画及び政策の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するため、適当な措置を導入すること。

(c) 適宜、二国間の、地域的な又は多数国間の取極を締結することについて、これを促進することにより、自国の管轄又は管理の下における活動であつて、他国における又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるものに関し、相互主義の原則に基づき、通報、情報の交換及び協議を行うことを促進すること。

(d) 自国の管轄又は管理の下で生ずる急迫した又は重大な危険又は損害が他国の管轄の下にある区域又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に及ぶ場合には、このような危険又は損害を受ける可能性のある国に直ちに通報すること及びこのような危険又は損害を防止し又は最小にするための行動を開始すること。

(e) 生物の多様性に重大なかつ急迫した危険を及ぼす活動又は事象（自然に発生したものであるかないかを問わない。）に対し緊急に対応するための国内的な措置を促進し及びそのような国内的な努力を補うための国際協力（適当であり、かつ、関連する国又は地域的な経済統合のための機関の同意が得られる場合には、共同の緊急時計画を作成するための国際協力を含む。）を促進すること。

締約国会議は、今後実施される研究を基礎として、生物の多様性の損害に対する責任及び救済（原状回復及び補償を含む。）についての問題を検討する。ただし、当該責任が純粋に国内問題である場合を除く。

第十五條 遺伝資源の取得の機会

1 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。

2 締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。

3 この条約の適用上、締約国が提供する遺伝資源でこの条、次条及び第十九条に規定するものは、当該遺伝資源の原産国である締約国又はこの条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国が提供するものに限定する。

4 取得の機会を提供する場合には、相互に合意する条件で、かつ、この条の規定に従ってこれを提供する。

5 遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。

6 締約国は、他の締約国が提供する遺伝資源を基礎とする科学的研究について、当該他の締約国の十分な参加を得て及び可能な場合には当該他の締約国において、これを準備し及び実施するよう努力する。

7 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、次条及び第十九条の規定に従い、必要な場合には第二十条及び第二十一条の規定に基づいて設ける資金供与の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

第十六条 技術の取得の機会及び移転

1 締約国は、技術にはバイオテクノロジーを含むこと並びに締約国間の技術の取得の機会の提供及び移転がこの条約の目的を達成するための不可欠の要素であることを認識し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術又は環境に著しい損害を与えることなく遺伝資源を利用する技術について、他の締約国に対する取得の機会の提供及び移転をこの条の規定に従って行い又はより円滑なものにすることを約束する。

2 開発途上国に対する1の技術の取得の機会の提供及び移転については、公正で最も有利な条件（相互に合意する場合には、緩和されたかつ特惠的な条件を含む。）の下に、必要な場合には第二十条及び第二十一条の規定に基づいて設ける資金供与の制度に従って、これらを行ない又はより円滑なものにする。特許権その他の知的所有権によって保護される技術の取得の機会の提供及び移転については、当該知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う。この2の規定は、3から5までの規定と両立するように適用する。

3 締約国は、遺伝資源を利用する技術（特許権その他の知的所有権によって保護される技術を含む。）について、当該遺伝資源を提供する締約国（特に開発途上国）が、相互に合意する条件で、その取得の機会を与えられ及び移転を受けられるようにするため、必要な場合には第二十条及び第二十一条の規定の適用により、国際法に従い並びに4及び5の規定と両立するような形で、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

4 締約国は、開発途上国の政府機関及び民間部門の双方の利益のために自国の民間部門が1の技術の取得の機会の提供、共同開発及び移転をより円滑なものにするよう、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとり、これに関し、1から3までに規定する義務を遵守する。

5 締約国は、特許権その他の知的所有権がこの

条約の実施に影響を及ぼす可能性があることを認識し、そのような知的所有権がこの条約の目的を助長しかつこれに反しないことを確保するため、国内法令及び国際法に従って協力する。

第十七条 情報の交換

1 締約国は、開発途上国の特別のニーズを考慮して、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する公に入手可能なすべての情報源からの情報の交換を円滑にする。

2 1に規定する情報の交換には、技術的、科学的及び社会経済的な研究成果の交換を含むものとし、また、訓練計画、調査計画、専門知識、原住民が有する知識及び伝統的な知識に関する情報並びに前条1の技術と結び付いたこれらの情報の交換を含む。また、実行可能な場合には、情報の還元も含む。

第十八条 技術上及び科学上の協力

1 締約国は、必要な場合には適当な国際機関及び国内の機関を通じて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進する。

2 締約国は、この条約の実施に当たり、特に自国の政策の立案及び実施を通じて、他の締約国（特に開発途上国）との技術上及び科学上の協力を促進する。この協力の促進に当たっては、人的資源の開発及び組織の整備という手段によって、各国の能力を開発し及び強化することに特別の考慮を払うべきである。

3 締約国会議は、その第一回会合において、技術上及び科学上の協力を促進し及び円滑にするために情報交換の仕組みを確立する方法について決定する。

4 締約国は、この条約の目的を達成するため、自国の法令及び政策に従い、技術（原住民が有する技術及び伝統的な技術を含む。）の開発及び利用についての協力の方法を開発し並びにそのような協力を奨励する。このため、締約国は、また、人材の養成及び専門家の交流についての協力を促進する。

5 締約国は、相互の合意を条件として、この条約の目的に関連のある技術の開発のための共同研究計画の作成及び合併事業の設立を促進する。

第十九条 バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分

1 締約国は、バイオテクノロジーの研究のために遺伝資源を提供する締約国（特に開発途上国）の当該研究の活動への効果的な参加（実行可能な場合には当該遺伝資源を提供する締約国における参加を促進するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。）

2 締約国は、他の締約国（特に開発途上国）が提供する遺伝資源を基礎とするバイオテクノロジーから生ずる成果及び利益について、当該他の締約国が公正かつ衡平な条件で優先的に取得する機会を与えられることを促進し及び推進するため、あらゆる実行可能な措置をとる。その取得の機会は、相互に合意する条件で与えられる。

3 締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、その安全な移送、取扱い及び利用の分野における適当な手続（特に事前の情報に基づく合意についての規定を含むもの）を定める議定書の必要性及び態様について検討する。

4 締約国は、3に規定する生物の取扱いについての自国の規則（利用及び安全に係るもの）並びに当該生物が及ぼす可能性のある悪影響に関する入手可能な情報を当該生物が導入される締約国に提供する。その提供は、直接に又は自国の管轄の下にある自然人若しくは法人で当該生物を提供するものに要求することにより、行う。

第二十条 資金

1 締約国は、その能力に応じ、自国の計画及び優先度に従い、この条約の目的を達成するため、各国の活動に関して財政的に支援し及び奨励することを約束する。

2 先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担すること及びこの条約の適用から利益を得ることを可能にするため、新規の追加的な資金を供与する。その増加費用は、締約国会議が立案する政策、戦略、計画の優先度、適格性の基準及び増加費用の一覧表に従い、開発途上締約国と次条に規定する制度的組織との間で合意される。先進締約国以外の締約国（市場経済への移行の過程にある国を含む）は、先進締約国の義務を任意に負うことができる。この条の規定の適用のため、締約国会議は、その第一回会合において、先進締約国及び先進締約国の義務を任意に負うその他の締約国の一覧表を作成する。締約国会議は、定期的に当該一覧表を検討し、必要に応じて改正する。その他の国及び資金源からの任意の拠出も勧奨される。これらの約束は、資金の妥当性、予測可能性及び即応性が必要であること並びに当該一覧表に掲げる提出締約国の間の責任分担が重要であることを考慮して履行する。

3 先進締約国は、また、二国間の及び地域的その他の多数国間の経路を通じて、この条約の実施に関連する資金を供与することができるものとし、開発途上締約国は、これを利用することができる。

4 開発途上締約国によるこの条約に基づく約束の効果的な履行の程度は、先進締約国によるこの条約に基づく資金及び技術の移転に関する約束の効果的な履行に依存しており、経済及び社会の開発並びに貧困の撲滅が開発途上締約国にとって最優先の事項であるという事実が十分に考慮される。

5 締約国は、資金供与及び技術の移転に関する行動をとるに当たり、後開発途上国の特定のニーズ及び特別な状況を十分に考慮に入れる。

6 締約国は、開発途上締約国（特に島嶼国）における生物の多様性への依存並びに生物の多様性

の分布及び所在から生ずる特別な事情も考慮に入れる。

7 開発途上国(特に、環境上最も害を受けやすいもの、例えば、乾燥地帯、半乾燥地帯、沿岸地域及び山岳地域を有するもの)の特別な状況も考慮に入れる。

第二十一条 資金供与の制度

1 この条約の目的のため、贈与又は緩和された条件により開発途上締約国に資金を供与するための制度を設けるものとし、その制度の基本的な事項は、この条に定める。この条約の目的のため、当該制度は、締約国会議の管理及び指導の下に機能し、締約国会議に対して責任を負う。当該制度は、締約国会議がその第一回会合において決定する制度的組織によって運営する。この条約の目的のため、締約国会議は、第一文の資金の利用(その機会の提供を含む。)についての政策、戦略、計画の優先度及び適格性の基準を決定する。拠出については、締約国会議が定期的に決定する必要な資金の額に基づき、前条に規定する資金の予測可能性、妥当性及び即応性が必要であること並びに同条2に規定する一覽表に掲げる拠出締約国の間の責任分担が重要であることを考慮に入れる。先進締約国その他の国及び資金源から任意の拠出を行うこともできる。当該制度は、民主的で透明な管理の仕組みの下で運営する。

2 締約国会議は、この条約の目的を達成するため、その第一回会合において、資金の利用(その機会の提供を含む。)についての政策、戦略及び計画の優先度並びに適格性の詳細な基準及び指針に関する決定(資金の利用を定期的に監視し及び評価することについてのものを含む。)を行う。締約国会議は、資金供与の制度の運営を委託された制度的組織との協議の後、1の規定を実施するための取決めを決定する。

3 締約国会議は、この条約の効力発生の日から少なくとも二年を経過した日及びその後は定期的に、この条の規定に基づいて設けられる制度

の有効性(2の基準及び指針の有効性を含む。)について検討するものとし、その検討に基づき、必要に応じ、当該制度の有効性を高めるために適当な措置をとる。

4 締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための資金を供与するため、既存の資金供与の制度を強化することについて検討する。

第二十三条 締約国会議

1 この条約により締約国会議を設置する。締約国会議の第一回会合は、国際連合環境計画事務局局長がこの条約の効力発生の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、第一回会合において決定する一定の間隔で開催する。

2 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

3 締約国会議は、締約国会議及び締約国会議が設置する補助機関の系統規則並びに事務局の予算を規律する財政規則をコンセンサス方式により合意し及び採択する。締約国会議は、通常会合において、次の通常会合までの会計期間の予算を採択する。

4 締約国会議は、この条約の実施状況を常時検討し、このため、次のことを行う。
(a) 第二十六条の規定に従って提出される情報

の送付のための形式及び間隔を決定すること並びにそのような情報及び補助機関により提出される報告を検討すること。

(b) 第二十五条の規定に従って提供される生物の多様性に関する科学上及び技術上の助言を検討すること。

(c) 必要に応じ、第二十八条の規定に基づいて議定書を検討し及び採択すること。

(d) 必要に応じ、第二十九条及び第三十条の規定に基づいてこの条約及びその附属書の改正を検討し及び採択すること。

(e) 議定書及びその附属書の改正を検討すること並びに改正が決定された場合には、当該議定書の締約国に対し当該改正を採択するよう勧告すること。

(f) 必要に応じ、第三十条の規定に基づいてこの条約の追加附属書を検討し及び採択すること。

(g) 特に科学上及び技術上の助言を行うため、この条約の実施に必要と認められる補助機関を設置すること。

(h) この条約が対象とする事項を扱っている他の条約の執行機関との間の協力の適切な形態を設定するため、事務局を通じ、当該執行機関と連絡をとること。

(i) この条約の実施から得られる経験に照らし、この条約の目的の達成のために必要な追加的行動を検討し及びとること。

5 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある分野において認められた団体又は機関(政府又は民間のもの)のいずれであるかを問わない。であって、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席については、締約国会議が採択する系統規則に従う。

第二十四条 事務局
1 この条約により事務局を設置する。事務局は、次の任務を遂行する。

(a) 前条に規定する締約国会議の会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。

(b) 議定書により課された任務を遂行すること。

(c) この条約に基づく任務の遂行に関する報告書を作成し及びその報告書を締約国会議に提出すること。

(d) 他の関係国際機関との調整を行うこと。特に、その任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。

(e) その他締約国会議が決定する任務を遂行すること。

2 締約国会議は、その第一回通常会合において、この条約に基づく事務局の任務を遂行する意思を表明した能力を有する既存の国際機関の中から事務局を指定する。

第二十五条 科学上及び技術上の助言に関する補助機関

1 この条約により科学上及び技術上の助言に関する補助機関を設置する。補助機関は、締約国会議及び適当な場合には他の補助機関に対し、この条約の実施に関連する時宜を得た助言を提供する。補助機関は、すべての締約国による参加のために開放するものとし、学際的な性格を有する。補助機関は、関連する専門分野に関する知識を十分に有している政府の代表者により構成する。補助機関は、その活動のすべての側面に関して、締約国会議に対し定期的に報告を行う。

2 1の補助機関は、締約国会議の管理の下に、その指針に従い及びその要請により、次のことを行う。
(a) 生物の多様性の状況に関する科学的及び技術的な評価を行うこと。

(b) この条約の規定に従ってとられる各種の措置の影響に関する科学的及び技術的な評価のための準備を行うこと。

(c) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある革新的な、効率的な及び最新の技術及びノウハウを特定すること並びにこれらの技術の開発又は移転を促進する方法及び手段に関する助言を行うこと。

(d) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての科学的な計画並びに研究及び開発における国際協力に関する助言を行うこと。

(e) 締約国会議及びその補助機関からの科学、技術及び方法論に関する質問に回答すること。

3 1の補助機関の任務、権限、組織及び運営については、締約国会議が更に定めることができる。

第二十六条 報告
締約国は、締約国会議が決定する一定の間隔で、この条約を実施するためにとった措置及びこの条約の目的を達成する上での当該措置の効果に関する報告書を締約国会議に提出する。

第二十七条 紛争の解決
1 この条約の解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉により紛争の解決に努める。

2 紛争当事国は、交渉により合意に達することができなかつた場合には、第三者によるあっせん又は仲介を共同して求めることができる。

3 いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、1又は2の規定により解決することができなかつた紛争について、次の紛争解決手段の一方又は双方を義務的なものとして受け入れることをこの条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面により宣言することができ

4 紛争は、紛争当事国が3の規定に従って同一の紛争解決手段を受け入れている場合を除くほか、当該紛争当事国が別段の合意をしない限り、附属書II第二部の規定により調停に付する。

5 この条の規定は、別段の定めがある議定書を除くほか、すべての議定書について準用する。

第二十八条 議定書の採択
1 締約国は、この条約の議定書の作成及び採択について協力する。

2 議定書は、締約国会議の会合において採択する。

3 議定書案は、2の会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。

第二十九条 この条約及び議定書の改正
1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。議定書の締約国は、当該議定書の改正を提案することができる。

2 この条約の改正は、締約国会議の会合において採択する。議定書の改正は、当該議定書の締約国の会合において採択する。この条約又は議定書の改正案は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局がそれぞれこの条約又は当該議定書の締約国に通報する。事務局は、改正案をこの条約の署名国にも参考のために通報する。

3 締約国は、この条約及び議定書の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択するものとし、寄託者は、これをすべての締約国に対し批准、受諾又は承認のために送付する。

4 改正の批准、受諾又は承認は、寄託者に対して書面により通告する。3の規定に従って採択された改正は、3の議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この条約の締約国又は当該議定書の締約国の少なくとも三分の二が批准書、受諾書又は承認書を送付した後に九十日目の日に当該他の締約国に、当該改正を批准し、受諾し又は承認した締約国の間で効力を生ずる。その後は、改正は、他の締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を送付した後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。

5 この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。

第三十条 附属書の採択及び改正
1 この条約の附属書又は議定書の附属書は、それぞれ、この条約又は当該議定書の不可分の一部を成すものとし、「この条約」又は「議定書」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。附属書は、手続的、科学的、技術的及び事務的な事項に限定される。

2 この条約の追加附属書又は議定書の附属書の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用する。ただし、議定書に当該議定書の附属書に關して別段の定めがある場合を除く。

(a) この条約の追加附属書又は議定書の附属書は、前条に定める手続を準用して提案され及び採択される。

(b) 締約国は、この条約の追加附属書又は自国が締約国である議定書の附属書を承認することができない場合には、その旨を、寄託者が採択を通報した日から一年以内に、寄託者に対して書面により通告する。寄託者は、受領した通告をすべての締約国に遅滞なく通報する。締約国は、いつでも、先に行つた異議の宣言を撤回することができるものとし、この場合において、附属書は、(c)の規定に従うことを条件として、当該締約国について効力を生ずる。

(c) 附属書は、寄託者による採択の通報の日から一年を経過した時に、(b)の規定に基づく通告を行わなかつたこの条約又は関連議定書の

すべての締約国について効力を生ずる。

3 この条約の附属書及び議定書の改正の提案、採択及び効力発生は、この条約の附属書及び議定書の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。

4 附属書の追加又は改正がこの条約又は議定書の改正に関連している場合には、追加され又は改正された附属書は、この条約又は当該議定書の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

第三十一条 投票権
1 この条約又は議定書の各締約国は、2に規定する場合を除くほか、一の票を有する。

2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約又は関連議定書の締約国であるその構成国の数と同数の票を投ずる権利を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第三十二条 この条約と議定書との関係
1 いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、この条約の締約国である場合又は同時にこの条約の締約国となる場合を除くほか、議定書の締約国となることはできない。

2 議定書に基づく決定は、当該議定書の締約国のみが行う。当該議定書の批准、受諾又は承認を行わなかつたこの条約の締約国は、当該議定書の締約国の会合にオブザーバーとして参加することができない。

第三十三条 署名
この条約は、千九百九十二年六月五日から同年六月十四日までパリ・デ・ジャネイロにおいて、同年六月十五日から千九百九十三年六月四日までニューヨークにある国際連合本部において、すべての国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第三十四条 批准、受諾又は承認
1 この条約及び議定書は、国家及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され

又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

2 この条約又は議定書の締約国となる1の機関で当該機関のいずれの構成国も締約国となっていないものは、この条約又は当該議定書に基づいてすべての義務を負う。当該機関及びその一又は二以上の構成国がこの条約又は同一の議定書の締約国である場合には、当該機関及びその構成国は、この条約又は当該議定書に基づいて義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該機関及びその構成国は、この条約又は当該議定書に基づく権利を同時に行使することができない。

3 1の機関は、この条約又は議定書の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約又は当該議定書の批准書、受諾書又は承認書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の変更に関連するものを寄託者に通報する。

第三十五条 加入
1 この条約及び議定書は、この条約及び当該議定書の署名のための期間の終了後は、国家及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

2 1の機関は、この条約又は議定書の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約又は当該議定書への加入書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の変更に関連するものを寄託者に通報する。

3 前条2の規定は、この条約又は議定書に加入する地域的な経済統合のための機関についても適用する。

第三十六条 効力発生
1 この条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から九十日目の日に効力を生ずる。
2 議定書は、当該議定書に規定する数の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後

九十日目の日に効力を生ずる。

3 この条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する締約国については、当該締約国による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から九十日目の日に効力を生ずる。

4 議定書は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、2の規定に基づいて効力が生じた後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する締約国については、当該締約国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後九十日目の日又はこの条約が当該締約国について効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

5 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第三十七条 留保
この条約には、いかなる留保も付することができない。

第三十八条 脱退
1 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から二年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。
2 1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

3 この条約から脱退する締約国は、自国が締約国である議定書からも脱退したものとみなす。

会合までの間又は締約国会議が同条の規定によりいずれの制度的な組織を指定するかを決定するまでの間暫定的に、同条に規定する制度的組織となる。

第四十条 事務局に関する暫定的措置
第二十四条2に規定する事務局の役務は、この条約の効力発生から締約国会議の第一回会合までの間暫定的に、国際連合環境計画事務局が提供する。

第四十一条 寄託者
国際連合事務総長は、この条約及び議定書の寄託者の任務を行う。

第四十二条 正文
アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。
以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。
千九百九十二年六月五日にリオ・デ・ジャネイロで作成した。

附屬書I 特定及び監視
1 生態系及び生息地
高い多様性を有するもの、固有の若しくは脅威にさらされた種を多く有するもの又は原生地域を有するもの
移動性の種が必要とするもの
社会的、経済的、文化的又は科学的に重要なものであるもの
代表的であるもの、特異なものであるもの又は重要な進化する他の生物学上の過程に関係しているもの

2 種及び群集
脅威にさらされているもの
飼育種又は栽培種と近縁の野生のもの
医学上、農業上その他経済上の価値を有するもの
社会的、科学的又は文化的に重要であるもの
指標種のように生物の多様性の保全及び持

続可能な利用に関する研究のために重要であるもの
3 社会的、科学的又は経済的に重要であり、かつ、記載されたゲノム及び遺伝子
附屬書I
第一部 仲裁
第一条
申立国である締約国は、紛争当事国が、この条約第二十七条の規定に従って紛争を仲裁に付する旨を事務局に通告する。通告には、仲裁の対象である事項を明示するものとし、特に、その解釈又は適用が問題となっているこの条約又は議定書の条文を含む。仲裁の対象である事項については、仲裁裁判所の裁判長が指名される前に紛争当事国が合意しない場合には、仲裁裁判所がこれを決定する。事務局は、受領した情報をこの条約又は当該議定書のすべての締約国に送付する。

第二條
1 二の当事国間の紛争の場合については、仲裁裁判所は、三人の仲裁人を構成する。各紛争当事国は、各一人の仲裁人を任命し、このようにして任命された二人の仲裁人は、合意により第三の仲裁人を指名し、第三の仲裁人は、当該仲裁裁判所において裁判長となる。裁判長は、いずれかの紛争当事国の国民であつてはならず、いずれかの紛争当事国の領域に日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事国によつても雇用されてはならず、及び仲裁に付された紛争を仲裁人以外のいかなる資格においても取り扱ったことがあつてはならない。

2 二を超える当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国が合意により共同で一人の仲裁人を任命する。
3 仲裁人が欠けたときは、当該仲裁人の任命の場合と同様の方法によつて空席を補充する。

第三條
1 第二の仲裁人が任命された日から二箇月以内には、仲裁裁判所の裁判長が指名されなかった場合には、国際連合事務総長は、いずれかの紛争当事

国に仲裁裁判所の裁判長を指名されなかった場合には、国際連合事務総長は、いずれかの紛争当事

国に仲裁裁判所の裁判長を指名されなかった場合には、国際連合事務総長は、いずれかの紛争当事

国に仲裁裁判所の裁判長を指名されなかった場合には、国際連合事務総長は、いずれかの紛争当事

事国の要請に応じ、引き続き二箇月の期間内に裁判長を指名する。

2 いずれかの紛争当事国が要請を受けた後二箇月以内に仲裁人を任命しない場合には、他方の紛争当事国は、国際連合事務総長にその旨を通報し、同事務総長は、引き続き二箇月の期間内に仲裁人を指名する。

第四条

仲裁裁判所は、この条約、関連議定書及び国際法の規定に従い、その決定を行う。

第五条

紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

第六条

仲裁裁判所は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、不可欠の暫定的保全措置を勧告することができる。

第七条

紛争当事国は、仲裁裁判所の運営に便宜を与えるものとし、すべての可能な手段を利用して、特に、次のことを行う。

(a) すべての関係のある文書、情報及び便益を仲裁裁判所に提供すること。

(b) 必要に応じ、仲裁裁判所が証人又は専門家を招致し及びこれらの者から証拠を入手することができようようにすること。

第八条

紛争当事国及び仲裁人は、仲裁手続期間中に秘密のものとして入手した情報の秘密性を保護する義務を負う。

第九条

仲裁に付された紛争の特別の事情により仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用は、紛争当事国が均等に負担する。仲裁裁判所は、すべての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。

第十条

いずれの締約国も、紛争の対象である事項につ

き仲裁の決定により影響を受けるおそれのある法律上の利害関係を有する場合には、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。

第十一条

仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聴取し及び決定することができる。

第十二条

手続及び実体に関する仲裁裁判所の決定は、い

第十三条

いずれかの紛争当事国が仲裁裁判所に出廷せず又は自国の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事国は、仲裁裁判所に対し、仲裁手続を継続し及び仲裁判断を行うよう要請することができる。いずれかの紛争当事国が欠席し又は弁護を行わないことは、仲裁手続を妨げるものではない。仲裁裁判所は、最終決定を行うに先立ち、申立てが事実及び法において十分な根拠を有することを確認しなければならぬ。

第十四条

仲裁裁判所は、完全に設置された日から五箇月以内にその最終決定を行う。ただし、必要と認められる場合には、五箇月を超えない期間その期限を延長することができる。

第十五条

仲裁裁判所の最終決定は、紛争の対象である事項に限定されるものとし、その理由を述べる。最終決定には、参加した仲裁人の氏名及び当該最終決定の日付を付する。仲裁人は、別個の意見又は反対意見を最終決定に付することができる。

第十六条

仲裁判断は、紛争当事国を拘束する。紛争当事国が上訴の手続について事前に合意する場合を除くほか、上訴を許さない。

第十七条

最終決定の解釈又は履行の方法に関し紛争当事国間で生ずる紛争については、いずれの紛争当事国も、当該最終決定を行った仲裁裁判所に対し、

その決定を求めるため付託することができる。

第二部 調停

第一条

いずれかの紛争当事国の要請があったときは、調停委員会が設置される。同委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、五人の委員で構成する。各紛争当事国は、それぞれ二人の委員を任命し、これらの委員は、共同で委員長を選任する。

第二条

二を超える当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国が合意により共同で調停委員会の委員を任命する。二以上の紛争当事国が別個の利害関係を有し又は同一の利害関係を有するか有しないかについて意見の相違がある場合には、これらの紛争当事国は、別個に委員を任命する。

第三条

調停委員会の設置の要請が行われた日の後二箇月以内に紛争当事国によるいずれかの任命が行われなかった場合において、当該要請を行った紛争当事国の求めがあるときは、国際連合事務総長は、引き続き二箇月の期間内に当該任命を行う。

第四条

調停委員会の最後の委員が任命された後二箇月以内に同委員会の委員長が選任されない場合には、国際連合事務総長は、引き続き二箇月の期間内に委員長を指名する。

第五条

調停委員会は、委員の過半数による議決で決定を行う。同委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、その手続を定める。同委員会は、紛争の解決のための提案を行い、紛争当事国は、この提案を誠実に検討する。

第六条

調停委員会が権限を有するか有しないかに関する意見の相違については、同委員会が裁定する。

平成五年四月十四日印刷

平成五年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P